古事記傳

十三

和書門
類 二九二五〇號
函 七八
架 一三
冊 一五

内閣文庫
和書
類 二九二五〇號
冊 一五
函 一三七
架 二

内閣文庫
番號 和 29250
冊數 15 (13)
函號 137 4

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

東京帝國大學圖書之印

古事記傳三十五之卷

本居宣長謹撰

内一〇〇九二號

教部文庫印

東京帝國大學圖書之印

右事記下卷

高津宮上卷（タカツノミヤノカミツマキ）

大雀命（オホサザキノミコト）坐難波之高津宮治天下也此天皇娶葛城之曽都毘（ナニハノタカツノミヤニマシテ。クニヲオサメシタマフ。コノスメラミコトカヅラキノソツビ）

古之女石之日賣命。大后。生御子
大江之伊邪本和氣命。次墨江
之中津王。次蟻之水齒別命。次
男淺津間若子宿禰命。四柱又娶
上云日向之諸縣君牛諸之女。

髮長比賣生御子波多毘能大
郎子。自波下四字以音下。亦名大日下
王。次波多毘能若郎女。亦名長
日比賣命。亦名若日下部命。二柱
又娶庶妹八田若郎女。又娶庶

妹宇遲能若郎女此之二柱無御子也凡此大雀天皇之御子等并六柱男王五柱女王一柱故伊邪本和氣命者治天下次蛟之水齒別命亦治天下次男淺津間若子宿禰命亦治天下也

舊印本眞福寺本又一本なども初に起大雀皇盡豐御食炊屋比賣命凡十八天皇云々十八字の細書あり旧印本は雀字鷦鷯に作り眞福寺本は飯豐命を御代に作り其八字九字を誤れるなり後人の加筆なるを佐々木卷ある本にも此に無きを依りて○此天皇後に故今は延佐本なども一本に無きを依りて○此天皇後に漢樣の御諡仁德天皇と申す○大雀命雀字舊印本又鷦鷯に作るは後人の書紀に依て改めたるなり諸本並雀に作れり中卷なども下巻なども雀に作れり○難波は上に

出ッ中巻伯耆原宮段浪速の玉傳十三段傳三十四○高津宮ハ書紀ニ
ハ仁世七年又明宮段傳ニ元年ニ都難波是謂高津宮ト元年ニ始テ難波ヲ移ス
此ハ本ヨリ非ス此命ハ坐シ書紀ニ云ク令進難波ニ従難波
馳之到菟道宮ニ見ル此記ニモ明宮段ニ大雀命見テ
其嬢子泊于難波津ニ而云ク万葉ニ久方乃天之探女
なゝあるをても知る云ク万葉ニ久方乃天之探女
之石船乃泊師高津者浅尓家当香裳ゝあゝ難波の地
形今も北ハ大坂より南ハ住吉のあゝめまで長く
岸なきゝる岸ありて東ハ高石ハ此岸まで潮来
ゝ右ハ嶋云る処ゝ枩ハ低し西ハ陸地ゝけるゝ多き
万葉ニ浅ニなるかもゝゝ当時既ゝ此岸まで
ハ潮来ら船着て難波津ハ岸れ上ありけゝ故高津
ゝハ云なるゝし宮ハ或人今の大坂の内なり上本町
通安曇

寺町筋の民家の後ハ祠あり天満社訓渡辺氏の家ニ
蔵る難波の古図を以て考ル云ク古宮跡ハ云ク傳
ニ此処ハ何ゝ昔の神社の跡なるゝ然
云ク所ゝ慥ニ此大宮地跡ゝ定ゝ
其地ニ遠ク距る今世ゝ思ハる
高津ゝ書て此大宮ゝ其延ゝ
ゝ書紀ハ孝徳巻ニ其神社を此天皇
ゝ物語の哥ニ見む
谷朝武云ク
ハ今も彦ニ
難波之比賣碁曾社ハ中巻明宮段の末ニ見
四の十巻ニ云ク高津神社ハ云ク其事ハ傳三十
云ク説なり大郡ハ書紀ニ欽明巻ニ始
乾巻ニ見ル高津宮一名大郡宮
ハ見ル孝徳紀ニ高津宮ハ小郡宮ニ見ル由
城之曽都毘古ハ建内宿祢大臣の子ニて上ニ出世傳

この曾孫の日賣命書紀天皇の大御哥に鬼怒瑳破
赴以破能瞬謎餓芸御名義磐石の如堅く常に坐
祝ひ称ふるなり書紀に三十五年夏六月
皇后磐之媛命薨於筒城宮三十七年冬十一月甲戌朔
乙酉葬皇后於那羅山諸陵式に平城坂上墓磐足媛命
在大和國添上郡兆域東西一町南北一町無守戸令猶
列池上陵に兼守或云枕冊子に鶯陵のある是此御墓
なり鶯山の頂にあり神社帳に伊波
に伊豆国賀茂郡伊波乃比咩命神社まゝ伊波
比咩命神社あり○日此日賣命あらし○大后
續紀に立正三位藤原夫人為皇后詔に云く此皇后
位乎授賜然毛朕時乃未尓波不有難波高宮御宇大鷦

鷦天皇葛城曽豆比古が子御柏
坐而食國天下之政治賜行賜家刺令米豆良可尓新伎
政者不有本由理行来迹事曽止詔云く高宮に津
王わ非臣しる人の女
皇后に立給ひ
例を引給ふなり古の
なり其後開化天皇比古
も立て皇后を為賜ふ
は其間に大后に申せる
の女の大后に立給ふ
奉る外に見え受故其例
は孝元天皇の御曽孫なれ
る臣の列なり神功皇后の御
玄孫に坐せる故に此例
皆王なれば大后に居賜ふ
例なり然

書紀は開化天皇まで代々御世々々臣の女を皇后とし給ふ事みな妃夫人の列なれども記されず唯太后と申さるゝ方を皇后と記されたる例の潤色也某年月日立為皇后と云こゝも本は潤色の文なるべし前にも云はゞ如此かゝる彼紀は漢籍にむさぼれる文なれば如此古義の没事なるべし太宝の御時令の多きは妃あるも内親王をもそなへ納も賜ふれ其は後宮職員令に妃二員右三品以上夫人三員右四品以上嬪四品以上親王の階五位已上あるべし知られたる如なれば夫人嬪は品なる故なり妃は品なる故なり況て皇后は申なれば上代はいざ知ず御代代なれば上代はいざ知ず然るに此石之比壙命の御事はいかゝ殊なる故あり

○大江之伊邪本和氣命は御名義未詳江は借字書紀は大兄とあり字の意なり此称の事日代宮殿日子人之大兄王の事世傳六の巻に云ふ伊邪の事は水垣宮殿伊邪能真若命の下の七巻に云ふ本は大なる和氣の事上に出る

○墨江之中津王は津國の墨江は居住賜ふなる故中津は書紀は仲とある意なり津は之通ふ例の助辞なり下に能を添へたり訓法は舒明紀に初瀬仲王云々人も見也

此王の事若櫻宮殿に出たり

○蟹之水歯別命蟹は多治比訓法其故は書紀は称謂多遅比瑞歯別天皇見え民部式に凡勘籍之徒或轉蟹部姓注丹比部或変永吉名為長善如此之類莫為不合部同なる由なり又下文定蟹部なる延喜部姓氏録に引るも合せ見法も清なり舊印本は

ハ訓ヲ延佳ト其ヨリ従テ淡路国三原郡也日本紀云瑞歯別尊生于淡路宮云ハ非ナリ蝮ヲ訓キ由ナハ蝮字ヲ書ハ故ハ詳ナリ又蝮ハ俗ニ云マムシナリ或人俗ニ云ヒバミ也云ヒバミナル云然ラバ古ヘ此虫ヲ多治比ト云シナルカ又ハ乃豆知ヤアリ

はて多治比ハ河内國の地名ナリ其地の事ハ此命ハ御段ニ云ル然ルト書紀此命御段ニ天皇初生于淡路宮於是有井曰瑞井則汲之洗太子時多遅花落在于井中因為太子名也多遅花者今虎杖花也故称謂多遅比瑞歯別天皇ヲ冊墀真人貞峯苛上表ハ事の不ル傳ハ云ヒ私撿古記擅隈廬入野宮御宇宣和天皇皇子加美恵波皇子生十市王十市王生多治比古王此王生産之名忽多治比花飛浮湯沐釜以斯冥感名多治比古王云ヒ依ル多遅花の故事ハ此多治比ハ其南天生坐し時の事なり

姓氏録冊治宿祢條ニ云ヒ依ル実録ナル抑書紀姓氏録ハ彼ハ書紀の誤ル傳ヲ云ヒ後ニ云ヒ誤ル実録ハ依ル如ク云ヒ此命ハ河内国三多治比ハ都坐ス本ヨリ居住給ヒ其地名ヲ多治比ト云ヒ彼ハ書紀ハ云ヒ出

妻山、又朝妻之岸山、木迄小なれども、今も又和名抄に、近江国坂田郡朝妻郷ありて、中昔の書にも見えたれども、其の小に非ず、又書紀私記に難波よりありと云る、小曲なり、男の字小まして、小長谷小筑波小佐保などの小なり、若し借字なるべきの礒も、相模国の餘綾にて、そこよりうれたなるを、小と書るを後よこよみ誤まれるなるべし、然るに例ふかく、又小野小川そこの小き或は小篠小車小櫛などの類の、小も皆同じ、そこの小き曲りなる非ず、真御なべの類よ美ほめる詞なり、小は大なり、

反對して返て共に美称なり、若子は、和久碁と訓法し、書紀武烈卷哥に、愷那能、倭倶悟、舒明卷哥に、菟能和倶吾、継躰卷哥に、愷那能和久胡、宿禰の事は上に云り、傳廿二の五十五葉の諸縣

兄命の御名は大兄云云は對て小兄の由なり、書紀云、二年春三月辛未朔戊寅立磐之媛命為皇后皇后生大兄去来穗別天皇、住吉仲皇子、瑞歯別天皇、雄朝津間稚子宿禰天皇、上云り、明宮段なり、傳廿二の五十五葉の諸縣君牛諸、諸は田名部訓、諸縣の諸は訓ばかりなり、名義未思得、殮此人上に出、髮長比賣、上に出、波多毘能大郎子、此御名地名なり、詳なり、郎子は云、称の事は上に云、索太郎子宿禰は御名なり、明宮段末に見ゆ、太日下王、

首下は地名なり、河内國河内郡にあり、此地の事は朝倉宮段傳四十一に云ばなり、此王の御事応穂宮段の九葉に

玉見遊ばせり。傳四十の巻に出たり。波多毘能若郎女。赤名長白比賣命。此御名義も未思得ず。應神天皇の御女の同御名あるを。此皇女に所ぶれ給へる事。其由分明に彼処に云へり。

㊀若日下部王。延喜本に部字無きは除き。諸本此字あり。かしらに除き。日下部を。日下部とも云しるや。朝倉宮段。太御哥に久佐加辨能許知能夜麻ゆあり。然るに此御名も部字無如なり。穴穂宮段に部字無しなり。

畧天皇に大后ゆあり坐す。彼御段に見ゆ。書紀雄略巻に。草香幡梭姫皇女ゆあり。細書に更名橘姫ゆあり。此御名は。大和国に橘の宮ありて。後に彼地に居給へり。又書紀に。皇后ゆ坐す由あるは。彼御段に云へり。傳同紀に。皇女履中天皇の皇后ゆあり坐す由あるは。彼御段に云へり。傳同紀

云。仁德なり。又妃曰日向髮長媛生大草香皇子幡梭皇女。○庶妹は麻く伊毛ゆ訓ぜり。上に云へる如し。傳廿九の四十三葉。○八田若郎女上に出。傳廿二の一葉。此皇女の御事未だ見ず。○宇遲能若郎女も上に出。傳廿一の一葉。書紀に。

○は。此皇女ゆ娶坐るこゝは見えず。○無御子也は。美古坐邪理伎ゆ訓ぜし。○凡此大雀天皇云々記中に如此記せる例皆大御名をば挙ぐ。此天皇ゆある中に。日代宮段に見えし美。此の如凡此大帶日子天皇云ゆ有。

此天皇之御世爲大后石之日

賣命之御名代定葛城部亦爲
太子伊邪本和氣命之御名代
定壬生部亦爲水齒別命之御
名代定蝮部亦爲大日下王之
御名代定大日下部爲若日下
部王之御名代定若日下部

御名代ハ其御名を後世に廣く遺し傳賜ふ樣なり書紀清寧卷に年春
二月天皇恨無子乃遣大伴室屋大連於諸國置白髮部
舍人白髮部膳部白髮部鞆負部白髮部靫負部鞆負部
靫負部蘇賀部蘇賀部遺跡今觀於後世然
卷に昔年秋九月無朕無繼嗣何以傳名且依丗皇奮例
置屯倉大伴瀬舍人使爲代号萬歲難忘者也繼躰卷に大伴大連奏請曰云
云白髮天皇無嗣遣臣祖父大連室屋海外安置王種白
髮部以留後世之名云云太子妃春日皇女云云妃曰云云
云無嗣之恨鍾太子妃名隨絶云詔曰朕子麻呂古王
妃之詞深称於理云云冥賜亟布也蒼表中妃名於萬代上

安閑卷冒頭所載秋七月詔曰皇后雖躰同天冬十月天皇
勅大伴大連金村曰朕納四妻恒令無嗣萬代之後朕名
絶矣云大伴大連金村奏白亦臣所憂也夫我國家之王
天下者不論有嗣無嗣要須因物為名請為皇后次妃建
立屯倉之地使留後代令顯前迹詔曰可矣宜早安置な
ぜ[illegible]皆御名代ありて[illegible]以て其意を知[illegible]
は[illegible]此称八此より始て見たる[illegible]此御世より始まる
歟事[illegible]非歟既に[illegible]埴宮殿[illegible]御子伊登志和氣王者
因無子而為子代定伊登志部此事傳廿四の廿五葉より委く云て考[illegible]合[illegible]信し
書紀景行卷ハ日本武尊云因欲録功名即定武部也と

○古事記傳三十五

[illegible]御名代[illegible]御世[illegible]
事ありて文此[illegible]後なり[illegible]遠飛鳥宮殿朝倉宮殿甕栗宮殿
[illegible]此称現[illegible]
る[illegible]此御名代の類[illegible]
に大化二年春正月甲子朔宜改新之詔曰其二曰罷昔
在天皇等所立子代之民處々屯倉及別臣連伴造国造
村首所有部曲之民處々屯倉[illegible]天皇向於臣曰其群臣連及伴造国造所有昔
在天皇田所置子代入部皇子等私有御名入部皇祖大
兄御名入部及其屯倉猶如古代而置以不臣奉答曰云
云故獻入部五首之屯倉[illegible]
白云始王之名引云以[illegible]
可畏焉云[illegible]三年云[illegible]詔曰云[illegible]誠
名或別為臣連之氏或別為造等之色云[illegible]神名玉名逐
自心之所帰妄付前處[illegible]爰以神名玉名為人賂物之
故入他奴婢穢汗清名云[illegible]是[illegible]
[illegible]大[illegible]若[illegible]類をみな

○十一

廢られし由なり。入部八。入六。御子たち此御名ゆえ
毘古入毘賣を多くあるに入を同じて御名とせり。伊呂。郎子。此伊良な
ども皆同言なり。伊呂母なる如しきまりなり。后又御子
たちなどを名を定賜ふ部を云意を以て
入部を云なり。此類も御名代なり。又太始
き名を云物八貴きも賤きも皆其人を美称ずる方
なれども名称呼八其人を敬ひ賞る意なり。然る後世ハ
あれの人名を呼ふ無礼なれども讃揚るなり。古此御世ハ
諱を漢國の俗ハなりそれ見元
御名代を定置を光ハ右ハ引る書紀の巻くまを見元
ふる如き其御名を物ハ因せて。後世ハ廣く賜
名を涯き古ハ呼ふを可畏ハ。其御名代ハ御所為なり。此孝徳天皇の御世ハ其御
ハ漢意ハ古の御意なり。なれども以ても
皇國を漢國ハ異なるを常なれば
ずまはず

○葛城部。葛城ハ。此太后の御御名なり。城高宮吾家葛
の名なり。書紀ハ十七年秋八月為大。足去来穂別皇子定

壬生部亦為皇后定葛城部。

○壬生部。壬生ハ。書紀曷極
巻ハ。乳部此云美夫。美夫ハ。訓注ハ濁夫
ハ。何ハ正ハ。ハ。決ハ。依て美夫訓注ハ濁夫
紀の訓注ハ依て決ハ。ハ。ハ。

若然らば、古あり、乳母生ませる書法なれば、母生ませも書来るべけれども、分て生ませも書ざるは、宇を生ませる時は、異なるが故なり、入れば、美夫辨は、御産殿に仕奉る諸部を云、書きて美夫云、美夫辨のことを云なり、書紀神代巻鸕鷀草葺不合尊の生ませる処に、亦云、彦火出見尊取婦人為乳母、湯母及飲嚼湯坐凡諸部備行以奉養焉、此記玉垣宮段本年智和氣命の生ませる処に、亦云、取御母定大湯坐若湯坐宜日足奉、舊事紀五、原綱連曰、汝自腹所産、皇子等汝率養、日足奉耶時連為大歓喜之色、子雄彦連外妹毛良姫、人定生部なりある是なり、書紀天武天皇崩坐時誄を奉る処に、第皇太海宿禰蒭蒲誄生事、湯坐大海宿禰、

御乳母の氏族なるが故なり、生事申なり、天皇の御初名を、太海人皇子、以て御乳母の氏族なるべしかみ、皇子皇女の御名は、御乳母の姓を取ることなり、釋日本紀案之、生事、御封戸事也、云る生ませる、皇極紀に、上宮乳部之民、ある、此は乳部書るは、尤も兒養育の事に、乳を生ませる、此字は、其義を知ては、此は定生部にあるは、直に生ませる時の御産部を指て云なり、非、後に此御子の御産部を、名を須せて、其民戸を定置なり、右は引る書紀の上宮乳部之民なり、上宮太子の御産部定置ることは、又其同巻に詔、東国以乳部為本興師云、あるは、彼上宮の乳部之民は東国より有て、国を云、生ませる地名の多かるは、古の御世は、

壬生部の居住める地なり。書紀推古卷十五年に定壬生部とあるが柯理の紀の注に御名部とあるは故ある御名を若くは當代天皇の挙げ給ふべきを壬生と書くべきを壬生と書くや。壬字の義は詳なら若くは史記律書に黄鐘者云云為壬癸壬之為言任也言陽氣任養萬物于下也癸者揆也言陽氣萬物可揆度而生也云云産生謂胎妊産生也云云産生の義を取るべきなり。或人云壬與姙同壬生謂胎妊産生也云云産生は然るべきなれども水の意なるべし。又或は壬の字を取るべきなり。ニムの暗を云ふなれども皆非なり。ニの假字なり。ニは此字を假字に用ひたる例なきなり。生字は産生義を取るなり。蓬生淺茅生などの生は意なり。思混ふ法かなり。彼類を心得て清てよむべきなり。○蝮部は此御子の居住坐る河内の地名なり。因りて称ふ。

○姓氏録丹比宿祢條に云く御殿宿祢男色鳴犬鷄鶏天皇御世皇孫瑞歯別尊誕生淡路宮云云乃定多治比部於諸國為皇子湯津邑鳴為宰令領丹比部戸号丹比連遂為姓云云見也。又和泉国丹比部云云姓皇別に丹比部蝮部云云其は異由縁なり。南なり。但し一字なり。丹比部蝮部通はし書こそ上に云る如く。○大日下部若日下部共に蝮部の例に如し。書紀雄略卷に根使主云云遂為官軍見殺天皇命有司云云分子孫一分為大草香部民以封皇后一分云云皇后に賜ふ。大草香部は若草香部民なるべきに大草香部とある誤りに非るべし。但し此時既に大日下王は生まれ坐さばに大草香部は皇后の産ませ給ふなり。

又役秦人作茨田堤及茨田三宅又作丸邇池依網池又堀難波之堀江而通海又堀小椅江又定墨江之津

タヽハダビトヲエダテヽ、ムタノツヽミヤケヲツクリ、タヽヒ。タヽワニノイケヨサミノイケ。ホリエヲホリテウミニトホレ。タスミノエノツヲサダメタヽヒキ。

秦人は應神天皇の御世に秦造の祖弓月君が率て參渡来せる百姓なり。其事彼御段に云るが如し。傳

三の社四葉は此丸葉まで。○役は延陀堅に訓なり。書紀には此字なし。明宮段に亦新羅人參渡来云々田為堤池而作百濟池に同じ。延陀は延陀知の事彼延に云。傳此本の訓は茨田郡知名書紀に河内國茨田郡萬年多茨田郡郷なり。是なり。国遠城郡常陸国遠城郡麻年波良岐に云ふ。麻年波良岐は麻年多良岐の訛なり。本は麻年多良岐なり。麻年多は麻年婆良岐の訛なり。婆は婆の字を省き婆を麻に轉ずるは例の音便なり。本は宇婆良多なるを略して宇婆良多なるなり。日本後紀に延暦十三年改茨田親王名為萬多親王と。小字を改名なり。そのかみ既に往源郡に去も見ゆ。此は是なり。武蔵国皇極紀に茨田池見ゆ。此池今平池村云ふ。堤は書紀朔年

詔群臣曰、云々、將防北河之湧、以築茨田堤、是時有兩處之築而乃壞之難塞、時天皇夢有神誨之曰、武藏人強頸、河内人茨田連衫子、二人云々、其堤且成、地故、時人号其兩處曰強頸斷間、衫子斷間也、是歲、新羅人朝貢、則労於堤役、北河は淀川なり、此記より、秦人とあるは異なり、姓氏録河内国皇別に茨田宿禰、彦人大兄命、之後、苦呂母能古、任德天皇御代造茨田堤、苦呂母能古、五字印本は、男野現宿禰、注に、假字の仝く同きは疑はしし、茨田郡は、西北の辺、淀川に傍りて、其水の海を防ぐ料の堤なり、今も伊加賀村あり、茨田村、池田村のあるこれ、此堤は形いさゝか殘れり、神名帳に茨田郡堤根神社、此社は今

野口村に、あり、紀、書紀、此、御卷は、五年、新年、河内、國奏言、於茨田堤、雁産之云々、續紀、北宝龜元年、十月、修志紀渋川茨田等、隄、單功三百餘、人、百、字は、誤り、歷、北、十、に、同、宝、年、十月、自朔、甘雨加以太風、河内、國茨田堤六處云々、並決、此、延曆、四年、閏九月、河内、國茨田、郡堤決、上、五處、單功、歷、四千餘人、給粮、築之、續後紀、十八、に、嘉祥元年八月、洪水云云、茨田堤、往、潰絶、九月、遣云、等、令築、茨田、堤、茨田、玉宅、書紀、に、十三年、秋、九月、始立、茨田、毗、倉、因定、春米、部、宣化、卷、に、元年、夏五月、詔曰、云、加運、河内、國茨田、郡、屯倉、之穀云、運、は、筑紫、運なり、太加、三宅、の、事、上、に、云、傳、

六の三十七葉）

（九）軌迩池書紀には十三年冬十月造和珥池推古
卷は十一年冬十月作掖上池畝傍池和珥池とあり
九迩は上に出たり傳は三の七十五葉但し或説は此
石川郡喜志村に在て今仁徳天皇の御世は造れり
云傳は推古紀なる故に云ハ別なり云ハ
あむ若此説の如くあらば此九迩云ハ池の
みな名にて河内にのみ九迩云地に物に見えざるさて
推古紀なる和珥池ハ大和国添上郡池田村に在て光臺寺池なりと云り

（十）依網池は水垣宮段に見たり其処傳は三の
九十三葉に云ふ如く彼御代に
造られたる故浅き所崩れなんとせしを今此御世に又修
理をなすなる故也

（十一）堀江は書紀に十一年夏四月詔
群臣曰今朕視是國者郊澤曠遠而田圃少之且河水横
逆以流未不駛聊逢霖雨海潮逆上而巷里乘船道路亦
渥故群臣共視之決横源而通海塞逆流以金田宅悉
月掘宮北之郊原引南水以本西海因以名其水曰堀江
是國水横難波之地而南海海流漫流之故也
導云也あ如上代西海淀川未和則海水
の橋の南の川承落れ流来て淀川に其の近世の事なり
川筋にあり流溢流田地に水害多かり
此時堀江を堀て其水を約て直に海に通
ル水を此即今の大坂北大川なり帝王編年記
に今山崎河通海是堀江也云山崎川を云ふ
云ふ

云此江は傍て南渡辺北渡辺へ有て里なり其処の渡を堀江渡と云此渡の辺なる故は里を渡る時も舟なれて渡る辺橋なり云ひき其橋今は天神橋のあるなり又此渡は橋の云ひき其橋今は天神橋のあるなり

ぞ。さて今世太坂は南堀江北堀江へ堀の江へ入て堀江へ入て今云堀江と云元古の堀江は非是思潮ふ流ふ流の古図は別堀江の禄のころ堀江なるなり又難波の堀江川と云あり其事は小椅江の下を云

擬書紀欽明巻は十二年云

以佛像流棄難波堀江敏達巻は十四年云

以佛像令棄難波堀江

推古巻は廿七年摂津国有漁父沈罟於堀江云云

廿七年二月佐夜深而穿江水手鳴松浦船梶音高之水尾

早見鴨并三十羽押照難波穿江之葦辺者雁宿有疑霜

乃零尓并三十七羽松浦舟乱穿江之水尾早見并三十羽

太上皇御在於難波宮之時歌曰太臣橘宿禰保里江尓

波多麻之柯麻之乎大皇詞美敷祢許我幸登可年弖之

黒勢婆御製哥多萬之賀受伎美我久伊敷布保理江

尓波多麻之伎美豆く都藝豆可欲波牟件歌者御船游

江遊宴之日者廿十九日佐杏母利能保里江已藝豆

流伊豆手虫祢又二十五云難波宮者伎己之米須四方

乃久尓欲黒多豆麻都流美都崎能船者保里江欲里美

手妣伎之都平安佐奈藝尓可治比伎能保里由布之保

尓佐手佐之久太理云云各九十四布奈藝保布保利江乃

可波乃美奈伎波尓伎為都奈久波美夜故杼里香裳

古今集恋四に、堀江こぐ棚無小船ゆきかへり、後撰集
冬に、真菰刈堀江に浮て宿る鴨の云々、恋に君を思ふ深
きこと堀江の津、國は堀江見ゆゆく我はやはあはぬ猶
多し。①通海通ハ、多くの本は迴作るハ誤なり、今ハ真福寺本延佳本に依て師れ
登冨志に訓るに宜し。②小橋江、橋字偏は作る延佳本に非ず、上に云書紀に
ハ十四年冬十月為橋於猪甘津
如し、
即号其處曰小橋也、今も東生郡に猪飼野村小
橋村近くあり、猪飼野は西に大坂城の東南にあり、天王寺に上る
橋村、
町ばかり東方なり、けて猪飼野は今も鶴橋と云て平野
川に渡せる橋あり、難波古図にも此橋あり、
あ
かして此江を掘り、何の川を云ふにか詳ならず、

若し此江は大和川の古流にて是も流れ漫延りて、
其川道を北へ掘通すべき堀江の如くなれども、此時は
其川道を北へ掘通すべき堀江の如くなれども、
む、されて河内国なる此、あ
古今に其道を、流来る川、何
あ
流れ来る川、大和川の
上代の流れ、
知かたし、
を、是より後は、古大和川の道
流れ
川は平
野川なる大坂の京橋の東、和泉の
あ
平野川の源の昔の河内郡、此郡の狭山池より
出て、去る太和州の東、同国渋川郡、住吉
郡平野を経て来る川なり、此外猫間川、淀川なり、云
此、
あ
ゆ
ゆ
思
あ
小橋、江に云、平野川ふ
川は非ず、難波の古図を考るに、猪飼野は
きて、今の平野川は當る川を、百濟川、猪飼
あり、南に田嶋に云処の記に、其川は池の如く廣
き所あり、其処より西に、険きて水津の

逆流なり。故此堀江川を堀江川と記し、又猪飼あり分れて大和川西流なり由、支川を堀江川と記せり。抑此國の何時の頃か大和國の処は海にて、既今現在大和國の内なれども、百年ばかりの昔は知られず、然るに太古の如き処を堀江と記せるは、堀江川と記せるを思ふに、此川は大和川なり。其を流れて小椅江を堀江と云ふ。其大和川の道は後に他処に移りたるを、かの池の如くなる処、其江のなごりの残りたるにて名も其処に残りたるなり。有べし。

なかなかよく考へ合せて此記によりて江を堀りのみあり。

○橋の事見えず。書紀によれば橋を造る事は崇神天皇の時に初めて江を掘る事見えざるに、豆に漏れたるにて、傳の異なるは非ず。此時は此江を掘て猪飼を書紀は津にあり船の泊む事知られ、橋を渡されたるなるべし。小椅江

云々。書紀は如此其橋は因て名付たる由なり。彼四依思ふに、此江を共に堀江と云ふ。時は橋あるを以て小椅江ぞ云ける。

○墨江之津息長帯比賣命御世に住吉神を鎮祭る地を彼御殿傳三十の事云る如く、菟原郡住吉郡為べき地を非ず。今地に移せる事は傳に見えたり。何に御世なるか知られず。今此御世に此津を定賜ふ事に就て思ふに、彼大神を今の地に遷奉賜ふ。此同時ぞ。ありけ。此神功皇后の御霊を合せ祭給ふ事、此時なるやあらん。書紀、雄略巻に見へたる趣に既に今地に鎮座給ふ。其先に遷し給ふ

住吉云地名も彼葦原郡より移りて今の住吉神社
は御事代の傳説の地なり然遷奉賜ふる必神の御詔な
ども多くは論なし此御世難波に大宮敷坐
ふに就て太神の御心東師近く坐まゝ欲と所念看ま
しかりけむかくて津の事は書紀神功巻に此太神の御
詔言に宜居大津渟中倉之長峽看往来船上如
彼葦原郡に坐しかば其地大津にてありしを和名
抄に同郡に津守郷ありて其津守の居住なる故に其津此時に太神を遷奉
賜ふ然其津に共に移定給賜ふる物なる
是今の住吉郡の住吉津なり郡名も移されて後の
住吉に近き地なり西

住郡に津守郷ありしも此の葦原郡より共に移されしなり
春正月身狹村主青等共呉國使將呉孫権の使
織呉織及衣縫兄媛弟媛等泊於住吉津是月為呉客道
通磯歯津路名呉坂是を葦原郡の地なり故に非天合の住吉
磯歯津路を以て呉人等の居住なる故に入料
六の哥に和泉国の千沼の呉合せ千沼は住吉
南より程近き処なり或人の云く住吉の東一
里許に喜連村ありて河内に堺なり昔は河内に属
て万葉に河内国住人郷にあり久礼を訛て
喜連なり云なり孝謙紀三代実録に住吉の喜連に行幸
ありし処なりさて住吉より喜連に行間に是も万葉の哥に四極
山打越見者ありし山は堺に横たはりて今も住
吉より河内に通る此道を古に呉国人の通りし
道なりと云傳へ喜連村は呉羽明神を社なり
又万葉の西極山の哥に合せ

る菅縫嶋ハ内匠式に菅蓋に具菅并骨料材従摂津国菅縫氏參来作とあり菅縫氏の居所なる生郡深江村是なり其辺の今も菅を多く作りて朝廷に献る例なり此地なる今ハ嶋ハ非ずも古へハ元て此郡内なりし川く多く流れ合て廣く沼なりて海の如く舟の往来ありしよ嶋まりなりしなり云り其説なれ委きを抑呉國使ハ異國の中にも希見の客なる故に難波津に泊りしを此往吉津ハ白水今ハ考きて挙説に

豫て賜ふなり

神代紀知者次ぎ故なり万葉同九に贈入唐使長哥に

忍照難波余乎太里住吉乃三津乎船能利直渡云ふ三津

住吉津を美称して御津云ふなり難波三津大伴の三津云ふ也非史是又遣唐使

なる以て此津より発船なる

於是天皇登高山見四方之國

詔之於國中烟不發國皆貧窮

故自今至三年悉除人民之課

役是以大殿破壞悉雖雨漏都

勿修理以馮受其漏雨遷避于

ウツリサケマシレキノチニクヌナヲミシレタマヘバ

不漏處後見國中於國滿烟故

オホミタカラトメリドオモホシレテイヘハトミツギエタチオホセタマヒキコヽヲモテオホミタカラ

爲人民富令科課役是以百姓

サカエテエタチニクルシマザリキカレソノミヨヲタヽヘテヒビ

之榮不苦役使故稱其御世謂

リノミヨトマヲス

聖帝世也

高山ハ多加夜麻ト訓ム中古よりこなゝさへ高き山をれ
なりけるを今ハ必ず俗ニ云ふ高山なゝねやもよろ
しき命ゆゑこの高さあるをも云り。さて難波の近き処よ

はかゝ云ばかりは山なけれども此レ山なれ和なれ穿幸デ
坐ス山を越坐る時の事ゆゑ國見し給ハ
ひ終りに登坐ふ。細なる語ハ知かたし

四方國與毋ハ四面なり

是時に天下を總て云ヘリ異ふり。こゝ山上より
四面ヲ國見渡給ふる近き國さなり。万葉二ノ巻に天乃
香具山騰立國見乎為者國原波煙立籠海原波加萬目
立多都之と丸ヨレヌガハタ芳野川多藝津河内奈高殿乎高知座
而上立國見乎為波豆山矣九十
ヲ。並筑波乃山乎伝嘯鳴登云言借石國之真保良
乎委曲ニ示賜者。千ヲ春避者殖槻於之遠人待
之意道場登之帝國見所遊

國中人奴知ヘ訓ム

万葉五十八阿乎弥与斯久奴知許等其等美世麻斯母
乃乎市也三付ま古思能奈可可久奴知許登其等(森)烟布
發万葉五貧窮問答哥ま前麻慶柔播岐氣布伎多豆受
許之伎阿波久母能須可伎ま飯炊事毛知須礼提(ハ)貧
窮ハ麻豆志ハ訓法(ロ)至三年ハ美登勢登伊布麻傳
ハ訓法(ロ)三年ハ間ふ(ハ)課役ハ美都藝延陀知ハ訓
倭書紀ハ(ホ)ホセツカフ訓ま課ハ役ハ云ふ賦役令ま
課役並徵ふ免課徵役ハ云ふ課役俱免なハふ是なり
義解ハ謂課者調及副物田租之類也ハ科献
産物を化て課ハ云ふ云ふ常ハ田租を除て餘を
課ハ云ふ

云ふ代ハ課役ハ量品如何ハ知ら文賦
役令ハ調絁絶絹綿布並隨鄉土所出正丁一人給
絁八尺五寸絲八兩綿一斤布二丈二尺若輸雜物者云
云凡丁ハ中男妻妾並准正丁一人其調副物云ふ
海ハ右の數品並具其鄉土所出物を右の中何れ
其ハ田租ハ田令ハ凡田長ハ十歩廣十二歩為段十段
為町段租稻二束(ニ)把町租稻卅束義解ハ段地獲稻五十束束稻
春得米四升也即於町須得五百束也ハ調田租
ハ御制書維孝德卷大化元年ハ見ハ略合ハ多し
又白雄三年云々細書ハ段租稻一束半町
租稻十五束ハ云ふ上ハ違ハ加束ハ調交
副物田租ハ云ふ
役令ハ賦役令ハ凡正丁歳役十日次

同人同位に人あり。原に委きまを合を見て知
ること。書紀に訓て、此課役を工。
はじめか是書紀の訓の如く子
訓を云ふなり。ダ紀に訓
訓ある。其役がかりを
謀字を見て、㊀除て曲流世を訓て、世を仰言
御言なり。此て大御語なり。かくて除きれを事
は此語は記に者ける古の文。㊁破壊を夜礼詐
煩礼を訓て、破を夜礼云ふ。書紀武烈巻御哥
に耶黎夢之麗柯枳あり。此太宮の本を事を書
弗至色也云。紀に元年云。即宮垣室屋
の淵色の漢始前に其。㊂雑雨遍日本紀竟宴歌
に於保昔に岐多加都乃美也乃海毋毛曲遠帝河坦姐

古度乎多美波与留古布。㊃都に旭都駄を訓て、其典
は此巻末の傳計の六巻。㊄修理に、都久良比を訓て、書
紀皇極巻哥に、挙始豆矩羅符毋を訓て、依を、都久品比
依て良比を訓て、そもそも此字は常に都久流を訓て、都
久良布に、即都久流を言て、同じなる
共に都久流を云て、破壊を直しをも
新に造作るを共に修理字をも方に用ひて
同じく後世に別あり。都久流に新に造作る
如前なる故に姑く分て訓て。㊅効字を、記中に不の
意に用ひたるを首巻に云るが如。㊆槭を本に
或は械に作、或は械に作る。今は本に依て、械

誤なり。槭字槽は篋也。函属也。注して波詳なり。光然るべくなれ
ども漏雨を受ふるの篋の類なり。物遠隔ちふ
ふ字槭の玉篇に決塘木也と注して書紀武烈巻にも
塘槭あり。其は細く長き樋なり。水を
受る物を云なり。槭は今も似たるかたちなり
開化。此字虎子也。注せり。虎子は大小便を受る
器なり。此は大小便に非ず。
米の属を受るなれば比訓なり。和名抄に槭和名以
ゆ由なるべしとあり。比訓なり。
比ゆあり。○後ゆ三年にあるべして後を云なり。○
満烟。日本紀竟宴哥に大鷦鷯天皇を多賀度能兒乃保
利天美祇波安女能之多与母尓計布理弖伊万禰度美

奴曽。新古今集賀に。きぬぎぬ物ゆるして國富ふ泉御
覧ぜて。仁徳天皇御哥。高き屋にのぼりて見まを
烟立ち立ち民のかまどは賑ひにけり。是は右の竟宴の哥
なるを。後世ざまに作りなせる物なるべし。此天
皇は太御哥ゆゑ。而巣
申なるべし。而巣は天記天乃香具山騰立國見乎
為者國原波烟立籠。○為は於田本志弖訓なり。其由
登は云ゆ。例は氷垣宮段に
そありて。其延ふ
ゆ。延は本は令作ふ
ゆ。今は延は段
なるべし。伊麻波登ゆ訓なり。
て。なるゆ。○之榮の之字衍なり。栄は下止奈誤
紀は字なる之字の用ひざまは常の水思記書
事なれ。此記はいまだ見ざる例なり。水垣宮段に
人民栄ゆあり。ゆて此句の課を免さ。
此句の役を免ゆ。験を云ゆ。○聖帝の字を

地世理ヲ訓ス日知の意なり。但し此の皇國の元よ
り稱まひ非ず上巻の聖神云あり。聖字ハ就て設ケ
る訓なり。若し造字なら訓あやまり須賣
浪美許登は天皇の字を設け當奉て此大御号を立
ふも此人なり。其夏ハ上巻に去
る。其ハ漢籍に聖を云者の德を称て日月に譬
るを取て日月如く知ル天下ヲ知ル
云意なり。然るに此を皇国の元
より稱ヘて日知と云ハ古の物言なり。日嗣所知省次意思ふ非ず。日嗣
ら也。御世立の天皇ハ皆本より日知に坐ケ
此佐德天皇を申せる。今何の意ぞや。
ぞ天皇を贊奉て日知申ハ此天皇より始ま

ぬる事明白。漢國の例を效て稱ヘ奉る。所集百十六
檀原宮に日知之御世從續紀に詔能天高御座坐而天
地八方調賜事者聖君止坐而賢臣供奉事重久事
小飛鳥淨御原宮に大洲所知忠聖天皇命
文武樂長明酒名手聖跡賢師古昔大聖
德を以て聖君ぞ去る例なり。聖字の訓なり。天皇
世に僧をしも聖君と。其も聖君に就て移り稱
な此記序に空烟而撫黎元於令傳聖帝御事奉申
ふ。世諸本に此字無し。今ハ眞福寺本に依て御世
ぬ。此字必此字なり。
又本なる謂聖帝止申也。ある上巻に字ハ謂字
の訓点に附しを誤て本文に書なるを
此なり。中巻白檮原宮段に指声云云誤本

文は書の例あり。さて又、真福寺本は、帝字の下に世字あり。此も必衍字なり。世字なくては、誤まるなり。又諸本共に世字無きも、上に御世とあるを以て、後人の加へたる衍字なり。丈の例は、非次、後人の所為なりと云ふ。中ごろは非次、後人の所為なりと叶ひ、多く四六の書、皇国の古書、漢文の常なれば、此記も此、四六の書物なり。心得べし。されば此記も此段のみなり。事実あるべき所なれども、皆多く四六の文にて、此段は限りなき事を挙げたるなれば、此段は非ずとも、その序は、非ずとも知るべし。序の御世々々に、此事を挙げたる皆記中にある事なり。書紀、天智四年春二月詔群臣曰、朕登高臺以遠望之、烟氣不起於域中、以為百姓既貧而家無炊者、朕聞云、去三月詔曰、自今之後至于三載悉除課役、息百姓之苦。

是日始之、黼衣鞋履不敝盡不更為也、温飯煖羹不酸餿不易也云々。是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入隙而沾衣、被星辰漏壞而露床蓐、是後風雨順時、五穀豊穣、稔之間、百姓富寛、頌德既滿、炊烟亦繁。七年夏四月、天皇居臺上而遠望之、烟氣多起、云々。九月、諸國悉請之曰、云々。然猶忍之不聽、矣十年冬十月、甫科課役以構造宮室云々。故於今称聖帝也。此、処書紀よりは、例の漢ざまの潤色の文、殊に多くなり。故今引之。

其大后石之日売命、甚多嫉妬。

故天皇所使之妾者。不得臨宮中。言立者足母阿賀迦邇嫉妬自母下五爾天皇聞看吉備海宇以音

部直之女名黑日賣其容姿端正。喚上而使也然畏其大后之

カレスメラミコトノツカハス ミメタチハ ミヤノウチヲモエノゾカズ ヨミダテバ アレモ ネタニタヒキ。

コニスメラミコト。キビノ ヒメ。ソレカホヨレトキコレメシテ。サケ ツカヒタヘヒキレカレドモソノオホギサキノネタミスラ

嫉逃下本國天皇坐高臺望瞻其黑日賣之船出浮海以歌曰。

淤岐幣邇波袁夫泥都羅羅玖。久漏邪夜能摩佐豆古和藝毛。

玖邇幣玖陀良須。故大后聞是

カレコミテモトツクニハニゲクダリニキ。スメラミコトタカドノニ ヰテ。ヒメ。ソノフネデスル ヲミニサケ。ウタヒタヘハク。

オキヘニハヨラネツラクモ。クロザキノ ツツコワギモ。

ミウタヲキカレテイタクイカリミシテオホウラニヒトヲツカハシテオヒオロシ

之御歌大怨遣人於大浦追下

テカチヨリヤラヒタマヒキ

而自歩追去

甚多ハ甚を其ゆ作る波那波陀ゆ訓ゑし万葉七三十六丁本ハ誤なり六十六丁ハ甚多毛不零雨故十二丁ハ甚多毛不零雪故又

甚毛夜深勿行十三九丁ハ天地之神毛甚吾念心不知哉

なゆあり波那波陀ゆ云ふゆ中昔物語文なゆ用ひあり源氏物語なゆ用ひあり儒者の語ハ用ひ

ふゆ言ゆ

ふゆ言ゆ

ふゆ言ゆ

座尓坐而此食國天下乎撫賜比慈賜事者辞竟不在尓
祖乃意能賀弱児乎養治事乃如久治賜比慈賜栗栖
奈毋随神所念行須市乃又於天下政置而獨知倍伎物
不有此斯理幣能政有倍之此者事竟亦不有天乃白
月在如地尓山川有如並坐而云十七乃云く事竟不有
云方葉九五十乃都加倍久流於夜能都可佐詩詩太
豆く佐豆氣多麻敝流伊勢物語乃正月乃事竟
て大御酒賜ひけるなかるに合せも考へて平常な
らぬ異なる事なる事竟云なり言や書紀孝德
巻尓計従事立なりなり又書紀孝德
語なれば此も御妻

乃平日に異なる事の奇しく怪なる事なり
天皇此御寵あるを
疑ひ
足田阿賀迦迩八足搔線
て足摩なる給ふ線を云
乎掃利足須里佐家婢伏仰武斯守知奈氣吉九丁
及側足受利西賢
なる如く
嫉妬賜ふ
足搔八方葉七丁
直に赤駒乃足我掘速者字鏡
阿加久
踝阿加久
物語國
手を
給ふ

ぞあり。㊐吉備海部直は、何ぞ氏に赤ら知らぬ氏人
波書紀雄略巻に吉備海部直赤尾、敏達巻に吉備海部
直難波、吉備海部直羽嶋などを、此は、姓のみを
挙げたれば、其名は傳なきなり。㊐黒日賣は、
履中天皇の妃、又玉穂宮段に、同名ある、又日代宮
段に、迦具漏比賣、黒比賣などいふも、名義迦具漏
比賣の延なるべし、又次なる御哥の延に、黒日子など云ふ事もあり。
あり。㊐其容姿端正は、曽祢加富余志と訓ふ、例は白
檮原宮段に見えたり、其延なり。傳廿五の巻に、其は、黒日賣
を指て云ふ言なり。○喚上は、賣佐冠と訓ふ、上に出

傳廿五の
四十六巻㊐本國は、吉備國なり。㊐高臺は、多迦掃能と
訓ふ、書紀應神巻典巻なり、然訓ふ、又此巻に臺は、継
躰巻に高堂とあり、訓は同じ、和名抄に、樓辯色立
成云、太加止乃、とあり、て、臺は、字天奈なり、然も、續紀
一に、宴於西高殿、歴代巻に、野川藝津河内の高殿
乎高知座而、立國見乎為波、㊐船出浮海四字を、布那
傳須流袁、師の訓は、従ふ、浮海は、漢文
ならば、文船出浮海云、字讀
は其意は、具なり。○瞻望は、師の美佐氐坐と訓
まるるは、従ふ、此言の事中巻明宮段に、望葛野
あるに、上に、傳廿三の
下に、二十九巻㊐淤岐幣は、波は、於澳方者

なり。幣は辺なる（下）袁夫泥都羅玖は、下の羅字を舊印作るは、羅の重点を見誤りて、之を假字に用ひたる例なり。又延佳本に、羅羅之作るは、記中なり。羅羅之作る本を、羅之と本とを合せたるなり。又一本なるに依て、小舟連なりと、小舟連なりと、数連なりと、浮ぶなり。須ゆめ、玖は、枕なり。良加年麻久良は、麻久良久なり。加豆良伎加豆良久は、云類なり。又浮の字を省けるも思ふべし。然るに非ず、契沖羅字を誤る本に依て、列万葉十五末三に伊射理須流敷と注せれば非なり。

安麻能弖等女波小船乗都良く、弥宇家里、十九丁に、布勢乃海乃小船都良奈米真可伊可氐伊許藝米具礼婆、黒白賣は船のみなり、非ず。先

大方の船等は、字を見そなはすべきなり。其故は、黒白賣は、従人なれば、小船に乗るばかりの人数なり。

○久漏邪夜能は、諸本並久字を文字誤りて、今政は、記中に文字を假字に用ひたる例なれば、久漏字を用ひたる例なり。延佳本に、久漏、黒、此は、決て冬夜なり。久漏は、黒なり。此は、夜字無きは、なほ劣れり。

日賣の名の由ある事は、前の邪夜は、詳なる、今備中國小田郡に、黒崎と云處の、字は、岐を誤りて、黒崎之と、然らば、此地は、本郷なり。黒白賣と云名も、此地名なり。

詔家は、南北天皇の明宮殿は、御哥は、美知能斯

理岩波陀袁登賣ヨリミ給ヒる此同文邪字ハ都を誤め夜能ハ能
夜を下上ノ誤ノ良の誤ノ良ノ心例の助辭ノ思ひ又邪夜
ハ都良の誤ノ今詳ノ昔を吉備ノ黒津之やうも思ひ又邪夜
思ヒ在黒崎の方ノ黒津ら之うも
以て思ふ夜字ハ或ハ氣の誤ノ黒酒ノ其
酒の中ノ美きの姉ノ或ハ云意ノ美ノ詞の黒酒
白酒の中ノ分て黒を思ひ分て黒酒白酒ノ云ふ
字を作る如く就て万葉四ノ上鞘之家乎隔而恋年
持塵ノ引る諸鞘之なり鞘ハ六帖ノ鞘ハ文字ハ誤
論ふく直かの
ま入れも万葉今本の如くあはやふ訓
万葉奇の如き隔而なり云
伝ノ諸鞘ノ
別ノ出ノ意ノ
て真ノ題辭ノ
なり ⑨ 葦佐豆古和藝毛摩ハ真ノ美ふる言なり佐

豆ノ放ノ葉ノ我ノ斯ノ纏ノ右ノ須ノ玉ノ毛ノ得ノ云
云ノ詞ノ左豆ハ人ノ容貌ノ美ノ称ノ皆然ら
ず此ノ真ノ佐豆古ノ佐豆古ノ和ノ藝ノ毛ノ摩ノ約ノ
ノ言ふ称ふ顔色ノ容ノ彼ノ哥ノ総ノ趣を以て思ふ
常の
ノ美ノ称ノ
ノ詳ノ師ノ商人ノ照ノ借字ノ左豆ノ
豆ノ云ノ商人ノ左豆ノ
云ノ説ノ故ノ思ノ佐ノ例の真を通ふ言ノ
其ノ由ノ真佐ノ去ノ云ノ此ノ
其を重ノ去ノ
ふる言ノ来ノ書色ノ佐袁ノ玉ノ真ノ云ノ此ノ
の意なるを重ね

[illegible]佐袁真豆[illegible]豆字を誤[illegible]
通ふ意なる由[illegible]既まし云[illegible]
て古書[illegible]由は此二字
[illegible]誤[illegible]例往[illegible]豆古なりむら豆古ハ万葉
三[illegible]は眞間之手児名[illegible]思はは乃手児[illegible]
和名抄里能手鬼[illegible]皆借照字[illegible]贊[illegible]
[illegible]又親の[illegible]其ハ別[illegible]幼[illegible]児を手児云[illegible]
思混[illegible]容貌を美[illegible]照云ハ平光比賣[illegible]名[illegible]
[illegible]玉如[illegible]照[illegible]
豆古ハ真佐照子なり[illegible]考[illegible]此上句
を諸鞘[illegible]児[illegible]真鋤津子なり[illegible]
推古紀の御哥の如く大[illegible]ハ真鋤の如く[illegible]
[illegible]次[illegible]御意[illegible]甚物遠し又師ハ正[illegible]
なり[illegible]云類[illegible]云ハ[illegible]云[illegible]女を美[illegible]
正[illegible]

[illegible]云[illegible]
[illegible]殊[illegible]濁音なるハ決[illegible]助辭[illegible]ハ[illegible]
毛ハ吾妹[illegible]切[illegible]ふ[illegible]
[illegible]書紀継躰巻の哥[illegible]倭蟻墓[illegible]見[illegible]
菓[illegible]
[illegible]須[illegible]
[illegible]海辺[illegible]書紀應神巻此巻[illegible]
波の津[illegible]又此[illegible]
其海[illegible]太浦[illegible]
[illegible]思[illegible]然[illegible]遣[illegible]
[illegible]ハ非[illegible]
字遣[illegible]
[illegible]辞も穏和[illegible]
[illegible]交和藝
[illegible]万葉[illegible]和我伊[illegible]吾妹児[illegible]
[illegible]
[illegible]

下次ぬ。①自歩万葉十三五二十丁。次嶺經山背道幸之都朱乃馬從行亦已夫之歩從行者毎見哭耳之所泣君之歩行谷積去見者。馬替者妹歩行將相縦恵系石者雖履吾之行如此為ば安易きを歩より行ば苦しきかもあらん。②道去ば夜良比賜伎師の訓まるる宜し。上巻に神夜良比乎夜良比賜也書紀神代巻に逐之かるる同じ。此段の事蓋し足もあらん。嫉ましき所為なり。

コヽニ スメラミコト ソノシロヒメヲ コヒ タヽヘヒテ オホギサキヲアザムカレテ

於是天皇戀其黒白賣欺太后。

アハヂヒメニ ミタヽハムトノリタマヒテ イデニムイテルトキニ アハヂ

曰欲見淡道嶋爲幸行之時坐

レマエニ レテ ハロ〳〵ニミサケニシテウタヒタヒメ

淡道嶋遥望歌曰

ナニハヒコノ サキ

那爾波能佐岐

ワガミクニニ ミレ

和賀久邇美禮

ワガミ クニ ニ ミレ

○三十六

用伊傳多知豆

バ ハレ タチ カヘ テコ

婆阿波志麼淤

ヨ イデ タ テコ

能碁呂志摩。阿遲摩佐能志麻
母美曲。佐氣都忠摩美曲乃自
其嶋傳而幸行吉備國爾黑日
賣令大坐其國之山方地而獻
大御飯於是爲煮大御羹採其

地之菘菜時。天皇到坐其孃子
之採菘處。歌曰。夜麻賀多邇麻
都流阿袁那母。岐備比登登等
母邇斯都米婆。多怒斯久母阿
流迦。天皇上幸之時。黑日賣獻

御歌曰。夜麻登幣。賀幣。那禮。曽岐袁理
阿宜豆。玖毛婆。那禮。曽岐袁理
登母。和禮和禮須。禮。米夜。又歌曰。
夜麻登幣。賀幣。由。玖波多賀都麻
許母理豆能。志多用波閉都都

由。又波多賀都麻

○欺。実。吉備國。行。黒。賣。逢。給。
なる。淡路嶋を見賜ひ詔ひ欺くを云ふか
○欲見淡道嶋。此嶋。書紀。神代。天
皇狩。淡路嶋。是嶋者。横海在。難波之西。峯巒紛錯。陵谷
相續。草薈。蘇長。瀾。潺湲。麋鹿。鳥。雁。多在。其嶋。故。乘輿
屢遊之。履中天皇。允恭天皇。見。此。聚。地。狩。
○坐淡道嶋。書紀。典。太皇。嶋。幸。御。事。
見。更。但。友。正天皇。初。生。于淡路宮。彼。御。卷。

老大后共共幸ましゝ時に水に入まして沐浴まされ
此は太后を欺き奉る黒日賣を逢賜ひ給ふ故れば大后
共に八幸し給ひし彼時に八異なる歌なし此幸
の事まされば曲あり次に云ふ

遥望に波品婆呂弖美嶺氣坐豆
訓伝し書紀皇極巻謡哥に波ゝ魯弖乎渠騰曽枳拳
喩屢万葉五十二丁に波漏婆漏弖於忘方由流苐田志良
久毛能智弊佐迦多丈流都久紫能君仁波十九丁
遥に尓鳴霍公鳥曲三十八に波品波品乎和部礼之久礼
婆○淤志弖流夜は淤字諸本に於に作るは誤なり記
し今は真福寺本に依り

難波の枕詞

冠辞考に見えたるが

如し○那尓波能佐岐用は用字を延佐本に抽に作る物なり其由は上に委し自難波之崎なり書紀此天皇の他
云ふ諸本並用なり
太御哥に於辞豆屢那珥破能瑳者能比に伊傳
多知豆は出立而なり○和賀久迩美礼婆は朕之國見
者なり朕今國見を詔る意なり朕國を新に始て心得法し
堤は海上を見渡し賜ふ國なり非遠く
望見る事を云ふ國卿なる凡て國見ぞ云ける
て此に論あり難波の崎より出立て此御句難
波崎より見給ふ意なり出立て難波崎より
きばめ出立は其辺に出立
ばめ發は非辺に舟出して海路に出立

[illegible]似[illegible]坐淡道嶋[illegible]難波
崎に出發[illegible]見[illegible]海路の[illegible]誤[illegible]思[illegible]次[illegible]
[illegible]若淡道嶋に坐[illegible]
[illegible]嶋は淡路[illegible]處[illegible]難波[illegible]は
[illegible]故思[illegible]出立而の上[illegible]脫[illegible]試[illegible]
其御尙は淡路に至[illegible]坐[illegible]事[illegible]
那爾波能佐岐用伊和紀理毘阿波遲能志麻用伊傳多
知臣なり云[illegible]
る字の上[illegible]紛[illegible]
[illegible]例[illegible]
[illegible]
[illegible]

ける所の傳廿五の歌に云ふが如し。万葉廿三十七丁に海原乃可之古枝漢知乎芝麻豆多比伊已藝和多利豆又三十九丁に未豆多比由久。㊀幸行吉備國に在て此黒日賣の事書紀應神卷に甚よく似たる事あり。彼廿二年に吉備臣祖御友別の妹兄媛云ふ。夏四月大津より發船して吉備國に還る。天皇高臺に坐て其船を望て歌を賜はく。阿波旎辭摩云々。秋九月天皇狩于淡路嶋云々。自淡路轉以幸吉備云々。奉饗云々。是ありて加々て彼紀此卷仁德に小六年宮を桑田に玖賀媛を天皇娶む。御念しかゝるも皇后に御妬より若しくは不得娶云

云玖賀媛を桑田に娶る。彼は還て送賜ふる事見えず。黒日賣の事は此に見えず。故愚按に此記傳に玖賀媛の事は彼應神卷の兄媛に事は彼應神卷の兄媛に事は彼應神卷の兄媛に

㊀其國は吉備國なり。㊁山方は地名なるべし。大方は
古書に巣地とあるは地名なる例なり。上巻なる
鳥髪地・須賀地なども如此。吉備なる山方は云
地古書には見えざれども有しなるべし。安藝国に山
藝郡あり。吉備の国内なれば非
じ。備中なども今此地名は無きよなれども国内に尋ぬべし。
此地名の事次なる御尋の下に云ふべし。㊂今者は意
富麻斯麻佐志米に訓ふ。續紀四に大坐を壮七
に。別好久は来之来世波。然に御身都可良之久拾保麻
之麻須尓依天は尓は与。悔弥惜弥痛弥酸弥は御坐
憂賜比は云大坐に云。南巡主伐実録廿五に此遍思

須は大。麻須は天奈佐。平野祭祝詞に。弥世弥
御坐は在米。給登齋内親王奉入時祝詞に堅磐に平
冬安冬御座は志米。武止は祐。集詞書に大を省き
又常は如此。坐の富麻は切て波。なれども大坐
は迎は云。秦は云。は形の似。真福寺本に
衍は。削は。令は
令字なれども。是命の衍字なり。命字ある
事あり。命は誤れ。黒田貴の名。上の
命は云。無は。又此人命は云ば
㊃献は。御飯は上に。虚は。献は。南は。御饗
もあるに同じ。㊄御は美。美和名抄に。美和名。阿豆毛乃

やあめ名義分明なるかゝ
云なる橋は物上和名抄に蒸如炙甕なゝ又今書紀元
恭卷に御膳羹汁凝以作氷方葉十六に氷葱酒煮物○
為煮万葉十六に春野之苑芽子採而煮良思文○菘
菜に阿袁那訓信に即御哥に見ゆ和名抄に蘇敬本
草注云蕪菁北人名之蔓菁和名阿乎奈倭菘和名見
古保祢見
え書紀特統卷に蕪菁万葉十六に蔓菁字鏡に蔓阿乎
奈葑葑阿乎奈聰明篇阿乎奈なゝ是なり字書に
次に九を古人は字をば心くに當れば字異
なゝ疑はゝ今委く分ゝ第に
那は菘に蔓菁和名
を云は加夫良那なゝ云今世に云菜なり今清

云なる那云は九魚菜の惣名なる鶏苦菜なる菘古へ
加阿袁那云なる今菘に限らず出る黒白
賣の採○採菘處菘那師の訓
宜し上に阿袁那云ぞ丈なる万葉
籠安乳布父思酒美夫君志持此岳菜採須児○荻
麻賀多迩芋於山縣なる山なる島なる云上卷に千引石
の御哥に見ゆ共かの山なる島なる非足元て縣云名台上田に
元を八島の中に曲の神卷志賀宮段に委云る
如傳世九の菜考合阿傳世に
須借守此山島の依然御哥詞

依て、昔の山坊、地名なり、今大坐云ふ、地名なり、思ふに、地名なり、云ふ、献大御飯なり、云ふ、必地名なり、そ聞む、社、○麻都流阿袁那毋心蒔有菘なり、○岐備比登、記中、吉備国、岐字を書るハ哥なる故なり、是を以て、此記の、假字用の、嚴嶼、吉備人なり、黒日賣を指て、語ふ、知儀、

系図、○芽毋迦斯都米波、共に採者なり、斯ハ助辭、○多怒斯久毋阿流迦、樂を、なる哉、俗云、うれしくおもふ、首の意、なり、但、麻都流阿袁那毋、あり、御詞の勢を以て、細解かるべし、此山縣ハ、御料より採ハ、朝廷の御料、なり、事なり、殊に、樂、令朕御意、縣を地名、負ふ、御縣、御料の御縣、事も、志賀宮段、云ふ、考

見給ひ、如く、見給ハ、中く、次、其の、如く、其の、なり、なる、菜を採、黒日賣、共に、採、樂、御意、見、○多遲摩毋泥、○比婆須賀、○阿波岐原、○小戸、○檍原、○橘、○筑紫、○日向、○高千穂、○霧島、○天の浮橋、○天の御柱、○八尋殿、○天の御蔭、○天の御蔭、○天の御蔭

なるなり。故古へは方をば多く東西の名にいひて、是西風も吹来る方、東方西方などいふ方に云意なれば、後は其方の名を本として思ふに、故に西風を斯風と云るは、風は畧け斯風ばかりなるなり。然らば斯風は風神なる志那都比古と申す志、又嵐颯などの志も同じ。風外神の御息なれば息を志とも云なり。師の冠辞考志長又暴風東風なども知れる通音なり。東風西風と云名も北年加斯は、日向風なり。凡て東方を日向と詳なり。試に云、和風なる事、那岐伊弉諾尊の禊ぎ切る、又和風と云、天の霧と云、常夫の風の無きときのみ和やかに心得られぬ。其の雲なれば雨、又雲霧なる朝の我れ晴れぬ云、古今集恋哥に雲も和風甚

晴れぬ風の音なるを料て和風と云、此哥に用ふ凡て那具荷の雲霧なるの晴れぬるを云なり。理なり。西風は殊に多く雲霧を吹晴す物なれば和風と云なり。吹の句美那美伎多も共に是小本よりの名なれば、風名に考得べし。又万葉十六に南吹雪消益荷射水河と詠も南風を美那美の詠なり。西風は其の奇なるに斯の名なれば、美那美は風を畧て其なるなり。然云ふ常の名なれば、美那美は定名なり。風名は後も此に準て定む。倭の方に吹ふ云なり。西風は流云なり。

ホ。令散ふる彦し。危て集めるう。分き散るを。阿賀流
云を。此ハ。自散るハ非文風の吹て散ら令ふを
云。故ハ阿豆ハ云なめ。散らせを切ゑて。阿豆云ゑ
守豆米云なり。同活用なり。○玖毛婆那礼ハ。雲離なり。西風の吹
令散て雲ハ散ハ。ハ分き離ふ。ふく次の句ハ序なり。
れハ。上句の西風吹令散而も。此句を云む料なり。沖契
ふ。天皇の西風を追手なて上ゑ世給ふ。雲ハ。ふ。雲ハ。ふ
て。雲ハ離る如く。ハ別き奉ふ。そ。ふ。ハ云ふ。元
由なり。非ハ。天皇の追手の風なて上ら。但倭方へ
せ賜ふ者。ハ。ふ。ハ。ふ。ハ。ふ

傳十四の巻に此句の意天皇還上幸之て今よりの京の
二十八巻にて吉備國に遠放て居やうに云るなり上の康の歌
風に吹まて雲は遠く分も離るる如くおもひ天皇忘奉らは
手弱て天皇忘奉らは冊後國風土記に水江浦嶼子が遇しめし神女の哥に夜麻等幣布是布企
阿義天久毋婆奈礼所企遠理等毋與和遠和須良須奈
久阿る此の哥を斯を加是に四句に與を添て七言に足し結句を加て
彼に移して語傳ふる物なり（十）夜麻登幣迩合なる
小同じ由玖波多賀都麻波字を婆書本誤なり今は真福寺本
又本に往者誰夫なるべし（十一）許毋理豆能隱水之

枕詞なり冠辭考に見えたり如弓弦葉
十は其故は虚の虚字は若は泉を謂なり訓は非る
度やを訓は水は訓は豆
此字を書は耶父
豆は云る例は知らず
伊豆は豆泉なり
豆は泉なり考は然らず
都は藤原遠智家の藤
由は通なり契冲云宜
志多用波用
恋は菟田雄鳥水瀬河平
藤浪は春野に蔓延て
之恋者之雲在
裏恋者之四隱沼
水底の枕詞なり冠辭考に見えたり如弓弦葉
十は其故は虚の虚字は若は泉を謂なり訓は非る
度やを訓は水は訓は豆
此字を書は耶父
豆は云る例は知らず
伊豆は豆泉なり
豆は泉なり考は然らず
都は藤原遠智家の藤
由は通なり契冲云宜
志多用波用
恋は菟田雄鳥水瀬河平
藤浪は春野に蔓延て
之恋者之雲在
裏恋者之四隱沼
水底の枕詞なり冠辭考に見えたり如弓弦葉
十は其故は虚の虚字は若は泉を謂なり訓は非る
度やを訓は水は訓は豆
此字を書は耶父
豆は云る例は知らず
伊豆は豆泉なり
豆は泉なり考は然らず
都は藤原遠智家の藤
由は通なり契冲云宜
志多用波用
恋は菟田雄鳥水瀬河平
藤浪は春野に蔓延て
之恋者之雲在
裏恋者之四隱沼

著撥恋又隱沼路思下従恋餘十廿六坂許母里奴能之
多由孤悲安麻里ケれば枕詞なれば意まで此ハ同じ波用波波用波波用波

古事記傳三十六之巻

高津宮中巻（タカツノミヤナカツミキ）

本居宣長謹撰

自此後時大后爲將豐樂而於採御綱柏幸行木國之間天皇婚八田若郎女於是大后御綱柏積盈御船還幸之時所駈使

於水取司。吉備國兒嶋之仕丁。（ツカサニツカハユルキビノクニノコシマノヨホロ。）

（コレオノカクニハテカルニナニハノオホワタリニオクレタル）

堤退已國。於難波之大渡遇所

（クラビトメノフネアヘリ。）

後倉人女之船。乃語云。天皇者

（スナハチカタリケラクハスメラミコトハ。）

皆婚八田若郎女而晝夜戲遊

（コノゴロヤタノワキイラツメニミアヒテシテヨル。ヒルタハレテスヲ。）

若大后不聞看此事乎。靜遊幸

（モシオホキサキハコノコトヲキコシメサネカモシラカニアソビイデマスヲ。）

行。爾其倉人女聞此語言。即追

（ニオヒシレキテヨホロガイヒツルゴトアリサマツブサニマラシキ。）

近御船。白之狀具如仕丁之言

（コヽニオホギサキイタクウラミイカリマシテソノミフネニノセタル。）

於是大后大恨怒載其御船之

（ツナガレハヲバコトぐニウミニナゲウテタヱキカレソ。）

御綱柏者悉投棄於海。故號其

（ヲミツノサキトハイフナリ。）

地謂御津前也。

（カタリケルカレソノクラビトメコノカタレルコトヲキヽテスナハチミフネ）

自此後時々、後時、二字を能知々訓ぢし。吉備の黒比賣の事は後
又如此有事もありしかど、次ある事を語らんとて先
云出る詞なり。○豊樂は、豊明々同じ。明は言のまゝ
に書き樂義
に依て書る字なり。中巻明宮段に出傳れ之の五十七葉。○為將は斯多麻
波牟登志豆々訓ぢし。將為は書意なり。即下文に為將
々訓は。○御綱柏造酒司式大嘗祭供奉料に。三津野柏
二十把日八長女柏四十八把日十二十把は。二
ぢし。四字脱同東宮料に如此あり。大嘗祭式に酒柏
此事所々見えたり。大神宮儀式帳六月祭條に云、即
大神宮司諸司官人等更發第五重參入就坐即倭儛仕

奉先大神宮司祢宜冬祢宜於本内次齋宮主神司諸司官
人等其儛畢人別直會酒米女給云々。九月祭條にも
云、其直會酒波米女給太篠四御門東方待豆御角柏
盛豆々別搗給。此傳大神宮式に見えたり。柏は外宮儀式帳に
其同々見えたり。御綱三津野御角みな同じ。柏は
古いにて都怒都能都那通ぢ云る例なり。此柏は
葉三岐なるぞ。尖なる。三角は意の名なるぢ
荒木田經雅云、大神宮祭に用る三角柏は俗に三柏
云物なり。葉厚く潤澤あり。常葉なり。俗に太名
柏と云葉に似る岐なり。外宮に今鮮皆尖なり。今
赤芽柏を三角柏と云。九月祭に用る。赤芽柏は冬も葉なれば
月に用る事なり。赤芽柏は冬も葉なれば
常用なるべし。古の三角柏は非ず。又伊勢の或

書紀に、梅が枝を折りて、節祭御遊の日、柏酒を進る年中行事ありて、女官榊葉の上に、瀧の柏を見て、柏を用ひて、絶えたりし名高き柏なれば、再興せんと思ひ、其中に、葉の形、忠摩國生の貢ぶ物なり、是を見て、柏を用ひ、事中に、其後再興せんと思ひ、造なる物なり、古の貢ぶ物、何まの柏なりしか、今は又用ひ、然れども今用ひ、絶えたりし貢ぶ物なり、云々、伊勢神宮の三角柏、云々、太神宮の児手柏、云々、是は赤朴の木なり、大和国の赤柏、俗にあかがしと云ふ木なり、

新千載集恋三に、御裳濯川、云々、延喜齋宮式に、賜御祓、賜ふ、女房を立隠して、見れば、三角柏、云々、柏に、云々、可、云々、云々、中に、遣はせば、祭主輔親、吾妹子が、御裳濯川の岸の柏の君

を、知れば、柏を知れば、四の句、他書は別なり、君が、君が、貢の、あり、新千載集に、直して、入れられたり、續古今集恋四に、小侍従、忠ひ、

三角柏は、何事も、流れて、浮かば、涙なり、鴨長明が伊勢記伝、此國は、三角柏、云々、物あり、小侍従が哥は、神風や、三角柏は、流れて、涙なり、前は、首なり、前は、度人、尋ぬ、此、柏、輔親、卿、集、岸、生る、其、忠摩、国の、鳴、云、処、木の、生、時、落、取、竪、向、事、其、落、物、御、前、御、遊、是、神宮四度の御祭の時、入、社、四の、御門、此、三角柏、各、葉、持、其、止、此、柏、

是腰枝出長柏云寂阿法師
百首哥の中に思ふ事の御鳴の長柏長頼
横きをみ子云は南けず其次かを
見更此田或人の許より贈る柏の葉に横さ
三四寸長さ三尺ばかり常に木草の葉の
似更なり三尺枝を云はり葉の長さ
寸を写誤也柏中折又乃ち御裳次
の岸に有り柏を法れ頭飾云輔親
集云齋宮の九月祭に詣賜る夜みそ次そ川に齋宮
柏を有て是に狗の家に遣事を古
の中に綿言後忠卿の家に恋て首の中に遣事を古
云る題を後頼詠云神風や三角柏に事問て立を真
袖に色みてそ云る私云或人云伊勢大神宮に参れ
柏取て古に事あり投る立ハ叶ひ立ハ対て
ふ故に選て占ふ立ハ法ハ三葉柏
袖に色みて悦云三角之間為求例石長柏謂之
あり拾遺集云神宮之中礼典
三角柏件柏諸志摩國吉津嶋堺貢嶋内山中生未詳
也あり大神宮年中行事云七月西日風日祈宮神態

柏流神事其次第如法四月十四日御笠神事之勤あり
神名秘書云有風神祭名柏流也豊年則浮流通凶年
則沈覆損四月七月祭之豊樂に柏を用ひらるゝ事宮中巻明
宮殿に太御酒柏に云る迎傳此の五十九葉に云り又此御殿
末に取太御酒柏云る迎傳此の二十二葉に云る
巻登に○幸行本國本國に巻不見此國名
に負本の國なれば柏に殊に多に有る故に
御船に幸行御遊覧がら少る法し次文に
行に短ら云る○婚八田若郎女此皇女明宮殿に出傳三
大后の御妬を憚坐て其坐まを間に待ゆて御合
坐ずり書絶に云恭新啓兄王白云る乃進同母妹

坐田皇女曾雖不足納採僅宛掖庭之数云〻太子守治若郎子
兄王〻林〻〻〻〻〻此皇女〻早〻宇治若郎子の此天
皇〻進め給ふなり〻〻〻〻親なき女子〻同母兄〻親れ
〻〻〻〻〻

漿俗云、恋於毛比、此は、煮御水の由なる、俗なり、今於毋由、云物も御毋生なり、湯は非、赤染衛門集に、おもひ波よりも、流は、流は、被使なり、

○所駈使は、都加波由流訓、流は、流は、被使なり、

書紀敏達巻に、駈使於官不放還國、孝徳巻に、各置臣民、恣情駈使、又駈役、役をもツカフと訓て、又駈使をもツカフと訓て、役は、かひなの義なり、

○続紀七に、詔曰、率土百姓、浮浪四方、規避課役、遂仕王臣、或望資人、或求得度、王臣不經本屬、私自駈使云々、駈字は、驅同じ、玉篇云、逐遣也、

○吉備國風土記に出、○兒嶋上巻に出、傳五嶋、五嶋なる之字、真福寺本及一本なし、然は、郡作記中に、郡云云例なり、然は、吾汝、

あれは、今は、舊印本、延佳本、及一本、に依て、

○仕丁、

與本、呂は訓法、假宗和名抄、近江国淺井郡、郷名下、與保呂、字鏡、與保呂、書紀に、腿踵、曲脚甲也、和名抄、腿踵、脚之後、太筋なり、に依て、書紀に、腿踵、物語に、御須、物語に、御須、過給ふ、宇治拾遺物語に、過給ふ、宇治拾遺物語は、ひとしなり、与本呂は、俗に云、足ひとしなり、

ひとしは、加ばかりなり、其餘、本呂須、運、出る名、前巻、本呂、須、運、云、住丁は、書紀に、以、ヘ、ポ、ホ、ヘ、ポ、ホ、又、ヘ、ポ、ホ、を、ヘ、ポ、ホ、に、依て、を、を、を、を、を、訓て、丁の中の一品なる、故は、上に、所駈使、延を、切、先、と、本呂、訓、言なり、使、訓、きなり、都加波、都加波、本品なり、

○抑、此は、民の役使は、弱き者を云名なり、

○中昔の書、も、使、夫、丈、足、云、云、なり、

記、中昔の書、も、使、夫、丈、足、云、云、なり、

天令に、庶男女三歳以下為黄、十六以下為小、廿以下為老、六十六為耆、百為老、

為中、其男廿二為丁、六十六為耆、百為老、

殘並為次丁、

見、賦役令に、庶正丁歳役十日云々、次

下二人同じく正丁中男云々ありて男年廿より六十まで丁なる子正丁云々六歳より六十まで丁なる子云々あり次に中男云々あり次に残疾なる者を云々とあり残疾なる者を云々とあるは年壯なりて色品なり歳く定まりなる役なり歳役十日なり故に其役を弱く品なりて其役を荷丁軍丁丁匠運紅丁役丁なる如し金巣集に御調物運ぶ丁を計ふべきは工丁仕丁里人数をひとけるは仕丁云々孝徳紀に凡仕丁人者改舊毎三十戸一人以宛廝也而毎五十戸一人以宛廝以宛諸司賦役令に凡仕丁者毎五十戸二人以一人充廝丁三年一替若本司籍其才用仍自不願替者聽孝徳紀に此事に如見えたり共に毎五十戸に人ありと云ふ人数を誤れる歟又或人の考へに以一人の仕丁十人の内に十人本字脱人其字脱人廝に充さもあり法

廝に義解に猶使也言給使於汲炊即炊頭同云々あり其十人に汲炊諸事給使者なり同

特統紀に諸司往々無月放假西書類聚國史に延暦廿四年十一月公卿奏議曰云伏望所點痲仕丁百八十一人依数停却云云許之なりと見えて諸國の民五十戸の内に大抵京に上りて諸の官司に役仕者なり三年に替る職員令諸の官司に直丁若干人駅使若干人ある是なり書紀雄略巻に武藏國直丁侍宿相謂曰云々持統巻に賜直丁人官位云々訓に直丁云々官司に候ひて役ひ駅使丁は外に駅行事色即仕事に役ひ仕事に役ひて此は後の御定なるべし上代の事は此史甚く異なるこ

ゆ無かりしかども見ゆ此あるは吉備の児嶋比賣の仕丁
なり差れて難波京に住水司に使ひ居る者なり
○是は字の隨に訓ては許禮に訓ては上に往き此例あり
紀漢文よりの異なり○退國は國の令三年に替
用ひざる異なり
あるが如く替て吉備國還なり持統紀に新羅供
丁八人返す本大物無恩以賜禄新羅國の民を仕丁
しなして役に給ひ有
なる事なり此は續紀に仕丁役畢還鄕始給
程粮程粮は途中の粮料なり見あり退は麻加流に訓
而葉記に麻加流に訓
加流云他少京に往き麻
○大渡書紀仲哀卷に向津野入濟

豐前国にあり後は淀の大渡なりと云り難波の殊
なる地なる故に其津を難津浦を大浦なと云る如
く其渡を大渡なと云る
奉るべき御船後れて来る
此外に古書に見ゆ後は藏人なり
○倉人女此名称
云物なり
○女は官の職を仕奉る者なり古今集雜
云藏人も然
ある宮の女藏人なり但其は後の事
○藏司尚藏
人掌神璽契供御衣服巾櫛服翫及珍
寶綵帛賞賜之事典藏六人掌同尚藏掌藏四人掌出納

綵帛賞賜之事女孺等大少あり此同上式はあり此は
海部臣宅守藏部女云々朝臣なか若櫻宮殿は
見なし藏官は正式傳に八の兼考合なり遇船は
布屋阿幣理の訓は世に未ヒ考へ後世のまなり此詞は加の
事上は委云か彼仕丁の船なり國系に難波の大渡は
此倉人女の集まる船に行遇なり語云ぬ仕
丁倉人女は語告はなり此仕丁主水司は侍間
又知人よりて在
天皇者皆延佳本は皆字なきはあり諸本
皆字は地日共宗を誤れなり許能碁呂訓は
師の云れは然なり

戯遊多遊礼麻須遠訓麻須は生遠書紀景
行巻に其宴樂之日群卿百寮必情在戯遊不存國家
葉九丁共に容艶縁而曾妹者多波礼呂有家笛古今集
秋山の百種の花は紅く秋の野に思ひとりむ人
なし若多後撰集雜に也まる名なれ都あぞ名ひきぬ
さかき嶋なる白浪を濡衣に著て又別に名かり負ぶ
海老は可ぞ思ふさかれ嶋浪のぬれ衣いとよ著なり多
宇鏡に嬈遊逸也戯也不合笛又太波笛可意妖樂戯也
嬈也就也太波志言嬈戯也遊也不合笛又太波意
隋海の齊明紀に妖女遊士なり訓る万葉に風流士又不

蘭着此事乎、舊印本ハ字ヲ脱セリ、今ハ補ヒ、此事伎許志賣佐泥加毋
波訓ヲ、泥の下に婆の字ある意の古言なり、申昔比雅言ハ伎許志賣佐
泥婆夜波云意なり、其婆を省きたる例、万葉に多
し、五十六丁、十二月の者沫雪零跡不知可毛梅花開咲
不有而、此三の句も同じ訓なり、是を、ラ。カモ。訓るハ古
を知らぬなり、ラ。カモ。訓るハ古意
なるを、

○御船の先に坐る太后の御船なり、○追近ハ
淤比斯伎豆比訓ヲ、近ハ字の訓にて、チカツキテ。訓てハ次なり、白ヒあるハ疎し、師
ハ、オ。ヒツ。キテ。訓てハ斯伎なり、其意なり、訓斯伎ハ、古
賀波斯豆摩迩伊斯岐阿波牟迦毋、賀波ハ牟迦ハ、斯岐ハ阿
白之狀具如往古之言、往古ハ、ヨホロガ。訓伊比都流ハ、都流ハ、理佐

麻都夫佐ハ、サニツフ。訓ヲ、夫の次第に隨ひて、漢足さ可なり、訓ヲ、其卷
ハ、更往迴其天之御柱、如先巡弱ヲ、更其天之御柱
を先の如往迴り、賜ヒ、訓ヲ、同格なり、傳四の巻葉考合次ヲ、
○投棄ハ那牙宇比賜比伎訓ヲ、大棄を宇比云る上巻、千引
神の御哥に見え、上所に云り、此御為態かの言立者、足毋阿賀迦ハ
嫉妬ハ、ネタミタラ。あ心ハ今なり、夫木抄に、權僧正奏朝難波江
堪ぬ色を見ぬ、此の事、以高津哥、
○御津前ハ、書紀仁賢巻、年ハ、
難波御津齊明巻、五年、細書ハ、難波ハ津之浦、万葉ニ、
大伴乃御津乃濱松、又丁、七、大伴乃美津能濱子、廿五、
三津埼、十五、大伴乃美津能等麻里、多、

古難波より船發ちて去ぬ此津より發又此津に泊てしかめし事万葉式歌に数多あるが如もかくて

於の船なり難波の内の古地名なれども難波

古圖に高津の西方海辺に津里御津濱あり其処なり

歌注其処なり今大坂西津寺町云処ありて三津社三津寺古今集雜下詞書

江次第なるも見て大伴乃御津に船乃頭伊美美通ふ例卷建御

稜威の意に彩ぶ稜威の都

雷神の下傳五の十三に云ふが如又稜威の都

八雲清音なるに此大伴の御津に船

の事昔より詳なる説なれども

ら又冠辭考に地御津を住吉の津に一つ

上に違ふ往古津の事い書紀に

月天皇語皇后曰納八田皇女將為妃時皇后不聽爰天

皇歌以乞於皇后曰云云皇后荅歌曰云云天皇又歌曰云云皇后荅歌曰云云天皇又歌曰云云皇后遂謂不聽故默之亦不荅言三十年秋九月皇后遊行紀國到熊野岬即取其處之御綱葉而還於是日天皇伺皇后不在而娶八田皇女納於宮中時皇后到難波濟聞天皇合八田皇女而大恨之則其所採御綱葉投於海而不著岸故時人号散葉之海曰葉濟也今謂御津前曰葉濟傳の異あり此は書紀に方正なる濟景行紀に見えたり其後の名を以て語傳へる物なり御津云名は本津と云も同じて此津を称る名は然るを此

記の傳ハ御綱ノ名の似たる物なれ又御津を三津と書ハ借字なる難波津高津
敷津ハ三ツを云なれ云る説あり但梢濃を地方の御津
のあるべきなり濃ハ摂津ハ書紀に古事記に
誌ハ長柄川ハ在如く云る地理かなり

即不入生宮而引避其御船沂
スナハチミヤニイリサズテソノミフネヲヒキテホリ

於堀江隨河而上幸山代此時
エニサカノボラレテカハノマニマニ國ヤマシロニホリイデマシキコノトキニ

歌曰都藝泥布夜夜麻志呂賀
ウタヒタヘハクツギネフヤヤマシロガ

波袁理和賀能煩禮
ハヲリワガノボレ

婆迦波能倍邇於斐陀豆流佐
バカハノベニオヒダテルサ

斯夫袁佐斯夫能紀斯賀斯多
レブヲサレブノキガテハヒロユツニ

邇於斐陀豆流波毘呂由都麻
ニオヒダテルガレビロユツマ

都婆岐斯賀波那能豆理伊麻
ツバキレガハナノテリイマ

斯。芝賀波能。比呂理伊麻須波。

淤富岐美呂迦母。思呂由借麻

不入坐宮而云くハ天皇を恨み奉賜ひて背き賜ふ御所為なり。宮ハ難波の皇宮なり。○引避ハ比伎与伎弖訓ぢし。万葉七二十一丁に神前荒石毛不所見浪立奴従何處將行與奇道者無荷。十一丁に崗前多未足道乎人莫通在乍毛公之来曲道為古今集春ハ吹風に誂ふ嬬物なりバ此一本ハよ紀に云ハ泊給ふ處き難

波なり。避ハ避なり。○泝於堀江堀江ハ昔に出ハ泝ハ云に訓ぢき如ある。泝ハ訓ぢ逆なり。海より堀江に入ハ泝ハ非ず。泝ハ物泝山。佐加能頼良志忌ハ訓ぢし。万葉壮四十九丁に保里江欲利美乎左可能保流梶乃音乃。の水の流るに上ハ逆なり。○隨藺草ハ定四名。堀江ハ云ハ即此川尻なり。隨ハ云ハ隨ハ置。此時何處に隨ハ置。其幸ハ非ず。故ハ何処ハ非ず。故ハ何処ハ非ず。難波宮を避賜ふ御心なる河の隨に上坐て。西ハ彩の山代に到坐ふ。○山代上ハ出。○此時ハ河を上り坐。○都藝云。○都藝屋布夜ハ此言書紀に四首ハ四首ハ三ハ夜字ハ此記に四首

ある首なし夜字なの字なの手首なし無しなを老師首
保なのかを世を乳なれば此次なを諸本共は着を
ば今いさを山に継苗生れあり夜ハ余を云む如し
なの人継苗生れあり歌ひ出し紐解き那蘭
を切免て泥を云り継苗を小山の樹を伐取を跡を
冬継を樹を生を立む料を植る苗を云生ハ其苗就豫
て蒔生を設け置を地なり粟田豆田浅芽生蓬生なを
某生を類皆其物の生を地を
り手り稲の苗蒔蒔生ハ田を苗代云如ク
此山の樹此継苗を生ハる地を山代を云なり
ハ山代用ハ材を出ハを業ハる故を即材を伐取ハ
事を山を云て造る斧を山多を云云又材を
材云て此ハ其伐出ハ材を材の継苗を生ハ地を

を以て山を云ハ此義
巣ハ河木代を書ハ此義
ハり用木代離を意を取る小材を伐出ハ
意を山を云木代を意を取る材
を生立る継苗此意あり何を取ハ此
継苗生ハ考を以ハ河木代を書る義を
も相明ハ枕詞ハ継苗生之山代云意
ハ此枕詞ハ継苗生之山代云意
ハ然る昔ハ巣ハ次嬪経書ハ依
ハ然て続き山を経由解来
国ハ当る支嬪ハ云信ハ山城
国ハ大和ハり程近き山を経国
ハ続きる山を経国衍国
ハ非ハ然ハ云ハ山代本
国の人者を思ハ始ハ此継
苗生を西山代の負ハ前
乎本ハ一国の名を意ハ同じ此枕詞
の意ハ向ハ

(仁)夜麻志呂賀波袁

山代河を上りて此河に沿て山城風土記に賀茂建角身命云々至山代國岡田賀茂隨山代河下坐葛野河與賀茂河所會至坐とあるに依るに淀川を上りて木津川を云なり此川淀にて宗治川と合て其より淀川下流なり来水淀より下流なり山代川と云事なり風土記に北水と云ハ依て木津川なる事なり河内なる事なり山城国なる事なり

上幸山代

河内なる事なり上幸山代と云ハ上説なり水源見て上説なり上幸山代と到著湯

使既に山代に賜字なり故に彼風土記を考へ通ずるなり故に論ずるなり其

上の方相樂郡なり名なり木津川直の名泉川なり名なり山代川なり

云ハ其下綴喜郡久世郡泉川なり名なり

又國名なり

山代川を上りて

御船を泝坐て詔ふ

詔ふ

淀川の下方を詔ふ

加波能煩理

上

上

上

和名抄に楊氏漢語抄云烏草樹佐之夫乃紀辯色立成
説同字鏡に也烏樟樹左之夫世夫也樹契
沖云余山里太古はせの木云柃に似て小き實酒
に熟して紫黒色なる童なども取て食
ふ中巻美濃に柃和名抄に見えて今俗に毘左人紀に
云米なり出雲風土記に佐世乃木葉少なる此烏草
樹なり云り或人烏草樹は今俗にはゝぶの木也
云ふ然木葉に云云り出雲風土記大原郡佐世
乃木葉頭刺而踊躍云云須佐能袁命佐世
木枝刺而踊躍云云倭姫命世記に佐久牟乃
尓佐久官造令坐給支云云江御船泊給比其処
多氣郡佐久夫江神名帳に伊勢国
神社ある地なり是も此木に因

名○佐斯夫能紀夫字舊印本又一本延佳本なく
三字を假字に用ひる例なり今は真福寺本に依る
夫に同じ契沖曰師も上巻
句に此終の表も此句に
句に此首に属して小の義也
然は二句に連きの調なり○斯賀斯多迩
其之耶は斯賀に其上に云る物を指て其に云
に此御殿所に歌に塩に斯賀陪理
甕栗宮殿哥に斯賀陪礼婆書紀雄略巻哥に我都矩
婆麻渥尓に結我那禮摩弖兼五三十九下に愛久志我前
多良倍婆に比八二十下に之我願に太良比尓に九二十貫
鷦河並取左牟安由能迩我波多波又二十七下黄楊小櫛之

賀左志家良之又三甘九日秋花之我色ゝ尓なゝ世ゝあゝ者同
朝倉宮段大后御哥此ゝ途同ゝ於ゝ者ゝ子曾賀
波能云ゝ其ゝ葉ゝ文曽能波那能云ゝ阿ゝ多ゝ斯賀
ゝ其之ゝ向ゝ者ゝ知ゝ者ゝ然ゝ如ゝ契中ゝ斯賀ゝ紀
之ゝ葉ゝ云ゝ

○已之ゝ書ゝ佐ゝ斯ゝ通ゝ斯賀ゝ佐賀ゝ云ゝ
云ゝ八五葉七三ゝ已之ゝ手取久ゝ手取久ゝ不知已之
久ゝ手取久ゝ思良尓十二ゝ高麗敘已之景迹故十二ゝ
已之家尚ゝ手十六ゝ已妻尚ゝ手ゝ呂之ゝ

訓ゝ依ゝ佐賀ゝ云ゝ古語ゝ

右の已之ゝ皆ゝ師ゝ云ゝ和賀ゝ訓ゝ宜
右の已之ゝ皆ゝ字の如ゝ訓ゝ心ゝ得ゝ且ゝ
ゝ斯賀ゝ云ゝ意ゝ我之ゝ云ゝ意ゝ

○淤斐陀豆流宜ゝ向ゝ波毘
呂ゝ三言の句ゝ葉ゝ廣ゝ中卷玉垣宮段ゝ葉廣熊曾構ゝ

ゝ如ゝ此ゝ葉ゝ廣ゝ彼ゝ處ゝ云ゝ
非ゝ葉ゝ廣ゝ樹ゝ葉ゝ廣ゝ樹ゝ葉ゝ廣ゝ
云ゝ白檮ゝ椿ゝ然云ゝ
廣ゝ物ゝ葉ゝ

○由都麻都婆
岐ゝ舊印本延往本ゝ葉ゝ意ゝ麻字ゝ作ゝ若然ゝ
本ゝ麻ゝ麻ゝ真福寺本又一本ゝ
朝倉朝太后御哥ゝ次ゝ引ゝ五百箇真椿數
ゝ由都ゝ義ゝ上卷湯津石樹湯津楓ゝ處ゝ云ゝ
傳五ノ十一葉十三ノ二十七葉椿ノ枝葉繁ゝ多ゝ云ゝ都婆
紀ゝ云名ゝ即五百箇葉ゝ謂ゝ或説ゝ艶葉木ゝ
ゝ艶ゝ云言ゝ名ゝ和名抄ゝ唐韻云椿木名也結名豆波木
楊氏漢語抄云海石榴和名共同本朝式菁用者ゝ

書紀に海石榴市と書り。万葉に椿市と書り。此へ今
まぎらはしく樹なの字なれども、鳥草樹の字を
あてゝ、此かゝてもあるなり。
高く大なる樹なれば椿の其下より生立る故に下陰の曲
なる鳥草樹にて、岸の如く高き処よりありて其下、清低
き処にある椿なるべし。㊀斯賀波那能は其之花なり
斯賀は椿を指て。㊀呂理伊麻斯は照坐て、葉の新葉
ホ八子より、茎詐余物能已能多知波奈能伊夜弥里尓
和期太皇波伊麻毛見流其登。㊀芝賀波能は其之葉の
茂り。㊀比呂理伊麻須波は廣り坐者なり。比呂理は
廣くて、ある貌を云て、寛よ坐くよりなり。朝倉宮段大

后御哥に云く、波斐陀迩流波毘呂由都麻都婆岐曽賀
波能比留理伊麻志曽能波那能豆理伊麻須多加地加
流比能美古宗去来。㊀淤富岐美豆迦母は太君歎なり
て呂は助辞なり。呂迦母は云辞。中巻明宮段大御哥に、
袁陀夫呂迦母とある下に云れ。傳三十四
波能備迦母云々。書紀に異あり。筒渡區瑪爾知
瑳箇蹈屡毛、多羅儒柳素麼能紀破於朋者漲呂箇茂
柳の下葉の繁くあるなり。契沖和
名抄に梳機和名曽波乃木とあり。其
方言葉十三云、百不足山由道乎これも山の字なり。
柳の字なり。

五[illegible]例[illegible]理[illegible]師[illegible]心[illegible]者[illegible]
なる[illegible]の[illegible]の[illegible]葉[illegible]
て[illegible]の意[illegible]云[illegible]此[illegible]心得[illegible]
彼哥[illegible]吾[illegible]齋田清縄が考[illegible]足[illegible]日本[illegible]百[illegible]
木を不[illegible]誤[illegible]物[illegible]心得[illegible]遂[illegible]
足字を[illegible]移[illegible]なり[illegible]宜[illegible]山の枕詞[illegible]
云る例[illegible]御哥の総て[illegible]意[illegible]辺[illegible]生
立[illegible]椿の照り榮[illegible]御覩て天皇の御顧影を
戀しく所念[illegible]今も吾大君[illegible]彼椿の花の如く照
坐[illegible]彼葉の如く寛[illegible]坐[illegible]詔[illegible]伊麻須
波の波を淤富岐美の下[illegible]結[illegible]迦母を伊麻須の下[illegible]
互に入替[illegible]心得法[illegible]若此波[illegible]如[illegible]母[illegible]を移[illegible]
目前に天皇の御光儀を[illegible]其隨に心得[illegible]此時御
詔ふ意[illegible]奉賜[illegible]彼の天皇[illegible]此辭[illegible]

を處を入替るハ強[illegible]ふ詔のごく思人ある法[illegible]れ
古[illegible]ハ然詞を置違[illegible]其義聞[illegible]後し書紀
の此御哥の趣も同じ格[illegible]て大君[illegible]彼ハ十菓の木の
如く栄え坐[illegible]云意[illegible]紀破の破[illegible]薦茨[illegible]
替[illegible]聞むが[illegible]
[illegible]味[illegible]思[illegible]次[illegible]得忍[illegible]は
て背き[illegible]ハ来坐[illegible]然[illegible]又[illegible]恋[illegible]

[illegible]所思次御情も堪[illegible]
[illegible]所念[illegible]なり

スナハチヤマトヒメノミコトニイタリマシテウタヒテ

即自山伐迴到坐那良詠倭歌

タヽハクツギネヤマヤマカバ

倭都藝泥布夜夜麻斯呂賀波

袁美夜能煩理。和賀能煩禮婆。
阿袁邇余志。郝良袁須疑。袁陁
弖夜麻登袁須疑。和賀美賀本
斯久邇波迦豆良紀多迦美夜。
和藝幣能阿多理如此歌而還

暫入坐筒木韓人名奴理能美
之家也

迴ハ難波ヨリ倭國ヲ河内國ヲ經テ往
ベ直道ナルベシ。其代ハ物ヲ迴曲ル道ヲ故
ニ云ヘリ。○那良山ハ那良ノ山ノ名ニ出ル。傳ヘ五ノ
麻能久知ヲ能ヲ添テ訓ベシ。月次祭祝詞ニ山能口坐皇神
等乃云ヘリ。此山ハ山城國相樂郡ニ
在。太和國添上郡奈良ヲ越ル道ヲ云ハヾ奈良坂

なり。五葉、十三よ。青丹吉奈良能山乃、又、十六丁。青丹吉平山乎越、三十四丁よ。依保過而寧樂乃手祭尓置幣者、手祭俗云比奴佐奴なり。六、緑青吉平山過而、又、七、見不飽櫛山越而、十六、丁九尓奈良山乃児手柏之云、十七、丁。青丹余之奈良夜麻須疑底泉河ぞ。あり。さて書紀のハ、時皇后不泊于大津更引之泝江自山背回而向倭云ふ。即越那羅山望筒城歌曰、やまあめて御哥ハ此記ゆ全同じ。加くてこれよ越那羅山云ふゆゑなるよ依りべ此記よ山口ゆあるハ那良の方より上る山口あり。そもく此記りのハ山を越坐ゆ云ふゆなるて直よ山口ゆあるハ山城の方ゆ上る口の如南ゆ也。書紀ゆ合せて考るよ。

なゆ然よハ、ゆ、其方を常ゆ那良山知ゆ云なり。其方を常ゆ那良山知ゆ云なり。倭京のことゆ、其方を常ゆ那良山知ゆ云なり。書紀ゆ語傳ふる詞なて。此ハ、山代より来坐除紫なて云。此ハ、山代より来坐紫なて云。此ハ、山代より来坐紫なて云。其山を越坐る事、去て。如此云ハ、倭の方ゆ向ふ山口ゆ、なる。見が。國ハ、云ふ。給ふ。山代の方ゆ、山口。詔ふ。給ふ。書紀の如、那良山を越て。筒城を視ゆ。賜ふ。都藝泥布夜筒麻斯呂賀。波袁ハ、波字、舊印本、又、作るハ誤なり。真福寺本、延佳本、又、本なり。依なり。美夜能類理宮上ゆ難波宮を避過て、新ゆ賜ふ。詔ふ。避過ての意ハ、御言の、ゆ、ゆ、ゆ

ぬよりかけて、唐土にも、此言を、官を上り云ふ意なるを、取かへて、宮殿生ると云意なるを、又師説美夜ハ水脈なり、遠江國人ハ川のみよ、云り、其も、此宮上代川を吾上と、尚序で、心得違ひ御哥の、迦波能煩理真菜を、和賀能煩礼婆上なる同云る考合ふ、○阿表迩除志ハ那良の枕詞なり、青土よりなり、青土ハ色情土なり、明宮段大御哥和迩佐能迩表云、

眉画の料なり、青土なるを思ふ、余志ハ冠辞考に、余呼出次辞なり、志ハ助辞なり、此余志を云辞を添へる例、真菅よし、玉藻よし、大魚なも、阿佐安、

緑青を出せり故なり、云、古へ緑青見る、古へ緑青を、其字を借り、書る、万葉に、阿表迩、故、云、実ハ緑青、那良、緑青、由なり、明宮の大御哥、迩ハ眉画の料、青土なり、然ハ、緑青ハ、眉画の料、御哥、以て、緑清、余志、辞の義、阿表迩、云、辞、字、夜本、奈志、伊岐、意、如、百冊杵築、官、阿表迩、ハ百の百を保唱、百、阿乎、濁語、保の濁、夜、通、清濁の説、心、得、百の百、清、通、例、強説、阿

良なるに由りて是れ冠辭考に云へる如く土を平
堅むる意なり然らば土なるが故に青色
なるを云へり如何に云へる彼應神天皇の眉画料
に青土を賦給ふる和迩坂を那良山に近きを思ふに
古那良山も多く青土なるべし名産なるべし
袖中抄に方業抄に奈良坂の昔は青き土の多くありし
なり今はあらず依て此あり又云へる當
なるべし故かの崇神天皇の御世に御軍士の其青土を蹈
跙ふ地由云意なるべし那良を云名い彼
故事なる貢なり然も新撰姓氏録流浪
の例なる故事を因て思ふべし かの故事を因て青土を平
意なる

云へる故事を因て思ふに此青土は此山の一名産なる
故なるべし然ら考へ云へる如く青土は
或人の名なるべし
耶那岐伊那美二柱大神の唱和
夜志阿那夜阿那夜通
根尊も通はし云例い阿夜
又夜志余志者通
の枕詞を並に非ず吾欲見國云如
御言なり然るを後に那良
哥の枕詞なるは因て轉
なるべし
思ふに此御哥那良
倭は枕詞なる
加ら並に云へる枕詞は
考へ地名を詔
然も初の那良も無
有て初なる無
なれる此御哥なる
書紀の武烈卷の哥に那良の枕詞云へる

あり。彼時なれば、然轉用る活用の例、なほ動かじ。故、なほ本なる那良の枕詞なるべし。○袁陀弖は諸本共に無きを、依て其福寺本は無きを義に無きを、まことしく此字脫字なるべし。然るに、夜麻、之字あり。今は、真福寺本、其字なる、故は、書紀の其字、脫字なるべし。然るに、餘の諸本なるを、非じ。餘の諸本なるを、抑真福寺本、此字を脫したるを思ふべし。

○那良袁須疑は、那良を過なり。

○袁陀弖は、諸本共に無きを、依て其福寺本は無きを、まことしく此字なるべし。

次なる、夜麻は、紛れ易き倭の枕詞にて、山槌なる倭國を重ねたる物なるべし。以て云は、槌を立並倭、如、山の周りなる國なれば、以て云

なるべし。委くは、國号考に云るが如し。槌を袁陀弖と云

明宮段の大御歌に、

○夜麻登袁須疑、倭を過ぬ。此へ城下郡なる倭鄉を詔ふ。此鄉の事は、國号考に委く云へり。袁陀弖は、云枕詞は、一國

なるべけれども、名の同音なるに、此鄉の倭を詔ふ。此鄉、名は國、大名なるべし。出て須疑は、那良山中なる給ふ。其延まる山、吾欲見國代遠還坐ぬ。那良まで至坐れば、吾欲見國者此歌より、那良を過て倭を過て行、菖城を云意なり。

○和賀美賀本斯は、吾欲見

なれば、契沖云、見うれしく、見可きなり。顕宗紀の哥に、野麻登陛、弥我保指母能波於尽、農漑能菅能拖

智紀、難屢都奴婆之能漑野、必よりあり。万葉に多く見る云

万葉三十九丁に春日者山四見容之又三十八丁に儕立乃見
泉石山跡六四寸に山見者山裳見貌石寸六十四寸に見
我欲君我寸三寸四丁に夜麻可良夜見我保之加良武寸
八十八丁に移夜時自谷尓奈保之見我保之又伊夜見我
保之名市丈欲寸真珠乃見我保之御面なる万葉
に見容之書る措云る保を遠のやうに云る
や契冲云る非文凡て容の保の類を表音哭
後世音便に頽きしるを言ふそうあれ古へは波比布用保
の字をも本音のまゝに正しく云て音便に和韓字惠
表の如く呼言ふかりき今非文
の心を以て疑ふ
万葉
○迦豆良紀の四言句
夜の四言句高宮
高城山東下高宮岡の命
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○和藝幣能阿多理
菖蒲
○迦豆良紀の四言句高宮
高城山東下高宮岡の命

如此詠賜ふる故に此大后の御父は葛城之曽都毘
古申すれば葛城の本御郷なれば其家高宮ぞ在け
むを其人なれば夫の家を家部に成て其
夫は背く時は依所なきまま又親の家を恋慕く思
ふなれば正しく此大后を天皇は背奉賜ひて
難波宮を避過て宮上なり是なり
上に賜ひしを依所なく所念故に上の語
ある礼婆の辞を吾欲本郷恋なくなりて葛城に帰
見云て係て味ふべし
なる事を所思比ふ那良山を越給ふと
決ずして更故郷に帰ふ事を如何ぞ

得物に給ふ事所思返して又山代の方に還賜ふ
次る時は其所念せる御情を述賜ふなり書紀の趣は初より
倭に幸む所思儲て川を上り坐る間に
然まぐれる葛城に到給はず
ふ法なれば那良山を越て此御哥ありて忽に
山代に還坐ふ那良山なく間は然まぐれ倭に幸む
ぐせしいまだ山代川を上り賜ふ間はよれる
らぐなる法書紀に向倭ぞ初より例の撰者の
加ふられる文○還い給て来坐る山代の方に還坐
る事もあるは○此還を師は辞なり指所の高宮に至坐て却
なり筒木に入坐ぞ云ぞ然なり
あり文○㊀暫は斯麻志ぞ訓ぶ又斯麻良久波も訓ぶし
万葉十五七丁に之麻思久母十四丁に如此あり木丁に布
祢之麻志可勢十四二十に思麻良久波なり文方巻

巻ノ須臾ノ書ルモ右ノ如ク訓ジシ今本ノ如ク假字ヲ以テ訓ジ又ピパラクノ假字ヲ以テ書ル所ハ此ノ如ク云ル八苟且ノ所ヲ入坐ル由ナ

ヲ○筒木ハ和名抄ノ山城國綴喜郡ノ綴喜郷ナリ今世ノ普賢寺庄ノ十村アルトカ古ノ綴ノ郷ナリ喜郷ノ都豆紀ノ下ノ都ヲ濁ルヨリモ非ラシ綴字ハピツノ音ヲ取ルナリ云訓ヲ取ルヨリハ書紀継躰巻ノ五年冬十月遷都山背筒城ノ所ノ山ニ同十年ノ此ノ宮敷坐ノ此宮ノ名ノ見エタル万葉十三ノ五ノ空見津倭國青丹吉寧樂山越而山代之管木ノ原云ヘリ○韓人ハ韓國ノ人ノ歸化テアルヲ云ヘリ此ノ其筒木ニ住居ルナリ○奴理能美ハ美ハ使主ナリ上ノ故ノ美ノ云ヘリ使主ノ姓氏録ニ充京調連水海連同祖ノ事ハ穴穂宮段ニ云ヘリ○百濟國努理使主之後也誉田天皇諡應神御世歸化孫阿久太男弥和次賀夜次麻利弥和弘計天皇諡顕宗御世蠶織紙絶紬之様仍賜調首姓ヲ右京民首水海連同祖百濟國人努剌使主之後也山城國民首水海連同祖百濟國人努理使主之後也河内國水海連百濟國人努理使主之後也同調白佐水海連同祖ナリ○又山城國伊部造百濟國人乃里使主之後也○此人ハ右ノ氏ノ番百濟部ニ何ノ諸ニモ入ルヲ今太后ノ其家ニ入坐ルヲ以思フニ此人モ百濟國ノ貴族ナリテ皇

國ぞ宜きぞ在ける。さてこそ子孫の氏人も多くなれ。大后の此家なる者も入坐るべき此を指て来坐るべし。御故郷を忘れ難き那良山を口ずさびとなれば、又思ひかねて山代還りの賜ひなれども難波宮なる帰りにしを所思せども、あまりめて入坐ぬ延の無きすまに苟且なる此家なる入坐ぬ。暫なる心を著ぬ。其地来殊に親き奉仕る由縁なるあり。此人らに書紀に更還山背興宮室於筒城岡南而居之。あめて奴理能美の家に入坐事見なし。

天皇聞看大后自山代上幸而使舎人名謂鳥山人送御歌曰

スメラミコトオホギサキヤマシロヨリノボリイデマシテヒルヨーキコレメシテトネリナハトリヤマヒトイフヒトヲツカハシテオクリタマヘルミウタ

夜麻斯呂邇伊斯祁登理夜麻

伊斯祁伊斯祁阿賀波斯豆摩

邇伊斯岐阿波牟迦母

上幸(ポリイデシ)ませる倭國を幸(イデマ)せるを云。古の御世くく倭京のかへ上る云云(ヒトヒトシカ)るすくさ語傳へ。凡て倭ふ行をば上る詞なり。此時は難波京なれども御世くく多く京は倭なりしぞ其時の詞以て云ふまふなり。又難波京の時も御世くく云ふまふなり。○前行を止るをも云ふなり。

看字舊印本又一本は其は誤り。又一本又一本はいと者其ぞあり。そは者字は者を誤りぞ其字はあるべし。看字の者を誤れるよりぞ。今は真福寺本延佐本脱るもあるべし。

は依まり。○舎人は上より出。傳此の五廿三葉。○鳥山御哥は依て思ふは速行むとぞ所念禱て鳥てふ名の人を遣はしてぞ謂ふ。○使は大后を留め奉て難波宮は還り賜ひて遣せる御使なり。○送御歌は鳥山行を送り賜ふ御哥なり。此御哥を贈賜ふ非ず。此は舎人は賜ふを贈ふ云ふ。又答后の御許贈給ふ如なる御哥なれども御哥のよりは然非ず。此は答后の贈賜ふ御哥なり。御哥は趣然賜ふ書紙なり。送は申次ぎ事は非ず。又次なる首御哥は歌曰なり。

○古事記傳三十六　○三十

歌曰なりのみあり。彼処は然のみあるは如何ある。此処は歌曰ありて彼処は答

送御歌白、[illegible]此は彼も宜き[illegible]、[illegible]然そ[illegible]
語傳ふる間に、語[illegible]錯[illegible]合れ如くなる[illegible]
[illegible]然[illegible]
八山代に[illegible]○伊斯祁登理夜麻に伊[illegible]發語[illegible]又
[illegible]鳥山なり、及[illegible]追及なり、[illegible]契沖云、及は俗言に追
著け[illegible]賜意[illegible]書紀雄略巻に、農播[illegible]能柯彼能
矩盧古磨矩羅枳制播伊志柯孺阿羅磨志柯彼能倶盧
古磨、第四句に及あり、[illegible]
追及武道之隈回に標結吾[illegible]の追及を今本誤[illegible]

[illegible]山代に詔[illegible]大后山代に幸せ
故の[illegible]倭國に至坐る[illegible]山
代國に内[illegible]追奉れ[illegible]伊斯祁に及け[illegible]
伊斯祁に及け[illegible]御向[illegible]所思者
御心甚切に[illegible]万葉十九[illegible]牡鹿之声伊續伊
継[illegible]書紀に、平の伊[illegible]伊辭鷄之鷄
[illegible]阿賀波斯豆摩迩[illegible]摩、字真福寺本麻[illegible]吾愛妻に
[illegible]太后を指て詔[illegible]書紀に、阿餓[illegible]戔赴菟摩[illegible]
[illegible]茂赴に愛[illegible]万葉三十四[illegible]
[illegible]思なり、愛[illegible]万葉三十[illegible]愛伎妻等者、[illegible]
愛妻之児、壮十九[illegible]波之伎都麻良波、文三十丁波之伎多

我都麻波邪ゆ又四夫愛夫に真夫愛妻なるかも
意ハ同じ事なれども愛ハ云言ハ二十四丁
吉香郡五十戸に山松之枝者波思
子之命乃所流二十戸に波之枝和我勢故なるかも
彼夜志ハ云ハ愛きなり云ふなり助辭ハ
波牟迦母ハ迦字真福寺本將及遇歟也ものか如此詔所
所以得追及ハ爭の危ふ思ふる御心なるか
此段書紀ハ皇后云く自山背廻而向倭明日奏皇
遣舍人鳥山命還皇后乃歌之曰云く皇后丞還猶行之
至山背河而云ふ山代間の御哥の前ハ記まれまるか

時の前後此記ハ異なるが如
ハ鳥山を遣ハ時の前後此記ハ異なるが如
記の趣ハ既ハ山代川を上て賜ひて倭に幸せる
を聞しめして遣ハ
ふるさとに聞ゆるなり
タツギテワニノオミクチコヲツカハシテウタヒタマハク

又續遣鬼道臣口子而歌曰美
母呂能能曽能能多迦紀那流意富
韋古賀波良意富韋古賀波良
邇陋流岐毛牟加布許許呂袁

陁邇迦阿比淤母波受阿良牟。
文歌曽都藝泥布夜麻志呂賣
能許久波波知宇知斯淤富泥。
泥士漏能斯漏多陁牟岐麻迦
受都婆許曽斯良受登母伊波

メカレコノクチコノカミコノウタヲウタヒスヲリシモ
業。故是只手臣白此御歌之時。
アメイタクフリキコヽニソノアメヲモサケズマヒツトハノドニマヒフセ
大雨爾不避其雨參伏前殿戸
タガヒテレリツドニイデタマヒレリツドノドニマヒフセバタガヒテ
者。違出後戸參伏後殿戸者。違
レバマヒテニハナカニヒザヅキヌルニヘツドニイデタマフカレバヒコレ
出前戸爾匍匐進趨跪于庭中
トキニニハタヅミコレニツケリソノオミアカヒモツケタルアヲスリキヌヲ
時。水潦至腰。其臣服著紅紐青

キタリケレバ　ニハタヅミ　アカヒモニフレテ　アヲミナ　アケニナリ

摺衣故水潦拂紅紐晝皆變紅

イトヒモ　コヽニグチコノオミ　イモクチヒメ　ホギザキニ

色爾口子臣之妹口日賣仕奉

ツカヘマツレリカレコハクチヒメ　ウタヒケラクヤ

大后故是口日賣歌曰夜麻志

ハロノ　ツキヤ

呂能都都紀能美夜邇母能麻

ヲスアカセバナニモヤ

袁須阿賀勢能岐美波那美多

グ　モニ　オホギキソノユエヲトヒタマフ

具麻志母爾大后問其所由之

トキニアガセチコロオミヲレキ

時答白僕之兄口子臣也

ツギノ　カリコト　ツギテ

續ハ加の鳥山ぞ返言を待賜ひ續きて遣

ハ如ク其毛鳥御哥の趣を考ふるに鳥山

返言を聞食ての事なれば書紀に鳥山を遣し

て猶行之とあり次の吐呂の御使ハ後の

大后の字舊印本又ハ真福寺本ハ真福寺本

皆同書紀ハ的臣祖白子臣云

訓ム㊀美母呂能ノ御室ノ樹ニて三輪山の事なり其由上巻に御諸山と云るが如し傳十三の葉山云云なれども美母呂能ノみ云る例も彼延喜式に引る哥に云る美母呂能ノ如も㊁曽能多ノ迦キ紀那ノ流ハ其高城ノ在る山を云其由遠発鳥宮段本書の御畠ま陶志比紀能ノ山を云るを下に云るを考合せて知べし傳此紀の二ノ葉㊂意富ノ章古賀ハラ波良ハ大猪子ノ腹なり舊印本又一本なるに此句無し今ハ真福寺本延佳本に有に依て無く猪子ハ猪なり猪可けれども有方調勝ノ猪の子を云るハ非ず馬を駒鹿を鹿児と云も同例なり此事上巻天真鹿児弓の延傳十三の二十葉に云ハ即猪ノ子ハ非

訓ム此故ニ豕ハ猪之子なり非猪の子ハ豚なり㊃意富ノ章古賀ハ上に同じ故に重ねて歌に云の常なり㊄波良ハ阿流流ハ腹に有るなり初の此まで五句は句の所に詔ふ多くは肝ハ人の肝ハ何も腹内なる物なり猪を見る故なり人の腹内なるを見ること古に哥ハ倚事なり此ら上に見るなり葉に許く吾を孝昭天皇の都葉上池宮の事を意富章古賀波良を富は非ず若其意なるを云ハ高城の原の名の意なり高城ハ高城なる原なり云ハ給ふを云ハ地名の意なり穂ハ又大和志に遠原ハ上郡池宮一名大章古原今曰遠原ハ云ハ地名の㊅岐毛牟加布ハ

肝向心の枕詞なり。万葉二十九に、肝向中乎痛九
三主と、肝向心摧傷と、肝向心摧傷と、由車は紐腹
中なる綿いはゆる五臓六腑の類を上代は皆
伎毛と云なり。各別に名あるか後に名の五
臓六腑の名は字に就て設けたる故に伎毛
訓も古の名の
遺れるなり。奇も鳥獣なども腹内に伎毛
なるの伎毛は捕獲して集め在て
凝くし云意なり。許呂を連くと想
凝と許呂を
云、能碁呂嶋は自凝許呂許呂と凝
の義なるべし如
なる海藻なども空太も凝海藻和名凝る意の名書紀神代
巻に由比姫万葉に
妹之

ひなるを以て曉る淆し又万葉に岩根こごしき
多くあるも凝くも凝る時なり記に凝敷凝木敷と書るを
知べし岩の群集を
云り又同集に多くむす肝心を於もひ
群伎毛の凝くし
物云言古と
契沖心肝なり
意意の
許呂は上より
意のみ強し心臓の意
意は非
あ
なり。許呂は諸本皆呂字脱
宜
契沖此
冠辞考の説
群
に依て延佳本は許字を削て許袁
子心得て
私
又集福
時本迦を賀
作
誤
心
於
意
凝
哥の意物を識思ふ心なり。御
阿比淡母波受阿良牟

は、此篇九言なれども、中に淤阿陀流比賣と、故に七言の
調ぶるとは、然るを、省きて、淤阿陀流比賣と云ふ
なを以て、若し不相思将者なり、如此よみ賜ふ時は、太后御
身は、還坐なんとせば、御心は、かりそめに相思ひ賜ふ
ぞ、なるを、御心は、朕を相思ひ賜はぬ、
先の御使鳥山が、返言の、なれなるに就て、恨み賜ふる
なるを、其御答へ言のおもむきの、甚深きなり、
されば、なほ、朕は、深く思ふ、此朕は、
そなりけり、又は、朕は、
相思賜はぬなりや、詔ふるなり、○都藝
波布は、上に出る、○夜麻志呂賣能は、山代の国の書、雄略
の、倭女、十四、河内女、あるべきある類なり、初瀬女、あるべきあ

業、○許久波母知来鑊持、師木鑊云、師木は、詔なり、
古を用ひ云、許を用ひ、然は、記中の例なり、書紀の私記に、
注せり、持木鉄也、和名抄に、兼名苑に、鑿和名久波、説文に、鑊
大鋤也、和名同上、鉄を以て、文字、
鑊も、今、鍬なり、契沖は、和名抄に、板、漢語抄云、須岐、鍬、
古須岐は、木鍬なり、鑊は、板字、
あるを、引て、此、木鍬、然、云へば、木鍬なれば、
波、別なれば、此の訓、久波、但、須岐、云へば、
云、○宇知斯淤富淀、打し、太根、打、木鑊を、項
玉、地、掘、発、琴、白、掘、
並、白、茅、可食、和名、於保、称、俗用、太根、音、兼名苑云、菜

蔭香菓云蘆蔭孟洗食經云蘿蔭今按皆菖蒲通称也㊀泥世漏能根根白之なるか菖の根は白きを云此下歌如云言を加て心得べし㊁菓子四五丁よ可波加美能祢自路多可我夜㊂斯漏多陀牟岐白腕より上巻沼河比賣の哥多久豆怒能斯路伎多陀牟伎大根の白きを如なる白き腕を云なり契沖が即白き手を似似なるの形を云なり其まことの意いあらず色の白きを譬へるのみなり㊃麻迦受祁婆許曽不纏はらばそをよかばよかりを云る類常多し其い先万葉㊄三十八尚不如来十九丁よ見礼度安可須介利なり不来を云る不来を多祁理を祁良を祁婆を活用上結ぶ例同五廿五㊅奈利爾家良受夜六廿一よ関来受屋を是北なる多し活用を不纏を活用不纏為者然らぞ不纏者をて后の手枕をまかむ是田皇女を召る時后の手枕を離賜云る非よ辨不知より聞古言の活用筋を云ふ一句の意は今は言は大后の御手を枕て寝ると言ふ無くは云ふ外に㊆斯良受登母安伊波米不知も将言なり契沖云知ら来は俗に火の云事を聞入まじと思ふ

時なるを、我が知らぬ事なり。其意を問ふに、云ふ事は、如し、大后の鳥山に坐しなる御答を賜ふる歌なり。
火の物言かけなるは、不知云ハなり。㊀丁首の意は、今の世に海
北手を枕て寢し事の無詞なれ、然なるべく、不知
色詔は、既に年来夫婦のむつびを結ぶ中なれ
ども、今はらふ、然
ハあるに、物を太后を恨み賜ふなりとて、此
御哥書紀に、此、ある在らざるを、他時に在り、其に就
て論なり下に云ふ。㊁自此、御歌は、太后の御許に參
入て、東に坐ます。此、御哥は、太后に贈賜ふ

非る、如此詠賜ふ。告申せるなり。
倭に㊂時、森理志母、訓て、㊃太雨は、阿米伊多久
布理枝、訓て、書紀に、太雨甚雨なるを、此、訓
なり。此、記に、来雨、五
此事は、倭建命段傳に、八の世五葉に委云り。氷雨、五葉八十
四に、零雪者甚莫零、訓て、春雨者見勿零なる、多り。㊄
不避て、佐氣受、訓て、㊅前殿戸後殿戸、麻幣都登
能度斯理都登能度、訓て、前後は、㊆殿の前方後方
なり。前殿後殿のい下なる、太后所坐殿戸なり。其殿
戸之國主、なる、書紀崇神、卷、太御哥に、泳和能等能
渡鳥、而、巣木に、付ず、奴之能等能度尓、㊇後殿前方は、

斯理都斗麻幣都斗訓佐米垣實段爾斯理都斗
用伊由岐多賀比麻幣都斗用伊由岐多賀比
賀比波云ゴトモ此ゴト同じはた同ゴトモ殿其
時に其妻の文なり㊀違ハ赤后の彼
方此方行違ひ巨子㊁遇ハ之賜物の
御哥の言此の狀を吹て心得ハ知㊂匍匐波比ゴト訓
上ゴト出ス傳本和ノ上ゴト出ス本ニ兼㊃進退ハ退字ハ退の誤なる
赴カヒて此の訓ゴトハ師ハ然云ふ書紀
垂仁卷に俯仰嗟咽進退而血泣景行卷に朝夕進退供
待還日ニ神武卷景行卷ゴト棲皇ゴトモ

訓ゴト續紀九詔ゴト進母不知退母不知同詔ゴト
ゴト進退ゴト依ゴト進退ゴト書紀ゴト詳ゴト姑ゴト甚ゴト畏ゴト
ゴト濁音ゴト訓ゴト狀ゴト本ゴト兼ゴト十三
鶏成伊波比毛茅保理恐茅奉而史卷倭建命段ゴト
匍匐回其地之那豆岐回哭ゴト狀ゴト匍ゴト庭中
兼世ゴト尓波奈加能㊀跪時ゴト字書和ゴト本ゴト將ゴト
作ゴト誤ゴト今ハ真ゴト比邪麻盛伎表流登伎ゴト訓ゴト
福寺本ゴト延隆本ゴト依ゴト地ゴト掘ゴト居ゴト
比邪麻ゴト久ゴト故ゴト雄畧ゴト跪ゴト訓ゴト
師ハ此の跪を朝倉宮段大御哥ゴトハ訓ゴト
異意ゴト居ゴト言ゴト添ゴト讀ゴト考ゴト言ゴト足ゴト

紀流恭卷之中臣爲賊津使主云々伏于弟姫庭中言天
皇命以召之云々紀七日伏於庭中云々此似○
本療和名抄唐韻云療雨水也和名尓八太豆美
加乃雨降時は地上は直まつまり花流なる氷なり師の俗泉の意
云々れ
○云々れ
○云々れ
○

國史延暦廿年十月遊獵于交野右大臣從二位
藤原朝臣継縄献摺衣給五位已上及命婦采女等
同廿八年正月辛酉御太極殿宴群臣并渤海客奏樂賜
蕃客以上綦摺衣云々方葉十四月草衣曽染流君之
為緑色衣将摺跡念而下々乖時斑衣服欲香衣服鉢原
時二不省鞆丈思子之衣将摺示ゝ保比與嶋之榛原
秋不立友緑摺衣の哥数多し榛摺ハ榛木を以て摺るなり
綦ハ書紀に同じ冷泉ハ又綦ハ皆是なり然るを萩して波岐と訓ハ
非なり萩を彼集なり芽子と書ハ此事ハ別なり
委く云ふ榛摺衣ハ榛より限らず何にまれ用ひ
色ゝよ摺なり後より至てハ摺狩衣信夫摺なり見

神事ハ古四隨に傳ふ後まて大嘗新嘗及賀
茂臨時祭なと皆摺衣を用ひらる清摺歟
八雲藍以摺ると云此上代ハ山藍に限らず
在云々其葉ハ加十九日ハ紅赤裳数ハ別に藍用
詳なる文
摺衣服動ハ弘仁内裡式に日小斎不論高下皆著青摺
青摺袍各領其表以山藍
摺之裏緑緑ハ前条に日伝同白薄暮
参議已上就宮内省令賜斎服神祇官伯已下彈琴已上
十三人云々各榛藍摺綿襠須白袴二腰史生已下神
服已上百姓各云々各青摺布衫一領云々決賜小斎

親王已下及群官并内侍已下女孺已上青摺衫袴十領五位已上不謂男女淺深相副紅染垂紐自餘結紐祭宴會同著加日蔭縵延喜大嘗祭式略云小齋親王以下皆青摺袍五位以上紅淺深相副自餘皆結紐親王及命婦以下女孺以上亦青摺袍紅垂紐五位以上亦親王以下女孺以上皆日蔭縵自餘結紐内侍亦同

誤云縫殿式に新嘗祭小齋諸司青摺布衫二百廿二領細布廿百廿領佐渡布一百緋紐料四丈貲布六端二丈八十子領並別二丈一尺別長二尺二寸廣六寸山藍五寸四圍半模飯料米二斗四升大豆生絲四絇紅花大十五斤五兩云々中宮小齋人青摺細布衫四十九領云々緋紐料云々これは別にある領別緋紐

條別云々なり模は模なり青摺模云々小右記に見たり飯は糊なり飯料ある誤なり糊を用ひて摺るなり造酒式に踐祚大嘗祭供奉料云々青摺調布衫四十領四領著赤紐小齋人四人料云々其小齋大齋人充青摺調布衫の造酒司の小齋大齋の人なり四時祭式鎮魂祭官人以下裝束料伯以下史以上七人宮主一人已上蓁摺袍云々略賜清摺袍一領袴一腰西宮記新嘗會條に小忌王卿以下著青摺布袍并日影縵淺履等云云太忌王卿以下著青摺布袍赤紐日影縵葉云々豐明日小忌王卿著青摺布袍赤紐日影縵葉云々また五節舞姫節會夜羅青摺長袂云々右著赤紐日蔭縵臨時祭條に舞人裝束

青摺布、袍赤紐著、左方袒忌時著若芳云云、又階從、裝束青摺布袍赤紐云云、あまつ神今食條に、小忌主殿寮下著青摺如新嘗會袒无纏、雅亮裝束抄云、袍の襟をみをきるなり、そのかたちは、をとこ殿上人五位ばかりは、大きなる藏人まで、云云、なれば、人のやうにかさねのを、青摺の、なれば、人のやうにかさねのを、青摺の、なれば、人のやうにかさねのを、青摺の

なが世を経るに漸に変り来ぬと見る此赤紐を以て知ら
れ○右の書紀に次に見る如く佛上巻に天詔琴佛樹而地動鳴ともあり此は水潦
に紅紐の沾れたると云り○青揩云く青字諸本に無し今は真福寺本に依る青揩の色を云なり此字あく
ま足ぬ○變紅色は師の阿氣尓那理奴訓と云り次に
阿氣は赤なり阿加は酒を阿加宜は紅加竹を多加は同格なり変色加周理奴
訓は訓れて色の変なり同格なり上巻に肥河変血而流と云り○
口日賣書紀には國依媛なり○仕奉は之は上
に宮仕とあり故なり故此時も御前に侍ふ
足○夜麻志呂能は山代之
筒木宮なり筒木は上に出此紀に奴理能美家なり
見る如今大后の坐く故に宮を云る歟上殿
申次吾云く契沖が此哥の詞なり
ハ叶ふし此の哥の中ハ
物申次より
麻呂尓吾物申云々名余集旋頭
打渡る彼方木物
ハ吾ハ此五葉を引て次の事を打出る
ハ此ハ哥ハ子此ハ
向續けて空得ぬ○阿賀勢能岐美波吾覇君諸
此句書紀ハ和餓齊烏滝例麼此記の如
くなるのハ誤なり若ハ傳誤ありて書紀の
方ハ宜し故彼紀に依て解べし吾兄の降雨の所沾水

潦なる所漬て、庭中は恐畏まり居て、顰蹙を見れば、あるべし。○那美多具麻志毋が、涙をもしたるなり。凡て涙は常は、濁て、呼ぶも、此の如く書紀にも、万葉五にも、多字を用ひたれども、清音なれば、但し、万葉廿に、太字を用ひたれば、太は、濁音なり。契沖云、涙ぐむ、葬の前なれば、哀傷の類なり。萌涙意なり。芽ぐむ云ひ、芽ぐむも、同じ。具牟を具麻志毋と云類は、直に指著て云へり。其狀を緩やかに云辭なり。此は、吾兄の怪しきを見るに、悲哀くて、涙ぐむ、おのずから、云なり。上なる句、此、記の如くなれば、此、句口子臣の涙、趣もいかばかりなるらむよ。大后向、其所由を、あるまじき叫び、かの、馬能塔平還花、亦独而見者、後撰集に、古の

野中の清水見るかたしぐもりぬ、涙なめりけり。○問其所由は、見まさば、涙ぐましく、如何なる由ぞ。然ばうめは哀きぞ、向賜ふなり。○僕之兄云く、此上に、彼者云言を添て、心得べし。書紀云、冬十月甲申朔、遣的臣祖口持臣、喚皇后、云、和珥臣、麦口持臣、至筒城宮、雖謁皇后、而默不答。時口持臣、沾雨而退、経日夜伏于皇后殿前、而不避。於是口持臣之妹、國依媛仕于皇后、適是時、侍皇后之側、見其兄沾雨而流涕之歌曰、云々。時皇后謂國依媛曰、何尓泣之、對言、今伏庭、諸謁者妾兄也、沾雨不避、猶伏將謁、是以泣悲耳。時皇后謂之

白蓋海兒命速還語遂不返焉。史特臣、則返之。奏赤誥皇雪字ハ零を誤なり。

於是口子臣亦其妹口比賣及奴理能美三人議而令奏天皇云大后幸行所以者奴理能美之所養虫一度爲匐虫一度爲蛾有變三色之奇虫看行此虫而穴坐耳更無異心如此奏時天皇詔然者吾思奇異故欲見行自大宮出幸行坐奴理能美之家時其奴理

イヒテ　ミレヨハヤクヘラアハノヒニカヘラザラムトスト　カヘリ　ハ　ソノ　ヒメ　ヒ　ヒ　ヒ

能美已厮養之三種虫。獻於大后爾天皇。御立其大后所坐殿戸。歌曰。都藝泥布。夜麻斯呂賣能。許久波母知。宇知斯意冨泥。佐和佐和爾。那賀伊幣勢許曽。宇知和多須。夜賀波延。那須岐伊理麻韋久。禮此天皇與大后所歌之六歌者。志都歌之返歌也。

三人為美多理志祖訓。方葉。人為而。三人為而。なぬ多多をまをす。

㊀太后幸行ぬ此度は代系幸坐る事を廣く云なり。奴理能美が家に幸行る事を云なり　㊁鬱虫は。なほ凡その虫を云なり。鳥を飛鳥虫は波布物なれバなり。書紀雄略卷大御哥に波賦武志大殿祭祝詞に波府虫神代紀又大祓詞に昆虫継躰紀に伏地之虫なりあり。和名抄に唐韻云。蚊虫行也訓波布。○穀は舊印本又一本なりは鼓作真福寺本には穀延佳本には穀作皆誤なり。故今改穀は卵なり。加地古ぬ訓し。和名抄に卵和名加比古ぬなりなり。中卷日代宮段建貝児王比下傳九の三十二葉に云

ぬ考合は誤なり。㊀飛鳥は舊印本又一本なりは非虫作延佳本には作真福寺本には依。蜚は人の上に所養虫なり。蜚は後人の変なり。思ひ合なり。其は虫字を脱なり。但蜚字後は虫字を脱なり。蜚は通蜚字。蜚は虫字を脱なり。但蜚字は意を取て書る字なり。又非虫は誤なり。蜚は無字。飛鳥は蜚の上の虫を脱なり。飛鳥は蜚鳥は云飛物鳥なり。蜚は依なり。師は登夫年志訓なり。飛虫は延佳本には出来。和名抄に蜚蠊和名豆乃無之。あり。蜚は引て然訓るは非なり。其時は此の鳥は飛蜚の飛虫なり。穀虫は虫の卵なり。然

飛鳥の方を勝れたりとする所養虫なり三種虫云々依て飛虫
次に方穢はる類は悪物なれども飛ぬ虫の飛虫は変らず常み
なれども寄生物なれども翅の出来て飛往るあり其色は
外なる類なれば
師の美冬佐訓
訓次に三種虫の同種色物なるハ
伊呂訓伊呂四種伊呂種々色伊呂四
言南言言言

其例は中巻倭建命段に看行其神入坐其野云々朝倉宮殿に天皇看行其浮盞を葉云々此看字を諸本皆福寺本延佳本なども看字なり看行の事は彼倭建命段傳せの通なり看行の事は彼倭建命段の通なり

五十鈴の委云々虫下る而字は讀法から文サムトポ兼

デ訓ればなれども訓ればなれども云延なれども而字あれども讀法のうるさく同じ○耳字は

許曽阿礼訓ればなれども首巻に云ふの如し○無異心

は氣斯伎美許く呂波麻佐受訓ればなれども大后の御

なる故に心を御宮無此に心を御意趣なる故に心を別御意趣

ま不聖訓ればなれども此なるなれども上巻に云ふ参上耳無異心なれども

はし坐なる故なれども上巻に云ふ参上耳無異心なれども

也同也⑭然者吾は欲見行事係なり思ふ奇異なれば看行の

⑮欲見行は見行舊印本延佳本なども行見なり分心真福寺本又本なども身依なり

美迩由加那は訓ればなれども那は弁なれども云ふ同じ古言なり○

大宮は難波京の皇太宮なり○其幸行は山代川

を太御舟なる浮坐を云ふ書紀に十月甲寅朔庚申

矢皇滝泊幸時桑枝泊水而流語皇親桑枝歌之曰

鬼怒瑳破赴以破能臂謎餓歇明呂伽珥枳許瑳怒于羅

愚破能紀豫麻志賦簡破能區帶愚帶豫呂明臂喩玖

伽陵于羅

[illegible]記詔[illegible]愛き桑[illegible]詔[illegible]
倚[illegible]其[illegible]
[illegible]賜[illegible]物[illegible]
物[illegible]限[illegible]倚[illegible]流[illegible]
賜[illegible]大后の御事を所念[illegible]
御哥[illegible]契神[illegible]解[illegible]甚く誤[illegible]
字諸本は無礼今本真福寺本に依る記中[illegible]所
字[illegible]
例[illegible]
○真種虫[illegible]此上[illegible]變字の落[illegible]師の云
[illegible]信[illegible]然[illegible]諸本共に變字[illegible]無
[illegible]猶思[illegible]此虫[illegible]本より唯千箇[illegible]
[illegible]數多[illegible]其時[illegible]虫[illegible]
[illegible]鳴[illegible]交[illegible]其狀[illegible]
以[illegible]種[illegible]云[illegible]然[illegible]今現[illegible]鳥[illegible]
[illegible]虫[illegible]

云[illegible]似[illegible]
虫[illegible]何[illegible]既[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]由なくそれ事なり引よせて[illegible]
なかりまかりの根白の御哥も此度の賜
書紀を正しうかけ給ふ　佐和
佐和爾字填稿詩本[illegible]
[illegible]清潔なるを云太根音色も味も甚清潔なる物なれ
ばなり書紀私記よも蘿蔔之根嚙時尤和也加奈利
云て契沖此私記の説をおかしうなしと云て木綿
[illegible]て留を打音[illegible]云[illegible]
[illegible]若然らば大根打[illegible]
夫根[illegible]云も又鍬以て土を打音ハいうば
云ハ[illegible]の音あり和夜通ひて佐和と良れ
佐夜佐夜[illegible]其を喧擾の意は取立よ[illegible]給
[illegible]喧擾[illegible]佐和[illegible]云る例ハ正卷

如大之尾翼鱕佐和迩控依騰而[illegible]彼處の
傳考合[illegible]十四の[illegible]
[illegible]大后の嫉妬を喧擾しく詔
ふよ[illegible]清[illegible]喧擾を通して續ける
例ハ明宮段國栖人の哥よ加良賀志多紀能佐夜ぐ
れ上[illegible]
ハ清[illegible]なり[illegible]傳此三の四巻考ふ[illegible]意哥の意
如又万葉四十五[illegible]珠衣乃狹藍尤謂沈丁四三十[illegible]
安利伎奴乃佐恵之豆美ありの衣ハ鮮衣此狹藍尤
謂佐恵[illegible]佐夜[illegible]同て夜行の音和
行の音通ひ又上よりの續き清潔ふて鮮衣の清
なり又[illegible]意ハ[illegible]
氏物語初音卷よ黒きかいねりの[illegible]張る

方かたの注に云へる如く、ハ、さやくやく鳴意あり、
又見え、耳馬相如子虛賦に、萃蔡漢書音義に萃蔡衣声
也と云へり、次に、さい、其を喧擾と通ハし取まるも同き
なり、相通ずれ、清くなり、先の御哥なる此
を思ふ、ふし、師云ふ、白腕を詔ふ、此ハ省き
て結らのなる大后ゆ志ハ言の云ざるなり、其白腕を忘れぬ故に遠く
来ぬ意なり、清くなれぞ云ふ、若其
故に、り云ふ、ハ南なり、清くなる
曽ハ、汝之言せ、なり、安ハ、大后子指次、許曽ハ、辞ふ
故、礼、安ハ、汝が言せ、ぞ、てその意なるを婆を省く
結賜ずゆ、汝が言せ、ぞ、伊幣
ハ、古哥に常なり、伊波勢許曽ハ、伊幣ゆ
る活用の辺ハ、ハ、精志物なり、通音にみろ、されぐかく
云ざかしらゆなり、故思ふ、波勢を切むれぞ幣な
ハ、次に勢ハ、ハ、ハれ、ハ、ハ、ハ

よ世中ハ夢の渡の浮橋か打渡しなく物をこそ思ふ
此ノ三三の句ハ万葉の哥よりなる吉野の夢れもぞ
云延るそこよ渡せる浮橋なるを打渡しや云むと
をよ云るなり此て哥の意ハ世中の憂きまくおなが
ずして物思ふ云ふなり物思のある時ハ物をなく
なく見渡しなが多る其を打渡しなく云るふ
又後成卿哥ハ都出て伏見ふこゆる明方ハ先打渡
次檜川の橋こそ多も先見渡しなり夫木集よ堀川の世
きのぬぐひれ打渡しそ人よ恋ふかなこ
ハへをこよそよ見渡次の夜こそ逢がきよしな
ゆかくの如くなるかぞ此詞中昔までハ人皆其意をよ
く知きりゆを見ゆるを近世ゆるめて知きる人なく皆
ゆがこそこそこそえして遠きこゆそこゆぞ云ゆ
右よ引る哥ゆもの中よ遠く長きこゆよきてハ角ゆ
ぬがひれを以てその誤ふるこゆを知ばしかの
後撰集ふるこゆも長きハ橋よ就こる言よこそあれ○夜
賀波延那須夜を書紀ハ那ゆ作るハ耶字を写誤ゆる
なり書紀よ那ゆあるよ依て契沖かすめて此記の夜
を傳写の誤ふ同韻相通ふなゆ云師も書紀よ

依て夜を奈の誤ゆ云ゆ云ゆ思れなる紀ゆ思れなる
此の打渡ゆを必長きゆ云ゆ云ゆ
書紀の写誤よハハ紀かめるなり此
記よハ奈を假字よ用ひる例なる此句ハ春日祭
祝詞よ云ふ主等卿等乎母平久天皇我朝廷尓伊加志
夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜登云ふ平野祭
祝詞よも親王等王等臣等百官人等乎母夜守日守尓
守賜登天皇朝廷尓伊夜高尓伊夜廣尓伊賀志夜具波
江如久立栄之米令仕奉給登云ゆ云ゆ夜具波叡能
如久ゆ同言なり其ハ師の祝詞考よ伊加志ハ紀よ厳
又重ゆかゆ諸の祝詞よ茂ゆ書ゆ盛よ遅ひて勢厳な
栄なる夜具波叡ハ弥木栄なる樹のいやがうすよ生

茂栄るを云ふ木の茂く生ふる處を林又波延や云も此
栄なり今世遠江人の木草れ孫枝の生茂るをやどば
元や云也是なり此言ハ古言の有しを用ひて譬ふ
るなり云ふ如木を賀も具を通ハし
云ふなる彼但し夜賀又夜俱や云ハ木ハ非で總
て別ハ一の言なるも知りがたし此の意ハ右の説の如し後世の言よいやがうるやや云
紀弥之上ハ夜賀波延の訛りなるなる云
し那須ハ如くなり彼祝詞やもあり此ハ如此詔
ハ率来坐す諸司の御供奉人等の多く盛ハ茂き
言を譬ふ賜ふるなり其趣ハ彼祝詞やも全同
彼祝詞なるも王臣百官の茂栄ゆる譬なり抑此詞
此御寄を始め他なるも云ふ古信のあるを祝詞

是も即此時間見渡見賜ふ事を以て
譬賜ふ故上其材渡ハ御間書紀参本ハ
那字ハ耶の誤延て繩延て長延を曉
長延て繩延て長延を人なる長延道を行幸
せる意なり云ふ其外も長延て云ふ説ハ
皆カ延ハ波間延ハ延て云ふ説ハ偽字に異なる
るもの
○敢伊理麻韋衆礼ハ来入参来ふ麻韋を
の下畧云ハ諸の本末ハ参出りて麻韋理
詣ハ麻韋理ハ参中巻白言本なれ
構原常陵哥意性如能意富爭盧夜ふ比登往波ふ岐
伊理袁理朋乗西四十五ふ来近道之間ふ煩参来而ふ五
九特将参来世ふ安礼波麻為評ふ○首の意ハ世
の嫉妬を喧擾く言賜ふ朕ハ幾多の御供奉

人を引率て斷機く類を記し、御供奉人の多き事を詔へる、弥栄に御幸の容儀かを、文類を申らん事の

㊀歌師美宇多波斯多流流訓も多く用語

非常御寝坐御喜なる如し。㊁立歌は、乗

宇多歌の訓法も如くなれ

云なり。六首云云、凡て等幾首は幾宇多歌云

哥、上、代川を川上の御哥

四哥、上、

此、古首の内、此賣の哥を除きて六首

其中、証后給ある非

其、其、后の御中の事故因

御哥、

云、書紀、明月乗輿譜于筒城宮、

皇后皇后不参見時、天皇歌曰云々、并歌曰云々、時皇后

令奏言陛下納八田皇女為妃其欲副皇女而為后遂

不奉見乃車駕還宮、天皇於是恨皇后大怒而猶有慙恨

十七五年夏六月皇后磐之媛命薨於筒城宮、十七年

冬十一月甲戌朔乙酉葬皇后于那羅山、諸陵式、平城坂、墓磐之媛命

㊁志都歌之返歌此、御段の末に云、彼延

り、返歌を諸本共に、歌返、返歌、返歌の子、延佳本は返歌作る

歌返、返歌、此は諸本共に、返歌、

也、眞福寺本に、歌返、故思、歌返、方

や正、若然、彼延佳本は返歌作る

例、

此は諸本より返歌なれども、宇多比下に誤れる事なるべし、そは歌返なり、宇多比加幣志と訓べき事なれば返歌と云べ、理穏なり

南方又東振之上歌とは、伝例格なれども叶はず、今は姑く此は彼も返歌なれば依据て志都歌と云ハ、朝倉宮段なれども、何も志都作て、都字ハ清音なれば、傍丈の故なり

常は濁も古書ハ、都の假字を書て、清音なる事なれば、清音なる神樂歌古本に云く、次薦枕静歌拍子廿本尻に拍子廿四本裏以各七文書以各

前宮人木綿志賀前張壁、首咎静歌六返尋琴拍子打尻挙言返云ハ、現宮韓神歌、其静韓神早韓神、其静早韓神歌、其静早韓神歌、其静早韓神歌

倉支催堪能者哥各紙云朝倉ゝ[illegible]
[illegible]云或吹返笛吹返或云或
催馬樂拍子[illegible]云[illegible]笛琴も別[illegible]
[illegible]改[illegible]催馬樂拍子[illegible]云[illegible]知[illegible]云[illegible]
抽中
抽次第石清水臨時祭儀[illegible]舞[illegible]出[illegible]陪從又哥退出
[illegible]現[illegible]抽反哥[illegible]比[illegible]返[illegible]源氏物語若菜
上巻[illegible]唱哥の人[illegible]御階[illegible]召[illegible]勝[illegible]る声の[illegible]
出[illegible]遊の音[illegible]る夜の更行[illegible]物の調[illegible]な
[illegible]青柳遊び給[illegible]云[illegible]法[illegible]
[illegible]体源抄[illegible]

を返す意なる青柳遊び云々八律の声を返す事声を
云々云々[illegible]呂声の[illegible]非[illegible]又云
朝倉が[illegible]云ハ朝倉の哥を催馬樂拍子[illegible]
[illegible]云神樂[illegible]越調[illegible]催馬樂拍子の琴を調[illegible]
[illegible]云[illegible]是も右の紬串抄の墨[illegible]云[illegible]
[illegible]を見[illegible]得[illegible]右[illegible]
[illegible]を[illegible]考[illegible]調の易[illegible]返[illegible]云其[illegible]物の下
止[illegible]易[illegible]覆[illegible]云壊表[illegible]易[illegible]飜[illegible]云類[illegible]
調[illegible]易[illegible]呂の律[illegible]飜[illegible]其調[illegible]易[illegible]
際[illegible]哥[illegible]哥を返哥[illegible]云返物[illegible]云是[illegible]の青柳
[illegible]時[illegible]哥[illegible]を以[illegible]返物[illegible]云[illegible]源
氏物語[illegible]物の[illegible]

呂の律はかりなくなりぬ。六帖の哥の意、春の調は呂なり。律は非ず。返物は返物なり。思ふ思ふ云々。借物は返物なり。思ふ思ふ云々。文袖中抄に朝倉を御前の返哥云々。調の事は時に調は易て、此哥は定め難し。朝倉を返物云々。是なり。其時音振も拍子も皆かはる。現に大凡そ礼返物云々。返哥云々。大凡礼なり。物の調哥音も皆呂律を分ち、漢國の定を依まとめ、彼國の律律云々。彼國の律律云々。呂律の名、漢國にハ相反かて呂なり。漢学の人、皇國なり。故に此の返哥を其調の易き事を談ず。如何思ふ人ハ、漢國の呂律なり。呂律云々。後なり。上代より其哥音も物の調なり。おの〳〵強き弱き差なり。あるべからず。其を糅して歌ふ事あり。ためて返哥と名け、爭ふ何ぞハ疑ハ。然るわざの、傳ハ、ふる人ハ、後も然ふるべし。兼て、後の人。

天皇總八田若郎女賜御歌

其歌曰夜多能比登母登須宜

波古母多知受多知知知知阿禮波

阿多良須賀波良須賀波良許許許

古事記傳三十七之巻

高津宮下巻

本居宣長謹撰

天皇戀八田若郎女賜遣御歌

其歌曰夜須能比登母登須賀

波古母多受多知迦阿禮那牟

阿多良須賀波良許登袁許曽

須宜波良登賀伊波米阿多良須
賀志賣爾八田若郎女答歌曰
夜多能比登母登須宜波比登
理袁理登母意冨岐彌斯與斯
登岐許佐婆比登理袁理登母

故爲八田若郎女之御名代定
八田部也

天皇戀八田若郎女此御事上不見傳(三十六)賜遣ひ淤
久理多麻幣流を訓伝一字の訓ひは言ひかれ
を誤れり若くは賜ひは贈
は非る歌(夕)夜多能は言(ヤ)八田之を皇此地の事上
傳云(ヒ)傳此の(ヒ)此登母登須宜波は恭菅者有
神代の哥ホ二本薄ホあ歌類ホ和名抄ホ菅和名
須計きて此は此皇女を譬賜ひ故ホ譬

法を万葉七に真珠付越能菅原吾不敢尓人之苅
卷惜菅原に三首ふ師名立都久麻左野方息長之遠
智能小菅不連小伊苅持来而置而吾
乎令偲息長之遠智能小菅許曾形保有(皿)由冊多受受
受子不持小子持(皿)の意形保有後世よ法傳やい
受の古傳云法あり受みよあり契沖云竹子を
云如く草木も本ふ傍て生出ふ子を云なり八田皇
女の御腹ふは皇子のわは
拾遺集ふ吾のみや子持ふ
多知迦阿礼那弁を立興將荒ふ
多知迦阿礼那弁を立興將荒ふ

豆栄ゆを云裏なり記枯なる阿字は訶の誤りかと
皇女を譬へて其御許ふ贈給御哥ふ詞礼ふて枯なる
むとは詔ふかとくれかは詞ふ
とは詔ふかとくれかは詞ふ
が甕栗宮段袁祁命の御哥ふ
も詞礼を阿礼を誤まる例もあり(皿)阿多良須賀波良
は可惜菅原形ふ○許登袁許曾は言を袁は抱
ふ云次同惜後世ふは小と云言と古へ袁と云る例なかめ遠飛鳥宮段
輕太子の御哥ふ許登袁許曾多く美登伊波米
櫻人ふ已止乎已曽安須止毛以波安(皿)須宜波良登伊
波米ハ菅原を將言なり上に須賀波良と
を二て云こと古哥の常形ハ換句の意契沖かの輕太子
御哥を解て云言ふあ疊よゆをいい所実ふれ我

妻よゆまくの意なりやと云て此もそまを同実なり
菅原の事は非ず汝命のあやまりや詔ふを
云云己又思ふ方葉十一ノ言云者三ノ二田八
酢四少九毛心中二吾我念羽奈九ヤ云爾の意ありて言
はば菅原やいはば軽易げなる免実ハ然らば可惜
清き女ぞや詔ふにをいらはかさまやなる契沖説
ちまうあ侍伊波米は此ふ右は引ふ二ツもみを伊
閑とある侍きさに思はるまとよく
思ふは伊波米はてよ阿多良須賀志賣ハ可惜清
く聞ゆなるとなり阿多良須賀志賣ハ可惜清
女なり書紀雄略巻哥ふ阿拖羅陀倶弥播夜ま阿拖
羅須弥儺ばもあるは契沖云神代紀ふ吾心清こ之

やはり清き女やなる賜多ふ菅を被の具ふ
用ふも清き物はてれがく耶云意ふ須宜やは名け
ばなりはまは菅を以て多譬ふ詔ふ云り
師云はがは免やは佐加志女冬波志女なやる云類の云
ざふ多云ふ云ふあり物語書やふ女の美きを伎与
良那理やる云ふ同じまはろば耶なり夜多能比登
母登須宜波云旬上に同ふ比登理袁理登母雖獨
居なり をるもと云ば を云ふ傳十九の世五葉に云り大御哥ふ子
不持云やあふは兼て申給ふなり意冨岐弥斯
則天皇ふ斯は助辞與斯登岐許佐婆は縦や詔

はゞたり。獨居ては縱やゝ考へて。御子は無くやゝ縱やの意なり。契沖與斯を好しと詔はゞたり。我を好しと詔ふいかゞ。御自のたゞ好しと詔はゞなどゝ云るは非ず。詔命云ふは。伎許須云賜ふ。法きあるなり。

例書紀。此天皇御哥に。破能聲謎。餓飫朋呂。伽珥。枳許瑳怒。于羅愚。破能紀。の八は万葉四三十に。根毛許ぬたは万葉四四丁に。

呂。乎。君之。朝四手。半深長四云者。本手を乎ゝ誤れり。今十三丁。十。狗上之。鳥籠山。乎有。不知也河。不知二五寸許瀬。余名告奈。十三。四十丁。小。空言毛。將相跡。令聞。戀之名種。乎。此。の乎。あり。十三丁。十九。小。莫寢等。母寸。巨勢友。の文。六十丁。君者。聞之。三十。の。廿五十九丁。小。和我勢。故之。

可。冬。志伎。許。散。婆。たゞの如し。此言の本は意を令聞。云ふ。たゞけ。用。本の意。の。田。を云て。中。に云に同じ。凡て言を解くに。其。用ひ。意。生。解く。法。意。比。登。理。袁。理。登。母。半。春。同。此下。小。合。意。御。子。無。繼。思。葉。

独居毛。賴。天皇。の詔。独居毛。賴。

志。に。思。奉。兎。

業。田部。凡て。某部。云。称。の事。は。上。傳。四。の。云。

足。舊事紀。物部連。氏。の。世。記。物。部。を。記。中。矢田皇女。難波高津宮御宇天皇。立。為。皇。后。而。不。生。皇。子。之。時。詔。侍。臣。大。別。連。公。為。皇。子。号。為。氏。造。改。賜。矢田部連。公。姓。号。為。氏。云。

皇女為皇后の御子代に為て矢田部を定賜ふ大別連を以て其部造に云姓を賜ふ物部記せる部造を取て其意をえわきまへず

此文見えず

○五

事紀に其部造を掌る者なり此舊事紀に物部連氏の女なれば其弟なり其母は物部連氏の女なれば其由縁を以て矢田部造を掌

後也矢田部饒速日命七世孫大新河命之後也矢田部造伊香我色雄命之後也伊香我色雄命之後也見ゆ伊香我色雄命之後也大別連の先祖なり又外に矢田部鴨縣主同祖云云姓氏録に見えたり

和名抄に攝津國八部郡八部郡郷あり

書紀云壬戌年春正月癸酉朔戊寅立八田皇女為皇后

亦天皇以其弟速總別王為媒而乞庶妹女鳥王爾女鳥王語速總別王曰因太后之強不治賜八田若郎女故思不仕奉吾為妻命之妻即相婚是以速總

別王不復奏。爾天皇直幸女鳥
玉之所坐而。其殿戸之閾上。
於是女鳥王坐機而織服。爾天
皇歌曰。賣杼理能和賀意冨岐
美能。波。須。呂須波多。他賀多泥呂

迦毋。女鳥王答歌曰。多迦迦由久
夜波夜夫佐和氣能美淤須比
賀泥故天皇知其精還入於宮

速總別王。上踏蹈。傳世二の巻。嫌を。那迦毘登訓傳
催馬樂。淺水。歌。不利。不登和。社。弟多。社。曾古。乃。名。加。比。止
太天。美毛。正。乃。加。太。知。世。宇。曾。己。之。止。不。良。比。尓。久。留
也。[illegible]。意。[illegible]。今。世。[illegible]。字鏡

ものを、媒、奈加太豆、中の、豆、字い、知やあそのるけ、那加陀、知やと云も、古き称法、

㋺ 女鳥王、上に出、婦傳世二の巻、中巻明宮段、末巻、雖巻伊豆志袁登賣、不得婚、為、其処、云、傳紐四の三巻、

㋩ 語速総別王曰、此、上に、天皇、巻賜、

貢を速総別王の、女鳥王、傳て告給、語の如、其を媒して乞賜ふ、云ふ具なる故に、省略なり、

○大后は石之比賣命なり、○強は、淤、受志、訓、宜し、此言の事、上巻天宇受賣命の下、傳八の四十九葉、に委云、此、

嫉妬深、強悍く坐を云なり、○不治賜は、所念に召入て、寵給ずして、得為賜はぬを云な

り、此、治て、言の意、上巻傳十二の二十葉、に委云、

㋑ 不仕奉、吾と、吾と、不仕奉の上、移て、得法、

直幸、女鳥、坐、是所坐、而、許、云、引て、所坐、

云、㋺ 其殿、幸、上、

典、御座所、直、幸、故直は云、又直

云、速総別王の返言申、賜、依、御自、意、所坐は、坐処の、

意、上巻、不知所出、あ、も、不知、将出処の意、

陶、所、字、虚字の意、非、此記は、坐の、に、虚字、脱、文多、然、

㋻ 倒上、本、不書、繹は、引、間、字に、

作、其、而、から、文、

今、真福寺本延佳本、又

本奈ゞ不依也。（本國を國と作誤り。又舊印本よりこゝ此を玉字よりアヲ玉字脫り。）七闕。斯伎美訓倭。和名抄に雅注云。國閑限也。兼名苑云國名闕。和名之岐美。俗云渡之岐美。見霊異記。國出自支弥。あ玉敷て戸を持よ。敷持の意。名カ。（○賣杼理能。女鳥之命。）和賀意冨岐美能。吾王之なり。吾を親み加しおきて詔多。（○）淤呂須波多は織服なり。淤流を延て淤良須。淤呂須は古言の常なり。良を呂と通ふ。異ちを加久。呂布を云。宇都流を宇都布。隱を云。又所知者を志。賣を須と同。波多に言の如。機織こは皆人の知る。

物。總名。倭文布。志都波多。神功紀。正手繒高繒。天武紀。綾羅錦綺。あ玉。此云。得倭文布。（布帛を世よは波多と云。然波を世よは波多と云。布帛を織。其布を云。波多物。波登理。服部書。此。故。服織部。）波登理。服織。波多織。云。機織。服を織。二の意。書紀。於瑠箇儺麼多。西。依。織機。機織。思。糸。服。方。親。（○）多賀多混呂迦母。誰。料。必。混。倭。

是上巻に天の神の御哥ふに、鹹を阿多泥と書る共ふ
加の草書を多那誤る故なるべし、必加泥と訓ふ
べし云々、次の御哥ふ、速総別の御杖を賀泥に給
ふ、賀泥は意言なり、此を誰か加泥と訓ん、河賜
御言なれば形なり、あは御巻哥の如ふ云ふ、多泥を為
いふ、多米を、然云る例なきなり、呂迦母の例中巻明宮殿太御哥
の下ふ云る、傳世云の呂ふ母ふ助辞なり、○多迦由久
夜多高行ふなり、虚空飛ふ云むが如ふ高ふ行ふ云ふ少し異
なり、此事ふ巻玉垣宮段ふ高往鵠之音ふ云ふ、傳廿五の処の五葉
ふ云る、此を隼の枕詞なり、○波夜夫佐和氣能速総

別之なり、○美淤須比賀泥、御杖を、料なり、淤須比
を、上代ふ形を覆隠ふ紐ふ着る服なり、此物ふ
事上巻八千矛神の御哥ふ下の傳廿八葉ふ委云る、賀泥を
中昔の書ふも、皇后は給ふ姫君を、位賜ふ皇子を
坊ふ、博士ふ学者を、博士ふ賀泥ふ男を、賀泥ふ云
賀泥ふ、此を皆其ふ倣き豫ての設ふ、倣き料ふ云ふ
意なれば、此も御杖を、ひ料なり、淤須比
ふ万葉、哥ふ云る、賀泥云ふ、賀ふ云ふ詞多く、其も用言
より形ふ、異のみにて、伝同詞なり、楽の賀泥、賀ふ云ふ詞、王緒七の巻ふ出せ
る、さて此ふ上の天皇の太御哥ふ、此織給ふ服を、誹ふ

料(カネ)ふの物問賜ふ事ふを答へて速総別王の御祈を以て料(カネ)
ふて待ふ物ふよみ賜ふ事ふ故上の物泥(ヒヂ)加泥(カヂ)を添
ふ物ふは云ふり此を加(カ)は清音なり此を須比(スヒ)に濁音なり故は賀(カ)ちて如此(カク)ふみ賜ふ意ふ此時速総別王ふ
天皇の媒(ナカダチ)を以奉給ふ事ふ恐て天皇の御言を傳
ふ事ふ此処ふ往来賜ふ時ふ着賜ふ物ふ後(オクレ)ふ須比の料を
ふ云意に申ふ給ふ事ふ有ふ爾ふ須比を上代
ふ男ふ女ふ形を隠(カクシ)ふ服を脱ふ事ふ此御答哥
をば心得ふ其故ふ此時天皇の脱賜ふ時
ふ其御前ふ対奉て憚ふ自速総別王の料ふ
顕て申給ふ物ふ
の添ふ侍ふ
き事ふ有ふ上代の本心
ふ隠ふ
き

延往本ふ依ふり情ふを内ふの実のふちまを云心を
ふ情ふを脱ふり今ふ真福寺本
ふ情字を脱ふ○知其情諸本ふ情字を脱ふり今ふ真福寺本
ふ凍云記内ふ通ふり云ふ答御哥ふは右の如く
ふみふを情状情実ふ云ふ
化ふ物ふ好ふ事ふ云ふ賜ふ物ふ為ふ
実ふ速総別王ふ婚賜ふ故ふ其恐ふ通ふ設
の波須比料を織給ふ内ふの情状を悟給ふ
添ふ事ふ者御哥を右の如く見添ふ知其情ふ云ふ何
の事ふ当ふ情ふは表ふの言辞ふ対ふ内
の実を言ふ味ふ還ふ
字を迎ふ理坐使ふ訓ふ延ふ用字
添て書ふ物ふ例ふ朝倉宮段ふ賜

入水死況万葉に奉入哥祝詞式に齋内親王奉入時とかゝれたる如し古事記傳に書紀云四月

年春三月納鳴鳥皇女欲為妃以隼別皇子為媒時隼別

皇子密親娶而久之不復命於是天皇不知有夫而親臨

鳴鳥皇女之殿時皇女織縑女人等歌曰比佐箇多能

阿梅箇儺麼多謎迺利餓於瑠箇儺麼多波椰歩佐和氣

能涕於須譬騭涅爰天皇知隼別皇子密婚而恨之然重

皇后之言亦敦友于之義而忍之勿罪

此時其夫速總別王到來之時

其妻女鳥王歌曰比婆理波阿

米邇迦氣流多迦由玖夜波夜

夫佐和氣佐邪岐登良佐涅天

皇聞此歌即興軍欲殺爾速總

別王女鳥王共逃退而騰于倉

樹山於是速總別王歌曰波斯
多豆能久良波斯夜麻袁佐賀
志美登伊波迦伎加泥豆和賀
豆登良須母又歌曰波斯多豆
能久良波斯夜麻波佐賀斯祁

杼伊毛登能煩禮波佐賀斯玖
母阿良受故自其地逃亡到宇
陀之蘇邇時御軍追到而殺也

此時之誤字加歟師の云ふ信なり　到来
之時　故思ふに此御陵其自逃後時云々ありもあ
ま　又下ふ此時之後　或時の下或上
ふ後字の脱ありしか故姑許能知訓　天皇表

訓傳上巻須勢理毘賣命の御哥に那泥岐弖遠波那志は汝を置て夫とのりたまふ和名抄に夫乎宗と云とあり

○比婆理波を雲雀者とり和名抄に雀禹錫食經云雲雀似雀而大和名比波里楊氏漢語抄云鶺鴒和名止

同○阿米迩迦氣流を於天翔とり飛でいと高く騰ることを云○多迦由玖夜波夜夫佐和氣土とかれ同じ但此御名を云て やがて偉かに譬て佐那岐登良佐泥を鶺鴒取ちねを登礼を延を登良世ると云は常に

又始に泥を云ふ一の格なり行はゆを遣はやらはは遣はやらはは類皆此格なり又取を是又一の格なり行はゆを取給ふ意を皆同じ

○云意なりけり此を大雀命天皇に賜ふを云譬なり書紀釋日本紀云仁德四十三年也其以前不可讀鷹未學云云は御世始て鷹を使ひ鳥を捕ふことを始て鷹を使ひ鳥を捕ふことを云なり

○上に雲雀を天翔とり翔は翔ぶ捕は捕ふ勞は物なり

○高く天に翔ぶ捕ふを勞物を云なり

○遂に鶺鴒を取賜ふを云なり雲雀は譬の意なり

雀の知は隼の高く翔ぶを名とし又契冲が雲書紀に此哥を鶺鴒を捕ふを云なり

語の勢から云なり

○さて何の故に天皇に献奉賜ふはのあ

諫ぎ奏ぎ云ひ初まる天皇の危賜ふに従ひ奉らず
書紀速総別王副婚給ひれ嫁必天皇の御咎ひ辛事
の恐と畏て原修下⑯書紀云俄而隼別皇子枕
皇女之膝以卧乃語之曰孰捷鷙鳥與隼焉曰隼捷也乃
皇子曰是我所先也天皇聞是言更亦起恨時隼別皇子
之舍人等歌曰破夜歩佐波阿梅珂能朋利等弖簡概梨
伊苑岐餓宇倍能婆弖岐等羅佐泥婆宇を婆を誤る
奥中ず天位かの給ひ意知る云ふ天のみ知ふ伊苑岐は五十
槻ぬ原修ふ最
本書脱れ
欲殺登理多麻波年登須訓修殺を登流訓修

き奏ぎ中巻永垣宮段傳北の葉の歌委云多書多修東
⑯逃退は不耳佐利訓修耳ふ詞志宮段末毛
然は訓修か訓修か此穂宮段ふ逃去ふ原修ふ
られ第形り⑰倉椅山多太和國十市郡ふ崇峻天
皇の倉椅柴垣宮不諸陵式倉梯岡陵在大和國十市
郡これら同地なり今倉橋村は櫻井の東方ふ山多村の東方ふ武峯神
名式十市郡下居神社ふ文徳実録九ふ椋彫
橋下居神ふあ今も神居村は倉橋村の南ふ
書紀天武巻七年是春云竪齋宮於倉梯訓上云
ふ十二年十月天皇狩于倉梯續紀慶雲二年正月癸
未車駕幸倉橋離宮三代実録貞観元年七月八日

大和國十市郡椋橋山河岸崩裂高二丈深二丈長尺其中有鏡二廣一尺七寸採而獻之乃號二十丁椋橋乃山乎高可夜隱尓出来月乃光之清七十丁椋立倉椅山位白雲伝云同巻ニ椋立倉椅川ニ云ク倉椅川ニ云ク橋ニ倉椅ノ山ニ玉ヲ掛テ此山ニ登給ヒ書紀ニ依ルニ越ヘテ伊勢ヲ往坐ノ此山ニ登給ヒ書紀ニ依ルニ越ヘテ伊勢ヲ往坐ノ云々

波斯多豆能は、梯立倉椅の枕詞なり、其由は冠辞考に見ゆ、倉の梯云々意なるべし、○冬良波斯夜麻衣は、倉椅山に掛る、○佐賀志美登は、嶮みの意なり、○佐賀志美登は、嶮みの意なり、○佐賀志美登は、嶮みの意なり

[illegible]が[illegible]険き山路を登らむ[illegible]来かし[illegible]
て[illegible]云ふ言は似[illegible]
云[illegible]又来[illegible]
[illegible]加泥[illegible]不得[illegible]書[illegible]如[illegible]
[illegible]の吾手を肥前國風土記に杵嶋郡有一孤
取[illegible]云[illegible]

山名曰杵嶋岳士女毎歲春秋登望樂飲哥舞哥詞曰

良社爲縷者資能加多壇塢嵯峨紫弥苔區縷刀理我泥
底伊毋我提鴉刃縷是杵嶋曲[illegible]の御
哥を取て所[illegible]詞をかゝ[illegible]彼哥曲を用ひ[illegible]物なり

石業三山霰零吉志美我高嶺乎陰跡草取可奈和妹手
乎取[illegible]曲の哥[illegible]仙柘枝哥[illegible]題せ
[illegible]荒木田久老云

可奈和は可祢手を写誤[illegible]

又歌曰云佐賀
斯祁杼[illegible]

哥の常なり。(六)伊毛登能煩礼波夜波夜波は必婆なり[illegible]修
[illegible]写誤[illegible]諸本皆波に作
[illegible]興妹登者[illegible]。(七)佐賀斯良玖母阿良婆[illegible]嶮
[illegible]を[illegible]携[illegible]諸共に騰[illegible]険[illegible]
苦[illegible]

[illegible]云意は[illegible]御哥書紀[illegible]破始
多氐能佐餓始枳鄕摩茂和藝毛古芽赴駄利古翁例麼
柳須武志呂箇茂[illegible]意は同[illegible]
[illegible]妹[illegible]
[illegible]越[illegible]苦[illegible]
[illegible]居[illegible]如[illegible]
[illegible]

二字を尓宜旦訓[illegible]。(八)宇陀[illegible]土記に出[illegible]傳十八の
蘇迩[illegible]大和國宇陀郡の東の極れ山中にて今世八村
長野村掛村小長尾村今井村塩井村[illegible]
村伊賀見村太郎路村[illegible]曽尓谷[illegible]古

の漆部郷なるべし伊賀伊勢の堺に近き処なり今世長谷より伊勢河越に出る道二つあり萩原驛は伊賀国を経て伊勢の志郡に至る南なれば赤羽根越と云道なり伊勢国桑名郡に至る蘇迹は其二道の間なり赤羽根越の道なり蘇迹駅は少し西北方なり駅西にあるの物は給可き路を書紀の趣を以て思へば蘇迹より志郡を経て川口に至る道なり古の大道を是なり川口関に云ふ此道なり

殺は志勢麻都理伎訓倭志勢云古事記上巻沼河比賣哥に下傳十一の世業に云ふが如し

書紀云天皇聞是歌而勃然大怒之曰朕以私恨不欲失親忍之也何豐矣私事將及于社稷則欲殺隼別皇子時皇子奉雌鳥皇女欲納伊勢神宮而馳於是天皇聞隼別皇子逃走即遣吉備連部雄

鯽播磨佐伯直阿俄能胡曰追之所逮即殺爰皇后奏言鳴鳥皇女寔當重罪然其殺之旧不欲露皇女身乃因勅雄鯽等莫取皇女所賞之足玉手玉雄鯽等追之至菟田迫於素珥山時隱草中僅得免急走而越山於是皇子歌曰破始多氏能云く爰雄鯽等知免人急追及于伊勢將代野而殺之時雄鯽等探皇女之王自裳中得之乃以王埋于廬杵河辺而復命

是哥は伊勢の薗代野にて殺せし所なり廬杵河は谷川氏云今の一志郡の家城川なり此記の傳異なり廬杵河云ふ此川の口なり云ふ此川を隔て北家城村南家城村なり家城川を雲出川の上なり川口を云ふなり石を多くみて造る窟なり其東方なりさて北家城村の西なり窟を云ふ是此二王の御

墓を作て、其の傍に、其の屎の上に、墓を作れ、屎は、其の墓れ下方の方に、都麻麻に成て、崩きて、内の方に、都麻麻に構へ、れ顕きつゝ、物を作て、傍に、雲出山の土

其將軍山部大楯連取其女鳥王所纏御手之玉釧而與己妻。此時之後將爲豐樂之時氏氏之女等皆朝參爾大楯連之妻以其王之玉釧纏于己手而參赴。於是大后石之日賣命自取大御酒柏。賜諸氏氏之女等爾大后見知其玉釧不賜御酒柏。乃引退。召出其夫大楯連。以詔

之。其王等因兎禮而退賜。是者
無異事耳。夫之奴乎所纏己君
之御手玉釧。於膚煖剥持來即
與己妻。乃給死刑也。

將軍上ゐ出ト一巻
宮段ゐ山部連小楯云人見ゆ書紀顕宗巻ゐ山部連

先祖伊豫来目部小楯云夫前播磨國司来自部小楯
更名磐楯求迎挙朕厥功茂焉所志願勿難言小楯謝曰山宮
宿所願乃拜山宮改賜姓山部連氏天武巻ゐ十六年十
二月山部連賜姓曰宿禰山部赤人ゐ氏人ゐ續紀ゐ延暦四
年五月詔曰云ゐ先帝御名及朕之諱公私觸犯猶不忍
聞自今以後宜並改避於是改姓白髮部為真髮部山部
為山辺宿禰云ゐ如此之乃仍來世姓何造ゐ乃仍云ゐ
物ゐ見ゆ源ゐ詳ゐ姓氏録ゐ見ゆ
文太和泉国皇別ゐ出公内臣同祖味内宿禰之後也子足彦別命
之後也了同国神別ゐ出公垂仁天皇皇子五十足彦別命
曽日乃己名命之後也古ゐ世孫日古
異ゐ仍為ゐ

の内ふは少し若み山、直池作ふ宿禰、姓を賜ふ、攝津国神別に見えたり、又攝津国に或説に山部赤人を、垂仁天皇の御代、直を誤れる由云ふ、然れども、公條を見てゆゑなしとす、説に、此山部、遠江国に云ふ、別氏ふ、戸を異にす、一ふ混ふ、信かならず、

若の頭宗紀に、此姓、舊伊豫、来目部、若ふは、

天久米命の末にて、久米直、直は同祖にて、久米直の、伊豫国に由縁ありて、上巻彼氏に、考合へ、信ずべし、山部連云、姓を賜ひ、書紀に依、

顕宗天皇の御世に、此山部連の記、不ず、

（朱）圧釧を、釧字諸本に、銘作、真福寺本に、

鍔に作ふ、並誤なり、師の釧に改め、久志呂に訓ふ、

冠辞考に、釧著、拆釧、繁釧、玉釧、

釧を、條に、如、

を誤れる、和名抄、服玩部に、久志呂、串呂、

名を、誤れる、和名抄、服玩部に、釧、内典云、在指上者、名之、

白環、在臂上者、名之為釧、

知万岐、のみ記、

志呂に云者は、亡世、人も、知万岐、

万葉、九、久志呂、

船袖中抄に、其所を出して、

典略に云、在臂上、名釧、云、

ふ物、知らず、師の冠辞考に、詳に、辨ら、

名和名抄、農耕具中に、鉏、加奈加岐、云、久之路、

は、物に、釧を、誤て、鉏、加、

を見て、誤て、農具に、釧、

玉を、鈴を、著ふ物、

見えたれども、王訓は、玉を著あるを云ふ、訓修し、王云
は、例の美多言なれど、是も鈴を著あるを、玉を著あ
るは非ず、加牧も思ひ、書紀に、珠を著あ
ると、玉を著けあるを、又鈴を著あるが如き、○此時之後も
なほ多く見えたれども、冠辞考に見えたれば、
詳に能知べし、訓修し、上に自此後時、そあ、○豊樂上
に出、傳世六の二葉、○氏は之女、寺書紀に、内外命婦、寺書
に、後の漢文さまに、氏は云ふ、氏は遠飛
鳥宮殿に委云修し、傳世九の十二葉、○朝参は、美加度麻韋理
須に訓修し、書紀雄略、卷に、臣連伴造、毎日朝参、舒明、卷
に、群卿及百寮、朝参已懈、自今以後、始朝之、已後退之、因以
鐘為節、天武、卷に、云、二公勿使朝参、諸文武官人、

及畿内有位人等、四孟月必朝参、万葉十八、三十非、二十五に、朝参
乃伎美我須我多乎美受比左尓比奈尓之須米婆安礼
故非尓家里、此、朝参を、なれば、かく、訓あれども、
別に、訓修き、古言の、あるべけれども、思ひ、なほ、
未考得ず、云も、何ぞの、や字に、就て設
けあれば、言を、聞ゆるまでも、姑書紀の、訓に、依て、然訓
べし、○其王之故の、其を、能、訓修し、女、鳥王、○参
赴を、麻韋礼理、訓修し、師の、ウケ、訓を、なほ、なし、○大治
右之日賣命、書紀に、右之比賣命を、既、薨坐て、此、
時を、大后は、由、皇女なり、然、彼、紀の、年紀を、必
、泥、修き、非ず、此、記の、傳を、異に、右之比賣命の
大后なる、坐は、此の、事なり、此記を、九年、紀を、立て、事を

記せるは次第も前後りかはげるあり。事を別にみ一ッを記せり。○大御酒柏
を中巻明宮殿に出て傳世二の五十九葉其処に委云。又此御
殿共御綱柏の処傳世六の二葉を考合せるに。○諸卿は此
豊宴に参集て候ふ人等總て云を指云あり。古代氏族系統云
諸ふを非ずもろくめ氏くは讀傳かゐ氏くは
別に離て讀傳そもはり後宮の宴を
云ふて。参る人くを。女等のかぐや姫聞えあり。次
の言に出其夫大稍連はあふて男等は参らざ
ふ。又男等ふは大后の御手ゐうるを柏を
賜ふ傳ふ。然るに。氏くの女等云と。杞
さて外に賜ふ傳ふ人等を。諸を
氏くに係ふ傳ふ如ふ聞ゆれば若然ら。上
ふ氏くの女等あり。其処に云傳ひ。初に
暑きて次に詳く云傳ふ。はるに氏くの女等
の外に指傳ふ人は無ふて諸を此宴に侍
多諸人云意り。諸の氏くの女等云は非ず

さて皇后の御手ゐ柏を賜ふ事を古に豊
宴の儀式ふぞのりけむ。○見知其玉釧を大稍連の妻
の手に纏ふ。女鳥王の玉釧をまゆくを見知賜ふ
ふ。御酒箱を賜はりむやて。御前近く参り
ふ。手を差伸ゐ。よく見えあふ傳ひ。書紀
ふ其由見えあり是を以て思ふ。釧に甚美く貴き
ふのりを女鳥王のは殊に世に絶てのりを。書紀に初
軍士を遣て追はしめ給ふ時に。皇后奏言云。因勅云
奪取皇女所賣之足玉手玉。詔ひ又かの玉を探て。裳中に得
殺奉りて。雄鯽等皇女の玉を故ぞ問ひ。○
ふ。本の名高き玉なり
引退て。此伎曽氣に訓傳退け罷出て。宴に預ら
法ぞ。○其王等を速総別主と安鳥王なり。○

逆礼を止め見ゆ。傳廿七の王業退賜を伎良比賜へ流ゆ

訓修礼此訓の事中巻垣宮段に雖然其兄宜の條を

其思ふ。ソキラヒ名。訓て續紀の宣命を

を引て云條が如し考見傳廿四の退棄賜ふ

意を通ひて同じかるべし。○異事

上ちふ引退の退を意を通ひて同じかるべし

彼を伎良比は訓傳

氣志許登訓傳し又氣志伎許登又阿夜志伎許

登よむもあしからし

那流許登訓傳

万葉十三二十丁に常従異鳴十四三十丁に家思吉巳許呂

十五巻に此外にも異なる書紀欽明

巻に異なるあるにて其王菅云其の事を此かくの詔

ゆゆしくて王釧を剥取給ふ大き罪給ふに

然らば其王菅を給ふ如何云論

の年を所思て先如此詔ふ傳○夫之

之字諸本に云作は誤曽礼能訓傳曽礼は

今は遊往本に依り

其に直ふ（太稍連を猶

云其の如爾字イ。

通字夫字は當らざれども常に曽礼なる字

故に其訓を取て書の類多

詔ふ其訓を取ばさ

○奴乎乎字諸本に手作

條誤り今改

倉宮段に天皇詔者奴乎己家似天皇御舎造即遣

合燒其家焼あ條語の勢に罪を咎給ふ

全同を思ふ傳

○此乎は上巻に我那迩妹命乎

中巻垂仁段に云く驚乎穴穂宮段に己妹乎等云
ふ例を同比衣ぞ多古重㊁己君古へは王臣を分ちて臣は
亂部皇子為臣君也君を云ふ穴穂宮段傳四日の
条に委語まを考へ合て見て其に此は奴乎此詔多に賊
多流の例を非次君に対へ臣の意なり此事を穴
穂宮段に云る書紀に別に私の君の如く聞ゆ
合せ見て知べし己は輕く見て己君を云ふ
云ふ然ふ非次㊂於賀烟は烟字は温や煖や多合せて波
此方にて造る字なり波
陀母阿多く祓伎亦訓て
は例きしけしけやけ
きらかけやかの乃ゆ
此烟を例なかなる訓
友葉三友筑紫乃綿者暖所見なるべ

訓き辞を添て訓ふ事を緩かに云なり
未賀を冷ばふかふいは冷ふ所為
の情なるべし紙奉て即時
多流許登を訓て許登は許登余を云意にて古への假字なり
常多き辞なり歎息の意を含ふ辞なり㊃給苑刑は許呂須
都美ふ於許那比賜伎を訓て書紀允恭巻に死刑天
武巻に極刑を大辞罪を給行賜を訓
遽に續紀世に隨法斬罪に行賜倍
古言に漢文の了字の
ふ訓きふ又天武紀に坐極刑を
を古言を聞
云ふ聞ふ

雄卿等曰見皇女之玉乎對言不見也是歲當新嘗之月
以宴會日賜酒於內外命婦等於是近江山君稚守山妻
與采女磐坂媛二女之手有纏根珠皇后見其珠既似鳴
鳥皇女之珠則疑之命有司向其王所得之由對言佐伯
直阿俄能胡之妻王也仍推鞫阿俄能胡對曰誅皇女之
日探而取之即將殺阿俄能胡於是阿俄能胡乃獻己之
私地請免死故納其地赦
死罪是以号其地曰王代
アルトキ スメラミコトーヨノアカリシタマハムトシテ ヒメシ
亦一時天皇爲將豐樂而幸行

日女嶋之時於其嶋鴈生卵爾
召建內宿禰命以歌問鴈生卵
之狀其歌曰多麻岐波流宇知
能阿曾那許曾波余能那賀比
登蘇良美都夜麻登能久邇爾

加理古牟登。岐久夜於是建内宿禰以歌語白。多迦比迦流比能美古。宇倍志許曽斗比多麻閇麻許曽邇斗比多麻閇阿禮許曽波。余能那賀比登蘇良美

都夜麻登能久邇加理古牟登伊麻陀岐加受此白而被給御琴歌曰那賀美古夜都毘邇斯良牟登加理波古牟良斯此者本岐歌之片歌也

日女嶋を攝津國西成郡ふかりの難波の古き図を見るに姫嶋ハ九條嶋の南に並びくるる嶋よりて今世に勘助嶋と云処のかたへりよりあくれば大坂の西の辺りおて南およまる処なり然るを或説に姫嶋ハ今稗嶋と云処是なりと云ふ稗嶋村ハ下中嶋や云処の内にて大坂の西北方なり彼古図の地やそ合ハぬ故なり

攝津國風土記に比賣嶋松原者昔輕嶋豊阿伎羅宮御宇天皇之世新羅國有女神道去其夫暫住筑紫國伊岐比賣嶋乃曰此嶋者猶不是遠若居此嶋男神尋来乃更遷来停此嶋故取本所往之地名以為嶋名也

傳五の廿五

書紀安閑巻に勅大連云宜放牛於難波大隅嶋與媛嶋松原續紀三に霊亀二年二月令攝津國罷大隅媛嶋二牧聽佰姓佃食之万葉

に和銅四年河辺宮入姫嶋松原見孃子屍悲歎作歌妹之名者千鳥乎將流姫嶋之子松之末乎羅生萬代乎

たゆやあを此嶋ぶりて宴し給はむ行幸せふやり

○鴈は和名抄に毛詩鴻鴈篇注云大白鴻小白鴈和名加刺

○生部を古字美多理彼ゆ訓ふ○召建内宿禰命は本より御従社奉り御前近く召かゝ御従を仕奉らばかを召来ら

○多麻岐波流は存知の枕詞なり阿良多麻能ゆ云同意なり阿良多麻は中巻倭建命段の奇ぶ見えて其処傳廿八の云ふ如ぶ年月日時の移ゆくを

を云言をり。さて多麻岐波流は阿良多麻来經ふ水文。
阿良を省き經を通ふ。波流云をり。彼倭建命殷哥ふ阿良多麻能登斯
賀岐布礼婆阿良多麻能都紀波岐閉由久。此は是を
是。彼哥の処は此を年月日時の經行を
不知知を意は顕現をり。宇知宇都相通ふ。常のことをり。
現身。現世を云て人の世ふ生て死を云て。
故万葉ふ多麻岐波流命多くをけ。世を云をけ。
又うをそみの命うをそみの世をうふ
もく想照をそ心得をうをそみを現身をり。又内限
世を云ふ。阿良多麻の世多麻岐波流世を云は同

内世を世を表命を云現を云皆年月日時を經行間
の表を故ふ多麻岐波流は云。此枕詞と魂
来る言かを又万葉五憶良長哥霊剋内限者云処の注
謂贍浮州人寿千百三十年也。此の極の
説おを上の文ふ内教
云此語を取持来此ふ書を是
と自洋思を加於書ふ巻ふ霊ふ春吾山
之於書子春ふ吾山焼流火氣能ある共ふ
春山を吾山誤を草昏ふ似れ
を春を春を即を由を昏ふ
の年月を月を同意を。宇知能阿曽
内之阿曽内媛大和國宇智郡此人兄弟共
ふ其処居住故ふ兎を味師内宿祢此人を建内宿
祢云共内宿祢建云は美称
傳二の十五巻

云り。阿曾美は、吾兄臣の切切なる親なり。天武天皇の御代の朝臣の書紀に、姓の尸、定め賜へる、續紀に、朝臣云々、書紀釋に、朝臣云々、阿曾美為朝臣の字を當て、本は此字の意の音を用ひ、後世に、朝廷の臣を、唱へ、音便に、朝臣と、云ふ意を、取れる、なり。此字を用ひ、後世に、あ、御世に、初めて、此尸を賜ふ、氏、多く、舊臣の、兄臣の意なり。故に、吾書紀神功卷の哥に、此人を、多摩枳波婆許、能阿曾は、須賀の宮、水淳池田乃阿曾、穂麥乎穂積乃阿曾、薦畳平群乃阿曾、を、ゆ、ゆ、ゆ

聞抄、柳井、巻、景行天皇の御世は生、賜ふ、此時は子百数十歳、なりしかば、此年齢の事は、傳廿二、云ふ、如、六巻、云ふ、如、世、小、西、形、久、遠長、白、巻、形、有、(一)蘇良美都は、虚空、見、彩、詞、の、枕、詞、其、傳、書紀、神武巻、小、見、え、冠辞考、委、此、句、書紀、は、阿者、豆、辞、葬、り、(一)夜麻登能久迩、諸本、福寺本、延佳本、依、り、日本之、國、小、り、此、夜麻登、皇國の、總名、小、詔、形、り、○加、理、古、登、の、鴈子産、形、り、宇、の、実、を、畧、て、牟、云、省、例、常、多、(一)岐久夜は、言、句、是、を、上、句、連、乎、形、書紀、は、儀波企、箇、輸、柳、宗、而、負、故者、聞、伝、乎、な、伎、久、を、延、て、

伎、加、須、詔、伝、小、伎、久、夜、小、同、輸、は、清、音、の、假、字、契、凍、加、聽、哉、形、る、法、非、り、さて、は、御、哥、の、意、よ、詞、(一)賀、子、首、の、意、を、此、日本國、を、鴈、の、子、を、生、物、事、なり、内、阿、曽、宝、世、東、ふて、長、久、の、安、小、古、を、あ、生、如、此、有、傳、は、聞、小、に、ありや、い、か、ど、形、り、(一)語、白、白、字、延佳本、又、本、日、作、り、今、は、舊、印、本、又、本、又、本、小、依、り、福寺本、ふ、自、答、歌、云、形、を、語、云、小、を、此、は、尋、常、の、哥、の、答、歌、異、小、非、同、給、事、を、語、聞、世、奉、添、哥、は、小、形、り、(一)多、迦、比、迦、流、比、能、美、古、二、拘、立、書、傳、廿八、の、巻、此、天、皇、を、指、て、申、奉、添、形、り、書紀、小、は、此、音、句、夜、輸、漏、始、を、和、我、於、朋、釈、漏、波、を、あ、て、(一)

宇倍志許曽は諾神なり。志は助辞、許曽が辞なり。

此句書紀に、于陪難于陪難とあり。中巻倭建命段の哥に、宇倍那宇倍那とよめり。諾は言彼紀傳廿八の十三

葉に云、万葉中に、奈良乃峯尚霧合宇倍志社前垣之下乃雪者不消家礼、伊勢物語に、是や此天の羽衣うるはしき君の御衣に奉りけむ。

○斗比多麻阿は問賜なり。書紀に、和例烏斗波輸難とあり。烏の尓云は同じ。古は、尓の云、依きを、衣云例多麻阿は辞なり。

○麻許曽迹は、真あそ許曽の下に、迹を添る例、遠飛鳥宮段、輕太子の御哥に、阿理登伊波婆許曽迹あ

理登、此、真あそ許曽、用ひ、阿理登、意、そは、阿理登、の、阿、を、尓、云、例、なり。

○余能那賀比登、宇、あ、今は、真福寺本に依、其由上に、且、同じ、書紀に、麻許曽迹、此、乃、云、例、なり。

○四句無、後の二句は無くて、足はぬ。

○蘇良美都、書紀に、契沖の、曽、登、を、通、て、云、名、あ、云、は、寔か、又、物語に、共に、非、此の許曽、を、辞、の、誤、又、師は、曽、宇、曽、の、辞、の、古、の、哥、は、目前に、意、通、り、云、意、後世、云、は、頭、字、の、音、目前、意、通、り、云、意、後世、云、る、此、もう、なはず、記中、魯を、假字、用ひ、云、言、未、聞、例、

○阿礼許曽波は、吾、あ、そは、阿、の、尓、も、賀、の、下、乃、あ、今は、真福寺本に依、其由上に、且、同じ、書紀に、麻許曽迹、此、乃、云、例、なり。

○四句無、後の二句は無くて、足はぬ。

○蘇良美都、書紀に、

は阿金蒐辞摩此の所に○加理古年登上小同に○伊麻陀岐加受は未聞ばなり書紀には和例破枳箇儒此の項に記の方て聞ゆ○猶首の意は天皇此事を語り向賜ふ現御神は如く世中の長人吾みおそ侍然此日本の國小しく鴈の子産待ふ云ふは此齢なり侍るを吾もいまはけまはぬ侍ふ云ふなり○被給ふ多麻波理を訓多麻波流と賜ふを受ふ方より云言故に古書には多く被字を添て書て多麻布此を彼世の差あるなり九て多麻布云は與ふ方は云言多麻波流も其を受る方

言みて中昔を近き世に分て混て賜ふを云ふ非て此樹姑く請漫ふ云ふ○那賀美古夜汝王や者り夜毛與に云ふ如疑の夜に神代に哥に夜知富許能加微能美許登夜に同じ古續紀に天平詔詞に奈賀御命に歌に此記に多麻命に是に汝王に云も同じ心は言を櫻若宮殿に汝王に云ふ意異なり○都毘迩斯良年登は毘字は比なり後に写誤ふる清音の処なれば必此字に濁正なり混ふ記の假字に清濁無けを兼ねる方に終に知に後終業に須恵都此に天下所知看む意なり天に国に世に無き是を天

下を云らむや解云へば此を知らむ者云ふ此天下を云はで天下を云へば此天下を知らむ者誰か有らむ

又此記に九柱の神生坐しき先の哥に夜麻登能久佐久云々加理波古幸

ふをそおのが為の名なり兼て問ひ給へり良斯は鴈者産子所思

良斯て辭を事を辭と云ふ故に良斯と云ふ昔は此辭を以て今俗言に

ちうなと云ふ當也りこれ鴈妹子を産ざる意なり

日本國に未聞ぬ事なれば意を免ずらむ鴈の子を産

ふを汝王そ後遂ふの天皇の御代に所知看ものそ其祥端

ふを其時に免ず祝壽奉ぬ師云此哥を見

也ば此故事は此天皇の御代に皇子ふて

の事なふ旧本紀は異なる事多し

信ふ書紀

泥むはかりさふ上ふを云るが如し又此記に九

時の前後なかはら一事を取集て記せ

ふ如きを多けれ是も皇子ふ坐すの事

ふ事なふ故に故ふ天皇ふ係ふる事なふ故に故ふ

かはらで此ふは記せふ然ふを契冲ふ

ふ云句を君終久世を

ふ驗ふ注ふは強説なり終久云ふ

を知ふ知ら知ふ云ふ知ら

云言ふ

皇后の御哥ふ加年菩岐本岐玖流本斯登余本岐本岐

母登本斯ふり本岐の事彼処ふ云ふ

歌ふ中巻倭建命段ふ出て

書紀ふは五十年春三月河内人奏言於茨田堤鴈産之

即日遣使令視白既実也天皇於是歌以問武内宿祢曰

云ふ。武内宿禰答歌曰云云。又豊浦宮御宇阿倍内臣宿禰曰。
詠て。那賀美古夜の泉哥に云。入表言伝美古夜の泉哥

此之御世。免寸河之西有一高
樹。其樹之影。當旦日者。逮淡道
嶋。當夕日者。越高安山。故切是
樹以作船。甚捷行之船也。時號

其船謂枯野。故以是船。旦夕酌
淡道嶋之寒泉。獻大御水也。茲
船破壞以燒鹽。取其燒遺木作
琴。其音響七里。爾歌曰。加良良
袁志本爾夜岐。斯賀阿麻理詞

登爾都久理。加岐比久夜。由良能斗能斗能斗那加能。伊久理爾布禮多都那豆能紀能。佐夜佐夜此者志都歌之返歌也

免寸河免字を決く写誤なり。然れども其写未考得ず。免字を河字とせは思ひ得ぬ。其外もなくしかく考なれども其誤字なれば謙なれ寸字を

本の字なれども支生字なれば誤なれども孫字は発借字なれば例なり。時に誤なれども孫字は発借字なれば例なり。訓法は由無記中に借字に用ひたる例あり。訓法は由無なれば姑訓を以て解なり。河内の高槻の朝の影の至なる所を云なれば因て考るに必高安山の西方なる河内國高安郡若は若江郡渋川郡なるは又川内郡高安郡の西なれば若は又其傍なる志紀郡丹北郡北なるは高安郡の西南丹北郡は其西なり。あるむの志紀郡の高安郡は本村丹北郡は桔木村なる説定あるなれども何の由なるかを知ず。驚かしく中間に山なり。高安山を東方に高安山を東方に常に望る地なり。高安山は

濱の西方は右の郡なり。津国住吉郡は海に臨み、此川は必其間なるべし。凡てかくさまの傳説は常に見聞く物なれば、是も西に淡路嶋を見て東に高安山を見る処なるべし。然るに今は其処の川を和泉志に、泉郡坂本郷田河堂村に云処の川なりと云説あれども、其間に幾重の山を隔てたる遠き所なれば、其処に高木の影は至り難き事なり。非次。

又方々に高安山と名付たる山多く隔たりて、よそ高安山を見て、其山の麓に高木の影は至り難き事なり。非次。

又或説に、和泉郡坂本郷荒木村の川辺に高木ありて朝日の影あり。其影大津浦、又兵庫の林田に及び、夕日の影は摂津国の木津村に及ぶ。其影は摂津国の木津村に及ぶ。其影は摂津国の木津村に及ぶ。其

書紀天智卷、天武卷、持統卷、續紀五卷ニ亦高安城ノ山ノ
ヲ加ヘ、此山ヲ、天智卷ニ亦見ヘタリ、倭高安城ノ山ノ事ヲ河内ノ方ニ、天武卷ニモ、天武天皇持
統天皇元明天皇ノ御代ニ、此城ニ幸シ給フ事ヲ見タリ、其ノ山ノ事ヲ今世人ノ心ニ
ハ、高安山ヲ、然ハ、ノミ、ノ方ニモ樹ノ有ル所ハ、ハ、ノ卷ノ
ラバ、ノ如ク、如此云ヘル虚説ノ如ク思ヒ侍ルニ、然
ラズ、今世ニ、思ヒノ外ニ、大木ノ深山中ニ、
ハ、ノ如ク、此彼ニ、聞ク、況テ上代ノ人ノ、大木ノ有
リシ、此彼物ニモ見エタリ、書紀景行卷ニ十八年
秋七月到筑紫後國御木時有僵樹長九百七十丈焉云
云、有一老夫曰是樹者歴本也、嘗未僵之先當朝日暉則
隱杵嶋山當夕日暉則覆阿蘇山也、天皇曰是樹者神木
故是國宜号御木國、其見筑後國風土記ニモ、山樹ノ
事ヲ記シテ、其ノ所ノ朝日之影蔽肥後國山鹿郡荒仇之山云云、遠
峯暮日之影蔽肥前國藤津郡多良之
国藻、郡ニ語傳ヲ云ヘル古ノ栗ノ大木ノ事ヲ、其枝
数十車ニ及ビ、故栗本ヲ云、今モ地ニ埋ル栗
ノ実、又枝ヲ少シ有ル、又里人ノ薪ニ用ヒテ去ル
物ノ方ニ出ル、是ハ其栗ノ枝ヲ去ル、
此類ノ語傳ヘ、ノ國ニ亦往々然ル、上代
ニモ殊ニ大木ノ處ニ有リ、知ル可シ、作船
書紀ニ、天武十年夏六月遠江國司表上言有天樹自
大井河流之停于河曲、其大作圓本以末兩時遣倭直
吾子籠令造船而自南海運之將来于難波津以宛御船

也ゆえ云ふ故のみ此御世に見えたり。㊀枯野書紀に
は應神卷に五年冬十月科伊豆國に令造船長十丈船
既成之試于海便輕泛疾行如馳故名其船曰枯野神名式に
伊豆国田方郡輕野神社和名抄に同郡狩野郷を引り
書紀の方を正しゆえば此記の傳は彼の六十二
年云々の事ゆえ應神天皇の御世の事なれば混ひ易
の方を正しゆえば書紀の傳
は應神天皇の御世に伊豆国にて官船を造らしむる事
の所に其國に輕野神社云々とぞ所なる伝
徳天皇の御世に枯野船の事を混ぜて彼御世の事ゆ
えに伝へ何ぞ
らむ今史に考へ
意を加へ良怒ゆえ故に其字を借りて書紀に
多野を枯野と書けば古に枯
然に輕を書紀の細注に曰船輕疾名枯野是義違焉若
謂輕野後人部欲云云借字云々
知に後世人の中くに
考得ゆえ知の意野の
ゆえ船如此名起者
ゆえ續紀三に船号佐伯は遣唐使の乗船
に従五位下を授けら同廿四に船名播磨速鳥此二船を遣唐使の乗
授従五位下を授ら同廿四に船名能登高麗國に遣唐使の船
續後紀六に船号太平良遣唐使の船
五位下を授ら
多万葉十五に八下に云ふ水手船之名者謂手師乎
よ船之名云加
ゆえ寒泉志美豆ゆえ訓伝に書紀景行卷に寒泉
ゆえ寒ゆえ書に寒ゆえ水の
に云ふ景行紀に冷水万葉十六に寒水俊姫

命世記に其河の水寒くして此淡路嶋の清氷卷浮
有り支則寒河此歟云々
宮殿に淡道之御井宮の御井の彼処考合べし
傳十三巻播磨國風土記に明石驛家駒井御井者難
波高津宮天皇之御世楠生於吉朝日蔭淡路嶋夕日蔭
夕倭嶋根仍伐其楠造舟其形如飛鳥撓去越海浪仍号
速鳥於是朝夕乘此舟為供御食汲此井水以日夜堪御
食之時故作歌而止唱曰住吉之大倉向而飛者許曽速
鳥云々何速鳥也蓋是也

○酒の傳

を汲取て此船に載せて運ぶなり後撰集に大嶋の水
を運び早船の早き人に逢見てかな

○太御水

大御水を天皇に供御料に奉る云々水を地に云
此上水取河の下に云水が始

傳十六巻書紀景行

巻に冷水倭姫命世記に倭姫命御水飲止詔巫老ら
何處吉水在問給支其老人寒御水御饗奉支赤染衛門
集に小舟にあさ人繁かに乘て漕渡る何為源
そや河濱ひやかなる北の風吹来沖の方に云
○焼鹽は諸本に塩焼に作るは誤なり鹽を焼
薪を用ひ海を云

傳

○焼遺木を夜氣能詠神流紀
又夜氣能許理能紀訓倭の国に流れ
ひ焼遺木を夜氣能許理能紀訓て薪に非じ書紀
なれ然に非じ書紀に餘燼に作る

○作琴

體源抄に琴の出はじめは本紀書記云塩風に吹きて海底
にあるかれた孫枝を用ひ作る故に云云然に船の
材も又朽て潮に流れ来る殊に琴用ひ来る故
し又燒遺の琴申に良き材漢國に焦尾琴と
云しなり其由如何彼を燒て因て
よかるべしそれ非歟本
より良材なりしなり(51)響七里響は伎許延伎訓
此琴のいとよく鳴て音は遠く延て聞る良琴
なりし由を云なり七里は御世の法なるは未道
の程を度て幾里に云云路程を幾
里と定る漢國は是を数の村里と云なるか
思はるるなり路程は

未だ事無くして後の定を以て語傳へたるも
の歟仮に雑令に凡度地五尺為歩三百歩為里とあ
り尺云云度地者用大小尺五尺為歩の五尺は常の尺
一間とさて今は間積て三百歩は今の五町なり
さて今は間積て里は京
も古へは路を度るに幾町云ふなか
の物かも幾段云ふ町は昔
も田地を度る量より見るなり○歌曰
書紀に応神天皇の御哥(52)加良怒袁枯
野を塩(53)志本ゆ夜岐は塩を焼て煮る塩を焼薪
に焼云古事記を如此云て彼舟を焼て塩を為
事違ふの如くかれも加くも聞えよ

信上代の言なれば、若之文塩の焼を云意
なるべけれども、其意なり、夜斯賀阿麻理を其
岐を焼亡ぶる意なり、斯賀は上に云る物を指て、其が焼云なり、
之餘なり、斯賀は上に云る物を指て、其が焼云なり、
元上なれば大后の御哥は、斯賀斯多迩の傳
業み、委云るが如し、古上なれば、焼斯賀
讃て斯を、焼に掛て、辞を、
を、非ず、阿麻理を所焼残可餘燼なり、○許登は都久
理を琴に造り、書紀継躰、巻皇子御哥に、開能以矩
美娜開余曩開、漢詩陛鳴磨莒詩、依都俱刹、加岐比久
夜を、搔弾やなり、加岐を、角と、添て云一説に非ず、絃弾
搔を云なり、夜を添て云説あれ、辞を、余齣云也、のごと

○由良能斗能門は、神名帳に淡路国津
名郡由良湊神社とあり、地なりて、門なり、今も由良
と云て、隠なる湊なり、淡路嶋の東面の地なり、然は此処の
由良を、紀国木国之湯寺乃三埼、云を、非なり、紀国なる方、兼七ふ、
曽祢好忠が、哥に、湯羅方前、なる、是なり、又
然、後世に、是を、是紀国なる心得て、上に、由良の門は、丹後国与謝郡に
紀国なる、哥多、
門、水門、なる、哥書紀
の如く、天御哥、応神天皇、此、天皇、乃、
淡路に幸行、あり、○御日代の、御覧、
御日代の、
賜、
○斗那加能は、門中
之、なり、元、水門、嶋門、迫門、の門を、船の出入口ぬ

て、其処の海を伝ひ行て、然ありし後、世に湊に船の出入する所を名付て云なり。然ありし後、其処の海に陸地ありて、其処の海に陸地ありて、名付て云なり。○市磯門中略に、其処の海辺を云なり。○伊久理尓を、海石に有り、方葉二十九に、角鄣経石見之海乃言佐敞久辛乃埼有伊久里尓曽深海松生流、六に、淡路乃野嶋之海子乃海底奥津伊久利二鰒珠充盤尓潜出て見之伊久理海底石根の石を云なり。各理を云なり。石を云なり。云なり。説を非なり。海松の生る所は、又海の底よりも小きに限らぬ事なり。知られし、又海の底なる石を云なり。云を非なり。此の哥を底なる石なる事を詞なり。古の万葉の哥に、海底より海松を生ずる事を非ず。海底なる事を、伊久利の関係なる事なり。又中古に出る事なり。云ひ、又中古に出る事なり。云なり。名なり。此は海藻に出る事なり。大

○市磯多都波振立神社振

なる岩なる事なり。○市磯多都波振立神社振なる事を切なる事言なり。被振立神社振なる事を切なる事言なり。被振立神社振なる事を切なる事言なり。同格なり。振浪比礼振風比礼、礼なる事なり。振浪比礼、礼なる事なり。振浪の蕩揺なる事を云なり。中巻明宮段、末に振の立て風の吹を振なる事云なり。其振浪に揺なる事、海中なる岩に生立なる事なり。布礼を、触て心得て違はぬ事なり。触立なる事なり。岩に生なる事なり。即岩に生立なる事なり。岩に触て立なる事なり。何の用をなきいなる事なり。又触立なる事は云なる事なり。岩に触て立なる事なり。○那豆能紀能、浸漬之木之なる事なり。中巻倭建命段の哥に、宇美賀由氣婆許斯那豆糸、書紀、御巻の哥に、許辞那豆漁曽能赴紀苦羅齊、古

まちの許斯那豆弁は腰てゞ海水に浸漬ふ事なり。
又万葉に水底に在て水を浮て居る事を見て水を
渡ふ事を云て水に入て者こゝを那豆佐布と云て此那
豆佐布の事さゝれ蟹海水に浸漬て所殖ふ木を那豆
別に考あり。さゝれ蟹海水に浸漬て立ふ故に此木
之樹を云ふなり。海水に浪ゆらふなり。此木
を荻葭などの類を云なり。佐佐し木を云は本植物の總
名をおほしなべて古へ草の属をも木を云ふなり。
上巻八千矛神の御哥に蒲を染荻薄蓬蒿各守波凝
なども草名なり。紀に云ふ名の多きも此故なり。此那豆能紀
の名なり云或は珊瑚の和名なり云々みな誤なり。又字鏡に村を塗者也。摸也。

奈豆云ふ事は非なり。豆字を濁音なり。書紀に此字を
各。その夏の木を由良能斗の斗那加の云ふ何処にもあるべき事なり。
云ふ岩に觸て生立ふ夏の木は栄えてもあるべき事なり。
見ゆ故に海風吹て浪の音も高く落句を詔はもあ
見ゆ云ふ事なり云ふ佐夜いかなる事なるやを栄えてさわやか
聞ゆ海風吹て云ふ意を取なり
ゆ云ふ事なり。騒く意なり。
記は通ふ事を強て解ふ事なり。
ふて由良能斗能より此まで五句は結の佐夜佐
夜を云ふ事なり。序に海水に浸漬て岩に生立ふ
葦鞍なりの打寄ふ浪ふ事なり。其葉の広く動
揺き鳴ふ音を以て者なり。
亮て此琴の音は鯉鮒を云ふなり。上句より意を

韓荻のさわぐ音のかまびすしき彈や響のとよめく意は亮中卷明宮段の
哥に布由紀能須加良賀志多紀能佐く夜く聲あり此也
同格なり考合せ侍べし傳世三の巻
出傳世六の五十六巻返歌は諸本に歌返聲あり今は延佳本に
依れり此事も上書紀に云ひし如く應神卷云三十一年秋八月
詔群卿曰官船名枯野者伊豆國所貢之船也是朽之不
堪用然猶為官用功不可忘何其船名勿絶而得傳後葉
焉群卿便被詔令有司取其船材為薪而燒鹽於是得
五百籠鹽則施之周賜諸國因令造船是以諸國一時貢
上五百船悉集於武庫水門云云初枯野船為塩薪燒之
旧有餘燼則竒其不燼而献之天皇異以令作琴其音響遠
聞而遠聆是時天皇歌之曰
此天皇御年捌拾參歲御陵在
毛受之耳上原也
真福寺本又一本皇古事記八十卷一百一十巻
(19) 捌拾參歲捌を書紀に崇神十年春正月戊子朔

癸卯天皇崩御ありて御年は見えず書紀の紀年に依て云ふ應神卷十三年に擬て崩坐しぬ然ら崩坐しぬ事は見ず其時既に成人賜ひけむ百三十歲なれども多くの物を給ふ傳きたり帝王編年記に一百一十歲とあり竟宴の背に煙たちぬと惠みし皇古は八十年あるべし國史に舊印本真福寺本又一本ともに此間に

丁卯年五月十五日崩也云云例の細注なり舊印本は大字に書あれども是は例なき書ざまなり丁卯年は書紀にて是御世の五十五年に又恭天皇の十六年の丁卯年なり

此天皇の傳ただ此のみ

耳を上声に讀ばし美能波良と決めるかし攝津国嶋下郡に今耳原村あり書紀に天平七年冬十月幸河内石津原以定陵地始築陵是日有鹿忽起野中走之入役民之中而仆死時異其忽死以探其痍即百舌鳥自耳出之飛去因視耳中悉咋割剥故号其處曰百舌鳥耳原者其是之縁也是に依る

此處は石津原の内なり和名抄に和泉国大鳥郡石津郷以之都神名式に同郡石津太社神社もこの里今も上石津村下石津村と云ふ

毛受之耳上原耳の下に上字を

毛受の地は毛受荘の内なり此御陵の東南の地形御陵近き地なり又今云ふ

寺舊記云四天王寺在難波荒陵村故俗号荒陵寺西南荒陵相傳仁德天皇築之以爲陵處其後以爲此地不可更石津原以定陵處大山陵是也此陵空荒故名荒陵俗云茶臼山と云ふ書紀攝政卷元年是歲始造四天王寺於難波荒陵云云冬十月癸未朔己丑葬于百舌鳥野陵諸陵式に百舌鳥耳原中陵難波高津宮御宇仁德天皇在和泉國大鳥郡

域東西八町南北八町陵戸無烟堂塔ノ中陵此ハ南北ハ陵
ある故ハ此御陵堺の東南方の地名在て俗ハ太仙
陵ト云是なり或ハ又ハ世俗ハ伝ハ鶴の字音を訛り云て云いかゝ
志和泉志ハ在舳松村東域外四畔有七塚ハ長冢俗云
武内宿祢ハ長山冢俗云王仁ハ狐山ハ
寺山ハ土鼈山ハ平塚山ハ圓山ハ云

古事記傳三十八之巻

若櫻宮巻　本居宣長謹撰

伊邪本和氣命坐伊波禮之若
櫻宮治天下也此天皇娶葛城
之曽都毘古之子葦田宿禰之
女名黒比賣命生御子市邊之

忍齒王次御馬王次妹青海郎女亦名飯豐郎女

舊印本ハ此首ハ子ヤあり前御世仁德天皇の御子のよしなり眞福寺本ハは此より下終りまで御世々々の首大かゝ皆弟某命御子某命なりなり然きば古本ハは悉く然有けむを諸本ハ其字の無きは後ハ皆削きゝ除ものなり舊印本ハ此ハのみ子ヤあるを皆おのゝ一ッのことはなるなり然きば今も眞福寺本ハ依て何も然書くべきが如く彼きかゝ中卷ハは一御世も然はは例無き故此卷ハ至て然なりなり今ハ中卷の例ハ依て諸本ハ子字ハ無きハ依て次々の御段ハ皆是ハ效ひし(ヰ)此天皇後の漢樣の御諡履中天皇ヤ申次(ヽ)伊波礼ハ大和國十市郡なり書紀神武卷ハ復有兄磯城軍布滿於磐余邑云夫磐余之地舊名片居亦曰片立逮我皇師之破虜也大軍集而滿於其地因改号為磐余或曰天皇往嘗嚴瓮粮出軍而征是時磯城八十梟帥於彼處屯聚居之果興天皇大戰遂為皇師所滅故名之曰磐余也聚居此云怡波瀰萎ヤなり何も不ハ軍ヤ滿聚ハは其の地名

形り。礼は村の意なり。書紀に村を阿礼と訓かあり。清寧天皇
継躰天皇用明天皇なり。此地に大宮敷坐と書紀に
神功巻に三年都於磐余とあり。此御巻に元
年春二月壬午朔皇太子即位於磐余稚櫻宮とあり
二年冬十月都於磐余と云ふ。
余に所ふるいうり。継躰巻に都奴婆播符と云ふ。
伊開能万葉三十二丁に角障経石村毛不過とあり。四十百五丁
傳磐余池に百傳は角障を誤りたる歟。伊波礼の枕詞也。書紀又集中哥皆百ぬさはふなり。
百傳は例なし。又四十六丁角障経石村之道歟。十三九丁に角障経
石村山舟京とよめり。
只神社は村守の偏を省きて書たり。此神社をば
祈年祭月次祭の祝詞。又三代実録に

よ並石寸は作なり。何も偏を省けり。訓は
例なり知らざる誤なり。はきは云社名なるべし。
此記用明天皇の御陵は石村を書。天武紀
に村主を寸主と作り。さて又四時祭式臨時祭式に
に此社を石根と作り。根も村を誤りたる歟。
る形り。三代実録に石村とあり。
なほこゝにちがへり。高市郡欽明陵名誤形り。或は今十市郡に石原田村云あり。石
原か。伊波礼の名は殘りやすく云ふなるべし。
縁書紀の三年北延又姓氏録若櫻部造條に見えて其
文に下に出とあり。若櫻部臣の延に引て此宮の御跡は
大和志に池内村なり云とあり。神名帳に
大和國城上郡若櫻神社とあり。今は十市郡に属す。
十市郡櫻井の辺なり。谷村にある白山権現云是なり
なり。今思ふに櫻井云延なり。若櫻宮号の

遺事ふ名非ずや○書紀神功巻に都於磐余とあり細注は此履中天皇の宮号を思ひて後人のさかしらに書加へしなり彼紀に和加とは凡て稚字をのみ用ひて若に書は例はなきを以て知べし古語拾遺に神功皇后の御世を磐余稚櫻朝といひ此御世をば後磐余稚櫻朝といふ誤なり

葛城之曽都毘古上ふ出傳世二の三十五葉

○葦田宿祢

○諸陵式に片岡葦田墓在大和國葛下郡とあり地名因事ふ名なり神名帳同郡片岡坐神社も此なり古今集に以来の哥に片岡の朝原に多くよまれも此地のあやまり姓氏録に大和國に葦田首と云姓を引り此人の父曽都毘古の郷に葛城なれば由縁あり備後国郡にも又但馬国氣多郡に葦田神社あり其らに葦田を或人の考に葉田の誤なり

黒比賣書紀に妹とあるもあるべけれども中ごろに誤なり

具故は書紀に初に以羽田矢代宿祢之女黒媛為皇妃云々の事見えあれども元年の処に至ては立葦田宿祢之女黒媛為皇妃云々見えず羽田矢代宿祢は武内大臣の子にて曽都毘古の兄なり其は書紀に此記に羽田矢代宿祢とあるみあれど羽田とのみ書て羽田と云ふ例なし又文字も書記に波多八代宿祢と書て葉田と書ふらしこれ此記にも波多八代宿祢と書て黒媛云々は他にも例多くあれば名なれば加乃羽田矢代宿祢之女黒媛皇妃に立賜ふ黒媛は別にて又羽田之汝妹と云ることの乃ふりなり羽田矢代宿祢の女なれば羽田矢代宿祢の女と傳ふるなり例多ふ葦田は葉田の誤ふは非ず思混べからず

○黒比賣命同名例多

宿祢子也とあり

宿祢の女蟻臣は葦田の

宿祢の女とあるは此人の名書紀顕宗巻の細注に見えたり

名義日代宮段迦具漏比賣の処に云

傳世六の十二葉

紀ニ元年秋七月己酉朔壬子立葦田宿禰之女黒媛為
皇妃ト有リ私記ニ皇妃者羽田矢代宿禰之女也ト云
ハ誤リ葦田ハ羽田矢代ハ別ナリ
ハ上ニ云ヒシ如ク五年秋九月云ヒ有如風之声呼於太
虚曰劔刀太子王也亦呼之曰鳥往来羽田之汝妹者羽
狭丹葬立往云ヒ俄而使者忽来曰皇妃薨云ヒ十月甲
寅朔甲子葬皇妃云ヒ羽田ハ大和國高市郡の波多を
皇妃を初其郷ニ住賜ひし故ニ御母の郷を号ケ云ヒ
羽田之汝妹ハ名を云ヒ

○市邊之忍齒王市辺
ハ山城國綴喜郡ニ市野辺村ハ云今有リ其処カ又霊
異記ニ河内市辺井上寺之理ハ云ハ古ハ有リ今河内国
志紀郡國府村ニ有リ市辺ニ忍齒ハ近飛鳥宮段ニ此王

の御事を云ふ御齒者如三枝押齒坐也ト有ハ其
ハ因也ハ御名ナリ亦ハ其忍齒の事ハ彼処五十三傳四十三
ニ云ヒ書紀顕宗巻ニ磐坂皇子ハ磐坂ハ今大和國城
上郡ニ磐坂村有リ此ニ市郷上市郷ハ或人市辺を是カ云ヒ市辺ハ
然ル此王の御事ニハ穴穂宮段甕栗宮段近飛鳥宮段
ニハ見ル書紀ニ黒媛為皇妃生磐坂市辺押磐皇子
御馬皇子清海皇女白飯ハ有リ御馬王此御名万
葉五哥ニ馬を美麻ハ訓ハ依テ訓ハ御名の由縁
未考得ス書紀雄略巻ニ此王捉ハ生て殺サレ給ヒ
事見ル其文ハ穴穂宮段ニ引ク

本 青海郎女郎字諸本ニ皇ハ書

ヲ。今は真福寺本。又一本に依れり。皇女を云こゝは。記中に例無けれ。皇女を後人の書紀より依てさかしらに改たるなるべし。此御名地名なるべし。其延未考得ず。神名式に若狭國大飯郡青海神社。越後國頸城郡青海神社。同國蒲原郡青海神社。和名抄に同郡青海郷。安乎美。参河國碧海郡阿乎美。碧海郷。阿乎美。なり。姓氏録右京神別に青海首。云。今若狭国に青浦。青嶋。云延喜式に大飯郡に飯豊。天皇を祀る。神社。云。

◎飯豊郎女。此郎字。諸本に皇を作るを今は真福寺本。又一本に依れり。飯豊を。鳥名なり。其鳥に曲りて賜ふ。御名なるべし。和名抄に張華博物志云。鵠鷂鳥。人截手足爪棄地。則入其家。拾取之。漢語抄云。以比止与。書紀皇極巻に三年三月。休留産。於豊浦大臣大津宅倉。あるを。細注に。休留。茅鴟也。釋記に。以比登与者。兼方案之。皇異名也。云。天武紀に。十年八月。伊勢国貢白茅鴟。和名抄に陸奥国宇多郡飯豊郷。神名式に同国白川郡飯豊比賣神社。賀美郡飯豊和氣神社。此皇女。甕栗宮。殿に。忍海郎女。を。あるを。なほ彼。殿に云。書紀の異傳。彼。事。彼。に云。○書紀に。此。次に。次。妃。幡梭皇女。生中磯皇女。又六年春正月。立草香幡梭皇女。為皇后。あり。此幡梭皇女の事は。いと紛らはし。其曲朝倉宮。殿に云。○記中。他の例を以て思ふに。此。次に。恐。歯王の御子等を。挙。其御母を。も挙。ものなり。顕宗天皇。仁賢天皇の太御母の。是。元。ものに事。違。故。今試に。他の例に依

又書紀顯宗巻に依て補てよし故市辺之忍歯王娶葦田宿禰之子蟻臣之女波延比賣生御子居夏比賣次意富祁王次袁祁王次橘王故意富祁王袁祁王桂沼

天下也

本坐難波宮之時坐大嘗而爲豐明之時於大御酒宴良宜而大御寢也爾其弟墨江中王欲取天皇以火著大殿於是倭漢直之祖阿知直盜出而乗御馬令幸於倭故到于多遲比野而寤詔此間者何處爾阿知直白墨江中王火著大殿故率逃於

倭爾天皇歌曰。多遲比怒邇泥
牟登斯理勢婆。多都碁母母母
知豆許麻志母能泥牟登斯理
勢婆。到於波邇賦坂望見難波
宮。其火猶炳爾天皇亦歌曰。波

邇布邪迦。和賀多知美禮婆迦
藝漏肥能。毛由流伊幣牟良都
麻賀伊幣能阿多理故到幸大
坂山口之時。遇一女人。其女人
自之持兵人等。多塞茲山自當

岐麻道迴應越幸爾天皇歌曰。

淤冨佐迦邇阿布夜袁登賣袁

美知斗閇婆多陀邇波能良受

當藝麻知袁能流故上幸坐石

上神宮也。

本は字のまゝに母登ゆ訓ゆ物ゆ如ゆ多ゆ初ゆ

い不ゆ登ゆ云ゆ古言なり倩ゆ今世諺ゆ初ゆ

なゆ以後のゆ末ゆ云ゆに對ひゆ言なり

ゆ天皇ゆ云ゆ坂ゆ

聞ゆ。○坐難波宮之時は太御父天皇崩坐て後

其京ゆ坐しほゆ

坐せゆ皇太子即天皇ゆ坐せば即位の礼は大嘗ゆ云

て。但し天皇なりでゆ新嘗聞食ゆ

くれゆ皇太子ゆ然ゆ

大臣各自新嘗ゆ大ゆ云ゆ天皇の新嘗は限ゆ

王。○坐此師也。其師也。當の下に宮字落されしか。云々なるべし。
く思ふ。宮にあらむかと。大嘗の事
中くは知がたし。大嘗まして坐意なり。大嘗の間を大
嘗に云
なり。さて宮は齋に坐に間を齋に坐に云。諒闇の
間を諒闇に坐に云むが如し。○為豐明に上に出。傳世二の
五十七葉 此は大嘗の豐明なり。為は勢須に訓ふ。為賜多
が如 又伎許志賣須に訓ふ。○宇良宜は中巻明宮
段に天皇宇羅宜是所献之大御酒而に云へる延に云り。
傳世三の
四十四葉 ○大御寢也は中巻白檮原宮段玉垣宮段な
に御寢坐也にいりまして此坐太嘗云々の御事書紀
には見えず。○墨江中王に出。傳三十五 ○欲取天皇皇字

諸本に下に作王。今は真福寺本に依る。本に下に作に。天
後人天皇を取に去古言を知らずして
に思ひてさかしらに改め加へたるなり。取は殺を
云。穴穂宮段に人取天皇為那何に云へるなを殺を取に
云に例。中巻水垣宮段に出せり。考合はせ。傳世三の
書紀に八十七年春正月大鷦鷯天皇崩皇太子自諒闇
出之未即尊位之間以羽田矢代宿禰之女黒媛欲為妃
納采既訖遣住吉仲皇子而告吉日時仲皇子冑太子名
以新黒媛是夜仲皇子忘手鈴於黒媛之家而帰焉明日
之夜太子不知仲皇子自新而到之乃入室開帳居於玉
床時床頭有鈴音太子異之問黒媛曰何鈴也對白昨夜

之非太子所賞鈴乎何更問妾太子自知仲皇子冒名以
斟黒媛則默之避也爰仲皇子畏有事將殺太子密興兵
圍太子宮焚死此記異なり此記は天皇を弑奉
らむ焚せし所以を云ざれば自天皇に為らむ焚
て其所為聞也(ロ)倭漢直は中巻明宮段に漢直
焚死りて其処に委云(傳世三の三十九葉)(ハ)阿知直此人の事
も加の漢直の処に云て考ふ信し此氏は直の戸
ふ考ふ雄略天皇の御世に此人を直焚云
書紀に阿知若は後より云ふ續紀
使主焚あ
姓氏録に阿智王焚此人の事なり神名式
信濃

国伊那郡阿智神社なり(ホ)盜出焚天皇を黒江
中王の方は人は知らず藉は出奉ふ云九番奴
須年焚人は許さぬ事を知らふまゝ藉ふ物を
を云水垣宮段に奴須美斯勢年登焚の下に云
が如(傳世三の六十六葉)此を天皇は甚く醉て熟く御眠
坐ふ焚ふて如此為を御自も所知ざ
て其由下に見ゆ(ヘ)多遅比野は和名抄に河内國丹比太知比為丹南
丹郡是なり此郡の郷名に丹上丹下丹比神名帳に同
郡丹比神社を云て反正天皇の多治比之柴垣宮雄略
天皇は御陵多治比高鶴なり此地なり書紀孝德

巻ホ丹比坂天武巻ホ自大津丹比両道軍衆多至大津モ丹
南郡ヨ大津ヲ見ルさま今世丹南郡に丹治井村ヲ
神社あり雄略天皇の御陵モ丹北
郡ホ在て其間やゝ遠し古ミ丹比ヤ云モ横ヒ名な
リけり今丹南郡に野田東野野上野村向野野中ヲ
ヤ云村名のヲホヲ多遅ヒ
比野のなおりヲ比法し
第ヒ天御馬の上ヲカラモ御寝坐ヲ
許ク訓ヲ
由上ヨ
云ヲ
初より事のヲヒまも所知ヒ殊ホ夜の事ヤ
おぼしけるばホヤ御眠寤坐て甚ヲやゝく何処
ヲホラ郡ヤ所思着ヒさヲホラ
呉倭尓尓宜由久那理ヤ訓ヲ率を平テ天ヤ訓

ヲ率逃ハ韋豆麻都理
ヲ伊豆許ヤ云
ハ後ヲ其
ヲ訓ヲ率ヲ平テ天ヤ訓
ヲ逃ホ云ヲ
ヲ傳ヒ
ヲ傳ヒ
ヲ傳ヒ

丁の母知名抄に釋名云縛壁以廉縛著於壁也漢語鈔云防壁多都古毛波の由なり大神宮儀式帳に蒲立薦三張外宮儀式帳にも如此見えて三張を三枚とあるは主計式に防壁四枚長四丈廣七尺とあり此ら皆さて御帝を合せて思ふに席を續合せて屏風の如く立て物を見えしなり名を儀式帳に書添如く立薦の意なり添倭和名抄の縛壁は少し當て縛著於壁とも云を違

③母知豆許麻志母能は持而来すもの也なり母能表とも云ふきを母能とも云ふ例朝倉宮段の御哥に須岐婆奴流母能書紀應神卷の御哥に阿比瀰苑流莫能万葉四十四に附手益物五十五に等此可弊流

母能なり此句は言なれども此句は言なれども此句は言なれども

ら方葉に三皆五言に一句に讀倭し

さて此二句諸本に字を落或は誤りて正

からぬ所を舊印本又一本延佳本に本は多都碁母基母知弖云く作き真福寺

麻志乎能とも作て皆誤り今は一本に依て但

本又本に本に母能の母字を年に作添に誤りかも

母能を通音に年能とも云しに添倭真福寺本に此を

乎とも作に年を誤りに倭しされば其例を未見ざる故に今は

例多かる方に依り○泥年登斯理婆婆字諸本に波に倭

今真福寺本に依り上に添に同じ一首の意はかく此野に

寢ねぬ豫て知らず立周らさむ料み防壁をも持て来
ばき物を如此有むをも知らで然ば物をも持て来ざ
りしかば此方に○時平群木兎宿祢物部大前宿祢
漢直祖阿知使主三人啓於太子太子不信故三人扶太
子令乘馬而逃之云云太子醉以不起本前宿祢抱太子
而乘馬○波迩賦坂〔河内國丹南郡なり〕諸陵式に埴
生坂本陵仁賢天皇在河内國丹比郡に見ゆ河内志に
曳山在郡東南山勢起伏逶迤連亘石川古市錦部三郡
本郡平尾丹比丘埴生坂皆此山脉有古哥云て書
紀の此段を引あり古哥に即くの御哥の古ぶれ
とまさに哥に此道令に此山此内を越ばなり是埴生坂
なり東名古市郡なり書紀孝德巻に丹比坂にあ除毛

上文を考除に此坂の事なり除ば又推古巻に来目皇子を後
に葬於河内埴生山岡上此除ば此山邪除ば〔冷丹北郡〕
西大塚村のあり来目皇子陵云ふ也其処
名山非次埴生山云名處あ加邪出婆語傳の誤
除ば○望見は美夜理多麻閑婆に訓除ば熟田宮寛平
縁起倭建命の御哥に奈留美良乎美也礼波止保志乃
葉十三に吾者見將遣君乎當波○炳乎阿加久美延
多理に訓除し明也に注り○天皇の歌に汝天皇
に云ふに無くて除ば○波迩布邪加は埴生坂に
を添て心得除○和賀多知美礼婆乎吾豆見者
を○迦藝漏肥能は炫火之に此詞の事冠辭考に云

まあ阿が如し。此万葉は言いろく火をもえらしたる傳なり。
五の巻、火之迦具土神の下をも考合せ侍べし。㊀毛由流伊幣牟良を燃ゆる家群草群なれば、家の群なる處をいふ。又は云
なる。此意なり。○都麻賀伊幣能阿多理を、此御句九言
も。中ら伊を阿の切り、万葉十五に波婆伊可尓伊波牟を云句なり。妻之家の有
形を、書紀は、仲皇子不知太子、宮を通夜
火不滅、太子到河内國埴生坂而、醒之顧望難波見火光
而大驚、醒を云ふ。上に出。○大坂
由を、いかゞ。御哥は、
上に出。傳は五の
二十四葉考合せ侍べし。㊀山口を、夜麻能久知を
訓ぶ。常は口を、九てやまと
ぐちを云ふ。月次、祭、祝詞に、山能口坐云

ふ。されば、河内の方より上る口なり。是を
書紀に、飛鳥山の山口を、大坂を云ふ。此、山越の
道名なり。飛鳥山を云ふ。其大坂を河内の方より上る
處の名なり。飛鳥の事、下に云。を考合せ侍べし。㊀遇女人を、袁美那阿閇理を
訓ぶ。一字讀ぶ。後世の語なり。これらの事、既に上に委云ふ。○
兵を、兵器なり。上に出。㊀塞は、勢伎袁理を訓ぶ。袁理を居
て、袁流を云ふ。㊀當岐麻道を、和名抄に、大和國葛下郡當麻、
多以末、正しくは、多岐麻を、多伊麻を云ふ。後に音便に頽きたる所なり。万葉六に見えたる山城の
布當を、ぬ。ぬ。ぬ。訓ぶ。神名帳に、同郡當麻都比古
神社、當麻山口神社を云ふ。當麻寺、當麻村、世人の書
紀垂仁巻に當麻邑、天武巻に當麻衢を見えたり。ほ

此道は河内の石川郡より大和の葛下郡に越る山路なり○上山 万葉に多の南に在て今世に竹内越と云道なり加の大坂は此道なり河内の古市郡の飛鳥より別れて此道を南に物して石川郡を経て山を越て葛下郡の竹内に云処に出るなり○迴を師は毋登本理豆と訓るは古言なり此は乎と米具理豆と訓むぞ宜しかるべき○越を諸本に起と作るは誤なり延佳本に加るに従て○淤富佐迦迩を於大坂に当作越と云るは非に従て侍し○阿布夜衣登賣衣を遇や處女なり夜を助辞○處女に云ると云ると古此例多し書紀仁徳巻哥に和例爲斗波輸儺我小向に万葉十五(二十四丁)に伊豆良等

和礼乎等波婆伊可尓伊波牟とぞの如し又此を衣を余の意を見るべし○美知斗閇婆は道問者なり抑此を大道なれば道の筋れたるを問賜る意なるを非と書紀は此山に有人乎対曰云々あるが如くゆくさきを敵なぞいら矛事をおもかして道の狀を問賜る意なるに侍し○多陀迩波能良受を直るを不告して直に行侍き大坂の道の事なるを告ずて云りと云物を言聞を能流と云を古言なり万葉に多く告字を書又謂字をも書て○當藝麻知衣能流を知は清音當麻路を告なるべし○石上神宮上巻に猶斗八の五書紀に則急馳之自大坂尚倭至于飛鳥山遇少女於山口問之白此山有人乎対曰執兵者多

滿山中宜迴自當麻徑踰之太子於是以為聆少女言而得免難則歌之曰云云則更還之發當縣兵令從身自龍田山踰之時云云太子便居於石上振神宮少女當麻道守奉仕龍田道守奉仕龍田道守奉仕龍田

墨江中王之隼人名曾婆加理。
云若汝從吾言者。吾爲天皇。汝
作大臣。治天下。那何曾婆訶理
答白隨命。爾多祿給其隼人曰。
然者殺汝王也。於是曾婆訶理

竊伺己王入廁。以矛刺而殺也。
故率曾婆訶理。上幸於倭之磐
到大坂山口。以爲曾婆訶理爲
吾雖有大功。既殺己君是不義。
然不賞其功。可謂無信。既行其

信還惶其情故雖報其功滅其
正身是以詔曽婆訶理今日留
此間而先給大臣位明日上幸
留其山口即造假宮忽爲豐樂
乃於其隼人賜大臣位百官令

拜隼人歡喜以爲遂志爾詔其
隼人今日與大臣飲同盞酒共
飲之時隱面大銍盛其進酒於
是王子先飲隼人後飲故其隼
人飲時大銍覆面爾取出置席

タチヲトリイデ、ソノハヤビトガクビヲキリタマヒキ。カクレテクルヒヾ下之劒。斬其隼人之頸。乃明日上幸。故號其地謂近飛鳥也。上ノボリイデマシケルカレソコヲチカツアスカトナヅクヤハヒ到于倭詔之。今日留此間。爲祓レテアスヰヤデハカミノミヤヲロガミムトストノリタマヒキカレソ禊而明日參出。將拜神宮。故號コヽトホツアスカトナヅケキカレイマノカミノミヤヲ其地謂遠飛鳥也。故參出石上

ヽヤ神宮。令奏天皇政既平訖。參上カタラヒタマヒキ侍之。爾召入而相語也。

伊呂弟は、中卷伊那河宮、段に、同母弟なり、是なり、傳ハ二の七十二葉、穴穂宮、段は、見ゆ、又伊呂勢、伊呂涼、伊呂毛なども、伝見なり、上卷に、伊呂妹なり、なほ、処々に委云ふ、傳三十六の十三葉、(中)氷歯別命、上に出、傳三五、(下)参赴は、麻韋彼坐宮に坐す、次天皇の御許に、参詣賜ふなり、(廿)令謁は、麻

衰佐慈米賜布堂訓修禮師は毛人世多六秋訓毛ある物申沢也云も古言

那波也云修から文。先太文参趣坐所由を申はし来

給帝多宮中惜の言は消息也云今世信は案内を元詞よ。その案内を

云也。即物申沢也云ら形り。(十)今詔象真福寺本に今字無人を出し

て宣ら勅賜帝形め。(十一)同心乎。淡夜自許ゞ呂那良

年迎登訓修師也。訓毛あし也いらぐあらむ。心を合

せて黨與沢を古言ふ同心也云ふ形修し。續紀廿

五詔ふ今聞仁仲麻呂止同心之天。竊朕乎掃止謀家利。

此詔ふ逆悪伎仲麻呂止同心之天。朝廷乎動之傾止無

謀天此二ツ共ふ心字の下ふ尓也云辞無けれ。異訓修

きかさ礼也今思得文。クニ訓ヲ系ヘ

訓加也ちゆ。又心。同。ク。レ。ル。ル。見名。中昔の語ふ名多し。

源氏物語玉鬘巻ふ南ル心ふ同ク。レ。ル。ル。ル。見名。中昔の語ふ名多し。

云ゞ文。南ル心ふ同ク。レ。ル。ル。ル。見名。中昔の語ふ名多し。

おて同。中あの事ふあ。古言ふ同。ク。レ。ル。ル。ル。見名。中昔の語ふ名多し。

は然沢ふて大根を。さて同を淡夜自ゞ云を古言ふ

ん云ゞ如し。

天智紀童謡ふ於野児弘你農倶方葉千西丁ふ於夜

自麻久良波十七三ふ妹毛吾毛許巳呂波於夜自又

四十二ふ於夜自得役波ふ于九ふ此間毛於夜自寺ふ

ゞ乃。(十二)疑。師の淡母本須ゞ訓ふ宜し。漢文の格ふ疑

字は書ゞ如ゞ。自疑ふ給帝ゞを疑帝ゞ云て。宜し

ゞ。此間の語ゞ漢文ゞの多ゞ形り。云く

ゞ。云ふ沢ゞ云ふ。(十三)不相言。穴穂宮殿ふ我所相言

疑ひ給帝意ゞ。

之嬢子者云万葉十六に相言始而者又四十に相語
所遺都續紀卅四詔に其人等乃和美安美應為以相言
部なり物云物中昔を是
を阿比碁登須を云て伊勢物語に思ひぐしそえて後頼朝臣無名抄に
その時をあひ人はいのふもつひ
消をあひ人はいのふもつひ
福寺本は同作 ㊐ 織邪心は伎多那伎許ゝ呂
訓 上巻又中巻水垣宮段に邪心を阿加延と云
如傳十三の葉 ○ 不同於夜自許ゝ呂に母阿良受
訓 ○ 所近習を知久都
阿麻都流を訓 書紀仁徳巻に近習舎人推古巻舒

明巻に近習者 ㊐ 隼人上に出傳十六の十七の五十七葉此は勇
猛き者故に皇子等に各附て仕奉ふ人なり
訓 ㊐ 曾婆加理此名は五度出 ○ 字を
誤れるや名意未考得 師も牛量の意なるべし後に
こそ曾は云 ○ に然
云ふらを見えざれに書紀に
従を伎加婆を訓 ㊐ 天皇は此を須賣良を訓 ○
古言なり天皇の御子
なれば不人なり訓て宜き
ふは訓て宜き
訓 ○ 大臣上に出傳九の
五十葉 柳此曾婆詞理を臣の
姓なれ非ふかを詔を御欺を賢を訓 ○ 答
白白字諸本和を作を今真福寺本に依る ㊐ 隨命

を美許登能麻弖麻弖と訓ふ。万葉十八に官乃末
弥末北十八に大主乃美許等能麻弖末と。多禄給を師
の母能佐波奈多麻比と訓るに依て従を佐と書紀
欽明巻に賞禄皇極巻孝徳巻に給禄天智巻に賜爵禄
形を見て宣命に大御物賜と乃に依て禄を後世
に字音にてろくと云ふ。今に禄令あり。凡此間に
ひげ乃漢籍に見えたるを引て禄字の用
其禄所以為民也と。漢籍に云ふ事なり。
Ⓑ汝王を伊麻志能伎美と訓し。汝の仕奉る君と云
ふを。墨江中王を詔ふ形。Ⓑ己王を伎美
と訓ふ。次文に己君と云ふに同じ。Ⓑ廁と云ふを

上に出。傳廿七のひら。○竊伺二字を宇加〻比と訓し。
中巻水垣宮段に哥に宇迦と波久斯良と登。Ⓑ殺を斯勢
奉伎と訓ふ。殺を斯勢と云ふ。上に出。○大坂山口
を上に見えたれども同じ。○大功を意富伎伊佐袁と訓
ふ。かくさまの大は後の言形なり。ユ。ヒ。キ。イ。
ふを。ゆ。しき。ゆ。云ふ例なり。万葉に加しふ意
きゆ。云ふを見えざれ。ゆ。ホ。キ。ゆ。訓を。中王を殺せし
事形なり。Ⓑ既はから。ふ。延なる用なり。古の語なれば。
序に已因訓云ふゆあり。盡く全くの意なり。傳二の
云ふ。考へ合。次傳に此を其意にしてまぎれを無く全くてふ意
形なり。次本に同じ。書紀継躰巻に全壊無色なりも

又(ヒ)不義を伎多那伎志和邪那理と訓(ヨ)し、書紀神代巻に黒心濁心悪心なども、キタナキ心と訓、續紀宣命の中に逆悪邪なども、字を用て、然訓(ヨ)き処多し、逆穢心邪なども、この字、凡て上代には、義に違ひて、邪逆は悪きこと、を云、伎多那志と云(ヒ)る、○然も此は、カリトテと訓む、勢宜しく帝も登豆と云辞、鎮火祭祝詞に、一つ古く方業なども見えたれば、今はこれ、カレドモと訓て、の添なり、○不實を、年久伊受波と訓(ヨ)し、實は報なり、○可謂無信は、伊都波理勢斯不那理と訓(ヨ)し、大臣は奴倍志と訓(ヨ)し、作は、偽言、詐言、なども、所思次なども、凡て此処の語、不義と云、無信と云、添なども、言も意も、漢籍なども、此、凡て漢籍の意の字なども、初て加たる如、此ども、議論なども、知なども、修なども、凡て、物の理を細密に分て、彼此を山を立て思ひ云は、上代の直き心に非ず、既に漢意に依る語なり、不義はコトワリナラズと訓、無信をマコトナシと訓てもいれ、古意は、古意に依て修き形なり、○既に上に同じ、全く同じ、○徐其信を、知岐理斯碁登淤許那波婆と訓(ヨ)し、全く初の契約の如く、行賜ひぬ形なり、○惶其情を、ソコロコ知レと訓(ヨ)し、曽婆訶理が思はむ心を恐み賜ふ形なり、曽婆訶理の心に、我を大臣に為

賜ふ恩を蒙徳きそのかた我を己君を絁奉て不義き者なれば如此賞賜ふ事は実に然ばかりぞ御所為形り世思ひ若然思はむ事はきに吾為天皇を詔ひ中に奏ばむこそ水齒別命の測定かりもの吾に忌こきを大事ぞ皇み所思ひ故還を云て賞らきを悪く思ふ事の故法て形り此還を師はダ訓もあり語の意然らず方まさり云ふ事なれば中巻日代宮段に天皇皇其御子之建荒之情而ものの例なり

① 正身を生ず出傳はの二十六巻此を曾婆訶理の身を云形り

② 滅を殺ものぞ滅

意ものの償を弟此公若生不世存在むを吾為天皇を詔ひ実を思ひて若天皇に泄奏さむ

③ 皇の故形り殺し給ふ此段の意をよく味ふ曾婆訶理を殺し給ふ其不義を罰ひ給ふ非其心を皇み其口を滅し賜はせ其情を皇其情の例なり若然ら上に云ふ是不義を云ふ殺し賜はせ賞は則き理を云ふ思ひまがふ信から書紀傳の趣異なるかも

④ 先を倭に到坐ぬ時き先なり

⑤ 大臣位大臣を位を非を位を云を古言形を官を別を後の心を以て思ふ官を加へ別を後世心なり若を位を即官に在て別を有る況や大臣を古は官に非

此由上より委云て褒称ふ所なり其ふ心自其位在しるが書紀皇極
卷に擬大臣位天智卷に授大織冠與大臣位續紀廿五
詔に本乃大臣乃位仕奉之武流事平世に詔に右太
臣藤原朝臣遠婆麻呂太臣乃位授賜此云ふ吉備朝臣仁
右大臣之位授賜此詔に太政大臣之位に上賜此
官位別に世に有り古言の
列如此言は三代実録廿三に辱大將之位形骸也
多し物語文に官を某位と云
上幸は倭國に有り此山口を幸に云ふ處
玉は大坂の河内の方より上る白雲有り假宮より出
傳廿五の世業忽に師の尓波加尓訓あり宜し為
勢志呂訓あり為賜て云意古言なり万葉十九
三九丁に國看之勢志真看見は看て國を賜て為なり
為令日者見為を宜し今本訓を誤れり百官は上
より出傳廿三の五十六葉此時水齒別命いまだ天皇に坐ざるに
かくの云は吾為天皇欺き賜ふ御所為ふ所なり大臣位
を賜ふ同じ令拜は古は定まる式なり信し
後に注家次第に任太政大臣事云ふ新任大臣先到本
家公卿以下列於中門外至人當南階東柱立尊者入自
中門外立再拜畢云々多新任大臣大饗近に群卿於
中門外徘徊主人降南階當座下方立尊者以下入自中

門列立階前再拜訖云詔者必有此如乃如修者この
但しとは大饗のことなり拜は
よりて
⑤飲同盞酒豊樂のことなり
⑥隠面大鋺傾け盛酒を飲時は面を隠
ものかりて天之佐鋺を云なり鋺は書紀神代巻に玉鋺大
神宮儀式帳に水真利三百口字鏡に鋺加奈方利と
物語に天人はよりて
銀のかなまりを持て水を汲ありく和名抄金器類に
金鋺白銀霊異記云其器皆鋺俗云賀奈萬利今按鋺字
所出未詳古語謂椀為磨利宜用金椀二字鋺字は
椀なり然れども古書皆鋺作
偏をかりて書は例多くなりて鞍を按
かき鉾を桙

加市波類那利乃如
ちむ波是は
⑦覆面
飲時は傾
下に準ずべし故に面を覆
⑧置席
さて此時に隠面大鋺を用ひ賜ふ
し賜ふと雖人の疾く見付て速に逃
み給ふ大刀を取出
を見せしの設なり
宗巻に齊明巻に
あり其に古言は聞え
武志呂野宮和名抄
頭は舊印本は
葉
流比也訓修其由は上巻に
須々年流那訓修
⑨進須々年流那訓修
豫て隠
設置給
大刀を取出
む事
速に逃
書紀垂仁巻
巻に哥
椰須
武徳巻に
上巻に
斬其子
斬天皇之頸
明白此者
傳十の
九葉

法王訓ヲ此ノ地詞ヲ故ニ阿須賀ハ訓ム上ノ幸ハ倭ノ方ノ○其地ノ所ニ斬其隼人之頸ヲ云ヒ所ノ地ヲ指テ云ヒ所ノ工ノ本坂山ノ中ノ既ニ倭ノ上ノ幸ノ地ノ名ノ近ノ○

飛鳥書紀ニ自大坂向倭至于飛鳥山和名抄ニ河内國安宿郡安須加部此郡名は飛鳥部造氏人の居住ヒしは飛鳥ニ居住ヒ所ヲ負ヒ名ヲ負ヒ飛鳥部造は姓氏録河内國諸蕃の中ニ見エ名帳同郡ニ飛鳥戸神社ノ今は古市郡ニ飛鳥村ノ是ニ此社も其処ノ所ノ名ノ古は安宿郡の内ノ大坂ヲ中巻傳ノ

五ノ北四條ニ云ヒ如ク今世ニ穴穂越道ニ云ヒ河内ノ飛鳥村を經て大和ノ飛鳥ノ次ニ出ル

今の飛鳥村ノ○留此向云ヒ所ノ詔ヒ所ノ遠飛鳥

の地ニ訓ム事ノ○被契波良比ニ訓ム叡美曾岐ニ又

訓ム倭ヲ石上神宮を拜賜ハ此ノ所ノ又

然ノ所ヲ斬賜ヒ所ノ織賜ヒ所ノ

○遠飛鳥は大和國高市郡ニ在て神名

帳ニ飛鳥坐神社飛鳥川上坐神社飛鳥山口坐神社飛鳥川上坐神社

の所ノ地ニ在て允恭天皇の遠飛鳥宮又顕宗天皇舒明

天皇皇極天皇齊明天皇天武天皇ノ御宮ノ都ノ皆此飛

鳥ノ所ノ近き地ノ所ニ近飛鳥宮段ニ飛鳥川

ある所ノ下ニ云ヒ傳中ノ巻ノ云ヒ廿ノ葉ノ名ノ意は上ノ

此ノ所ノ見エ如ク明日ノ詔ヒ所ノ依ノ明日ノ詔ヒ所ノ

のみにあらず、地名は須佐の如くなれども、是は名の何ぞなるは、少しかの御詔の意ふ因りて、此處ふても直に其日ふ幸しなる排ぞの河内ふ行ふ、明日ふ賜ふ所の兩處、全く同趣なれども、なほ遠き事ふなれば、加ふ、初めふ於ては、次ふ於ては、初めの如く同じく、處の意ふ依りて、此立ち、名は、豈処共ふ、此水齒別命の御世ふ、ありて、故ふ名は賜ふ、此王、此時はいまだ天皇は坐ざれば、なほ、なほ地名を改め給ふ事なれども、なほ地名ふ、なほ、なほ、なほ

訖平訖は許登牟氣衣閑与訓傳し中巻水垣宮段ふ
和平所遣之國政而覆奏ゆゑに彼処ふ云ふ傳此
四考合次傳し又倭建命段ふ所遣之政遂應覆奏ゆ
葉
ゆゑ此を天皇の大命を奉りて墨江中王を殺ひ政
ゆは云ふ也。侍之此言上巻傳此四新ふ委云ふ考
帝傳し中巻玉垣宮段ふ登岐士玖能迦玖能木実持参
上侍ゆゑに訓傳し書
紀云於是瑞歯別皇子知太子不在尋之追詣然太子疑
弟王之心而不喚時瑞歯別皇子令謂曰僕無黒心唯愁
太子不在而参赴耳爰太子傳告弟王曰我畏仲皇子之

逆独避至於此何且非疑汝耶云汝寔勿黒心更返難波
而殺仲皇子然後乃見焉瑞歯別皇子啓太子曰云々冀
見得忠直者欲明臣之不欺太子則副木菟宿祢而遣焉
爰瑞歯別皇子云々則詣于難波伺仲皇子之消息仲皇
子思太子已逃亡而無備時有近習隼人曰刺領巾瑞歯
別皇子陰喚刺領巾而誂之曰為我殺皇子吾必敦報汝
乃脱錦衣褌與之刺領巾恃其誂言独執矛以伺仲皇子
入厠而刺殺即縊于瑞歯別皇子於是木菟宿祢啓於瑞
歯別皇子曰刺領巾為父殺己君其為我雖有大功於己
君無慈之甚矣豈得生乎乃殺刺領巾即日向倭也夜半

纍於石上而復命於是喚弟
王怒敦寵仍賜封合屯倉

天皇於是以阿知直始任藏官。
亦給糧地亦此御世於若櫻部
臣等賜若櫻部名又比賣陀君
等賜姓謂比賣陀之君也亦定

伊波禮部也

天皇於是此御世所傳之故所其也下
云て此処如此云は阿知直を賞賜ふ
難を救奉りし功を賞賜ふ其功は大御身の
御於ふ多事ふ故ふ殊ふ天皇は記せ
やの年任藏官書紀ふ六年春正月始建藏
職因定藏部ふ事は見え
皮語拾遺ふ神武天皇殿ふ遠同殿共
分別倉内立藏号齋藏
齋部氏ふ任其職於後磐余雄櫻朝三韓貢献奕

世無絶齋藏之傍更建内藏分牧官物仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納始更定藏部世御世ゆ王仁が志たる傳ひにみな如し至於淳仁朝倉朝秦氏云々自此而後諸國貢調年々盈溢更立大藏令蘇我麻智宿禰檢校三藏齋藏内藏大藏秦氏出納其物東西文氏勘録其簿是以漢氏賜姓為内藏大藏令秦漢二氏為内藏大藏主鑰藏部之緣也此ゆ知り東西文氏ゆ東は倭文直ゆて阿知直の末西は河内文首ゆて王仁の末なり此二氏の事傳ひにの如く廣く云ひ漢氏は阿知直れ末氏ゆ廣く云ひ漢直ゆ倭文直も漢直の一流ゆ同巻ひに九巻ゆ委云ひ考合以傳し姓氏録ゆ摂津諸蕃藏人阿智王之後也阿智王は即右京諸内藏宿禰都賀直四世孫東阿智直ゆり又蕃漢人直之後也都賀直は阿知直の子ゆり見ゆ大藏氏ゆ姓氏録ゆ見えぬ生ゆ續紀續後紀ゆ見ゆて同く阿知直の後ゆり傳ひにゆ引きかゝまゝ阿知直ゆり初めて子孫ゆ至ゆるて藏官ゆ任じまつりぬて大藏の事は書紀清寧巻ゆ云く星川皇子云く遂取大藏官鎌倉門外門戒備乎難權勢自由費用官物云く欽明巻ゆ寵愛秦大津父者云く拜大藏省ゆて以太藏掾為秦伴造天智巻ゆ八年十二月災大藏十年十一月災近江宮從大藏省第三倉出特統巻ゆ難波大藏ゆ見えゆり職員令ゆ大藏省卿一人掌出納諸國調及錢金銀珠玉銅鐵骨角

齒羽毛漆帳幕擁衾度量賣買估價諸方貢献雜物事大輔一人少輔二人大丞二人少丞二人大録一人少録二人史生六人大主鑰二人少主鑰二人藏部六十人價長四人云々内藏寮頭一人掌金銀珠玉寶器錦綾絲氈褥諸蕃貢献奇偉之物年料供進御服及別勅用物事助六人允二人大屬一人少屬一人大主鑰二人掌主當出納少主鑰二人藏部四十人云々延喜大藏省式内藏寮式ハ見ヘタリ和名抄ハ大藏省於保久良乃都加佐内藏寮幣知乃久良乃豆加佐ハ内藏ヲ後世ハ多クハ藏ノミ云フ物語ハ對ヲ書ケリ此ヲ寄ル藏ノミ云フ内藏寮ハ是ハ漢國ノ周礼ニ倉人ハ穀ヲ掌ル云々

○古事記傳三十八

云々古事記ノ後世ハ藏人ハ天皇ノ御前ニ近習シテ倉人ハ天皇ノ御前ニ近習シテ倉ノ事ヲハ預ラシメ藏人ハ天皇ノ大藏ノ事ヲハ預ラシメ其ノ名ハ藏ノ出納ヲ仕奉ル人ハ天皇ノ御前ニ近ク親シク仕奉ル人ハ女ノ事ハ傳ヘ聞ク者ハ倉人ハ倉ノ事ヲハ預ル云々

○粮地ヲ師ノ多稱許呂ハ訓ヲ依ル

傳ヘ書紀清寧卷ニ又以田地與下漢彦孝徳卷ニ給與田地ヲ田荘ヲ同代ニ出部ヲ聞ケリ

文師カキベ也訓ヲ頭宗卷ニ民地又卷卷ニ部曲ヲ

○三十三

訓き伎と云は其領所民を云○於若櫻部臣等云く
称す聞えあれども此は叶はず
書紀に三年冬十二月天皇浪兩枝船を磐余市磯池與
皇妃各分乘而遊宴膳臣余磯獻酒時櫻花落盞御盞矢
皇異之則召物部長真膳連詔之曰是花也非時而來其
何處之花矣汝自可求於是長真膳連獨尋花獲于掖上
室山而獻之天皇歡其希有即為宮名故謂磐余稚櫻宮
其此之縁也是日改長真膳連之本姓曰稚櫻部造又号
膳臣余磯曰稚櫻部臣姓氏録に若櫻部造饒速日命三
部長真膳連初去來穂別天皇謚履中後兩枝船於磐余
市磯池與皇妃分駕遊宴是時膳臣余磯獻酒櫻花飛來
落于御盞天皇異之遣物部長真膳連尋求乃得掖上
室山獻之天皇歡之賜余磯姓稚櫻部臣也
書

紀の文を取て記せり然此に若櫻部造條に
余磯に姓を賜ふとのみを記し長真膳連に若
櫻部造の姓を賜ふとのみを記せり然ひがひがしき
ことなり若櫻部造饒速日命十世孫建知尼連之後也履
中天皇御世採櫻花獻之仍改物部連賜姓若櫻大宮
部造ぞ物部連の饒速日の上に饒字落あるべし
号の若櫻の由縁も此に見えたり
若櫻花のうつくしきを賞て云なるは
清正集に いとしかの植て見あれば若櫻ちかぬる
春のそぐぬ俤かな
此は其よりよりそ若木の櫻や聞えあ
ぬ此時は若櫻部に賜ふ姓氏の中に臣
の方は姓氏録右京皇別に若櫻部朝臣阿部朝臣同氏大彦
命孫伊波我牟都加利命之後也
牟都加利命は膳臣の偽
の心葉に委くそ
膳臣の事傳廿二氏人は天武紀に稚櫻部臣五百
瀬ぞ云見ゆ百字を誤形ぞ
持統紀に見ゆ同御世

年十一月若櫻部臣賜姓曰朝臣續紀世五に若櫻部朝臣上麻呂若櫻部朝臣伊毛と云見えたり此書紀に始め余磯に賜ふ処に姓云云と号ぶ此記に名を賜ふ此記の名字を師君は初賜ふ時は姓なき非元号ぶ事なれども

む子孫相嗣て遂に姓となれり前に若櫻部臣等云云と是櫻部臣等云云と是なり既に若櫻部臣等云云と是なり然らば凡て始め語の後の名なり

○比賣陀君等云云師云云比賣陀君等の例なり

君等の誤か云云は非賜姓謂云云

於若櫻部臣等同例なり

登保布婆袁祢表賜比伎訓佐續紀北史稱物部

朝臣等之祖朝臣姓表授末津遊兵勲功後裔是其據矣

何此訓佐此氏宜日伎宮殿の祖遠祖

此記の分注書紀に姓氏錄に見えたり

傳世二卷八巻云云如此処如此殊に挙若櫻部の比賣陀云由縁の

如是傳はらぬ事なり老君の君宗諸本に名

作保噂上の若櫻部名の誤也形り今は延佐本に

依る○伊波礼部は大宮地の石村に依る部なり

天皇之御子神淳名倉太玉敷命

コノスメラミコトノ

天皇之御年陸拾肆歲御陵在

ニ

毛受也

○毛受は所在大詳なる事なし

陸拾肆歲書紀には共年三月壬午朔丙申天皇玉體不豫水土不調崩于稚櫻宮時年卅九仁德天皇の十年なり立爲皇太子時年十五十四歲なり依ては遠ざけ若せ十云ふ彼三十一年なり

○舊印本眞福寺本又六本ともに此間に

例の如く壬申年正月崩云々字なし或は細注か

壬申年は書紀に仁德天皇の六年丙午崩

天皇の二十一年なり又月も日も合ざるなり各

の傳に依て但し此記に仁德天皇卯年崩

五年なり若仁德天皇の崩年を元年

で計ふ時は書紀に六年なり

○毛受延佳本に受下に野字あり

本に無き故に依て補ふ

云ふ地此を然は云ふ

が多し此記は古の傳なり

月己酉朔壬子葬百舌鳥耳原陵諸陵式に百舌鳥耳原

南陵盤余稚櫻宮御宇履中天皇在和泉國大鳥郡兆域

東西五町南北五町陵戸五烟なり和泉志に在大山

陵南北石津村陵畔有墓有龜塚乳岡塚飲酒塚等

云ふ。大山陵云云。仁德天皇の御陵なり。彼御段ふ云ふ源の如し。此御陵なり。其南方に在て、上石津村の北方なり。

天毛

御髮命、此宮中に坐す。泉圓天皇、泉原に葬る。

多治比宮卷

水齒別命坐多治比之柴垣宮。

治天下也。此天皇御身之長九尺二寸半。御齒長一寸廣二分。

上下等齊既如貫珠

眞福寺本は、初は弟帝の御段に坐すよりなり。此事若櫻宮段に云ふが如し。○此天皇後の漢樣の御諡、反正天皇申次。○多治比、此地の事、若櫻宮段に、多遲比野に、上十一處に云ふ。上十巻。○柴垣は、上巻に青柴垣とありて、訓柴云布斯と注せり。依らば、此も然訓ふべし。甕葉宮段等は、夜幣能斯婆加岐、美古能志婆加岐、阿邪婆加岐、斯婆訓、常は濁を加、清音の加字を用ひしれど、清音の神名帳伊勢国鈴鹿郡に、志婆加支神社と云ふ見ゆ。さて

崇峻天皇の宮を倉椅柴垣宮と云と書紀欽明巻に泊瀬柴籬宮と云に見えたり。抑柴の垣を構て宮を造れる故に負て名付しも故に負て名付しも此御宮名の如何なる由にか。此御世のころに至ては皇大宮の御垣は実に柴垣なりき。況て崇峻天皇の御世のころをや。然るに実に柴の御垣なりしは非ずして、かの水垣宮と云ふ類にて、柴垣と云ふ。上代ははみな然なり。美きかの水垣なりしも称て云へる名を故に其意なる名なるを示さむとて、故に柴の御垣と構たりしなるべし。猶考へ合べし。

書紀に元年冬十月都を於河内丹比是謂柴籬宮とかく記されしも此天皇は皇子にて坐しかば、より此多治比に居住給へりしなり。多治比は水歯別命の申したまふ知られたり。されて此宮は事帝王編年記に丹比郡今宮坂上路北空地是也と云へり。

河内志に丹比郡柴籬宮在松原荘植田村廣庭神祠東北に云へる所は編年記に云へる地なるべし。

○此天皇真福寺本に此字形は御身之長長貴多氣と訓ぜり。高さと云へるなり。○九尺二寸半尺を佐加と云へり。此字音を取りたるのみにて多本より古言に云へる古き言なり。寸を伎と云は刻れ意なり。万葉に玉刻春と伎み刻字を書たり。十三巻に真刻持と云へり。其意にて伎と云へり。伎陀伎邪牟と云へるの本語なるべし。されば二寸半の二寸五分を云へるなり。此半は伊都伎陀と訓ぜし訓て違書紀孝徳巻に二尺半をフタサカアマリイツキと

訓添ふ数多侍り。二尺半ばかり。二尺五寸なり。さて御身之長九尺は餘
り坐添ふ事ゆゑ過て異なる間も第一なれども。若は九字
の誤か思ひ。書紀に倭建命を身長十丈と云ふ。仲哀天皇を身長
十尺と云ふ。古の丈尺は量今の尺と異ふ。然れども若古の一尺は今の七寸ばかり
なれば九尺餘も一丈ばかりなる。次ふ云ふ。㊀御齒和名抄ふ説文云。齒口中骨者
也。和名波。㊀長は那賀佐と訓ふ。九て立る物は多
那賀佐云字は同じ。然らぬ物ふ
別ふ。後世ふ混て多氣と云はさが了り。㊀二寸或
書ふ齒寸八分。ふ寸八分。寸八分。
布多伎陀と訓ふ。分を伎陀と訓ふ。書紀景行卷

小碩田と云國名見えて此伝於保岐陀の訓ふ和名
抄に豊後國大分於保伊多郡と云ふ。地形ふ使を伊と云ふ。後の音便なり。
是伎多ふ分字を用ひたり。寸分の分は意ふ添ふ寸分
の分を伎陀と訓ふ例ふ未見及ばざれども。必然ふ添ふ
くおぼゆ。ちて寸ふ刻の意ふ添ふき。分と同くして
別なきは似られぬ。丸て分類の名は意ふ同じ
事ふ。いさゝか言ふ異き添ふを以て別ち云ふ例
の添ふ。ちて此の二分を師ふ
ワキと訓ふ。訓ふ。わろし。さて御齒の廣さ
二分ふ。尋常と異ふ。無きふかく挙云ふ
如何ふ故ふ。若古の一尺ばかり形
ふ細かふ。若ふ此を却て細きを部ふ。ふ名ふ
添ふ。長さ二寸ふ。廣さ二分形ふ。ふ殊ふ細く
ふ。ちて部ふ。ちて丸て物の長さを

度ホ尋ヲ云ヒ、束ヲ云ヒ、本より其の古言形り、文尺寸分
ヲ云ヒ、漢字ホ訓ホ傳きの、き、設ホ、訓ホ傳きの、き、ヲ
臆ふ、そ知が、こし、けて其量ヲ古の一尺ヲ、今世の七寸
訓ヤ、ホ、ヲ、ふ、此事未ダ委く知得考究ふ、今の時は御定メ
そ、ルはら、唐、代のから国のさ、○上下ヲ上御齒下御齒
ご、ホ、ふ、依ら、ヲ、見ヤ、
ケり。㊀等齊ヲ、比登斯玖登ヒトシクノボリ能比弖ヒテ訓傳ヒ裕ヨ云
揃ホ、ふ、ヲ、既ヲ上ても云ホ如く、盡ク、ヲ云意ホ、全タ
く、ヲ云ホ通ふ、此は全く意は近く聞ゆ、師ヲ死字ヲ誤
ヲ、る、ホ、ヲ、去ヲ、か、ヲ、然ら、ヲ、か、
か、ホ、処ヲ、既ヲ云ヒ、古言形り。○如貫珠ヲは、色の白
く、美麗ク、て、玉の如く形ホ、ヲ云ふ、ホ、ヲ、貫ヲ、ヲ、並
び、ふ、ホ、ヲ、ホ因て、ヲ、ホ、ヲ、清齊ひ、ホ、ヲ、形を以て云
細長く、ヲ、ヲ、管形ふ、ヲ、ホは非じ、如古の玉ふは、
ホ、ヲ、ヲ、ヲ

都夫良郎女二柱又娶同臣之女
弟比賣生御子財王次多訶辨
郎女拜四王也

丸迩は丸迩臣なり云姓氏録に伊邪河宮段に出、傳世二の四十六葉

○許碁登臣名義未考得次書紀神代巻に興台産霊此云許語等武須毘なり云神名なり姓氏録布留宿に天足彦國押人命七世孫米餅搗大使主命之後也男木事命なり

は此人なるべし時代も仁徳天皇御世なれば合ひて

○都怒郎女は名意未考得次

○申斐郎女御名義未考得次

○都夫良郎女は名義未考得次継躰天皇の御子に同御名あり書紀

女御名義未考得次

ふは彼御母を丸迩臣氏なり穴穂宮段に男に都夫良意富美なる云人を

なり書紀云元年秋八月立大宅臣祖木事之女津野媛為皇夫人生香火姫皇女圓皇女大宅臣は丸迩臣と同祖の氏なるべし一

○財王書紀に皇女なり此記に皇子皇女共に例なるべし王なる記ひ例

なるべし男女の間知かたし祖此夫皇の皇女なるべし他

みな郎女なり故に此御子のみ王なる故なるべいなるべし

む中巻高穴穂宮段に弟財郎女なる云ふ是御名義又同

御名の御子なるべし彼段に云ふ傳世九の八葉

○多訶辨

郡安御名を地名の神名式に大膳職坐又鳥名見高倍神社云云又雅集註云鵝名抄云多加閑書紀十一は此鳥名見ゆ和名抄に沈鬼貌俗鴨而小背上有文者也漢語抄云多加閑書紀云又納未人弟
弟媛生財皇女與高部皇子

天皇之御年陸拾歲御陵在毛受野也

天皇之眞福寺本に之字無し○陸拾歲書紀に六十二
年春正月甲申朔丙午天皇崩于正寢乃日御年百

記されず○舊印本眞福寺本又一本なども此間に
丁丑年七月崩ぬと云六字ありて日の無きを傳は丁丑年
とし書紀にて仁德天皇六十五年又允恭天皇廿六年
に有るなり但し此記に履中天皇壬申年崩ぬと有
は此天皇の五年に當れり依て丁丑は誤れり
○毛受野書紀允恭卷云五年秋七月地震先是命葛城
襲津彦之孫玉田宿禰主瑞齒別天皇之殯則當地震多
云々冬十有一月甲戌朔甲申葬瑞齒別天皇于耳原陵
そもそも此御葬の數年を經て崩ぬと有るは如何
故にか有りけむ思ふに書紀に允恭天皇御位に即
まして多傳きて皆群臣に謂て曰く朕が病久しく
治まらず殆に萬姓に臨む能はず行ぬ固く辭給ひ
請申て賜ふ御言の中に大王辭而不即位位空之既經年
月ぬと有るを思ふに實に未だ允恭天皇辭して未御位に即

賜はさせ給ひ五年は經給ふ故に御葬は
遲くなれ給ひ御ゆ[illegible]恭仁天皇の御位の即
賜ふ御ゆ[illegible]天皇の崩ぜ給ひ明年の春明年の春
なりぬれば既經年月[illegible]東
給ふ諸陵式に百舌鳥耳原北陵[illegible]比柴籬宮御宇天
正天皇在和泉國大鳥郡兆域東西[illegible]南北[illegible]町陵[illegible]
[illegible]烟[illegible]和泉志は在[illegible]陵社[illegible]中筋村[illegible]稲井
原陵陵畔有墓[illegible]鈴塚[illegible]云[illegible]御陵里[illegible]
[illegible]井山[illegible]云[illegible]

圖書寮文庫

国立公文書館
National Archives of Japan